

令和7年1月28日（火）

令和6年度第4回日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会 資料1

## 第2期にっしん幸せまちづくりプラン（案）

（第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画）

日進市

日進市社会福祉協議会



# 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1-1 地域福祉をめぐる全国的動向	1
1-2 本市における計画策定の経緯	6
1-3 計画の位置づけと期間	8
1-4 福祉圏域と地域範囲の設定	12
1-5 計画の策定体制	16
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題	17
2-1 統計からみる本市の現状	17
2-2 第1期計画の主な実施状況・達成状況	35
2-3 アンケート結果からみた現状と課題	46
2-4 本市における地域福祉の主要課題	50
第3章 基本理念と基本目標	53
3-1 基本理念	53
3-2 基本目標と施策体系	55
第4章 地域福祉推進のための施策・事業	57
基本目標1 人権の尊重と福祉のこころの醸成	57
基本目標2 包括的な相談支援体制構築と福祉サービスの充実	60
基本目標3 地域福祉を支える人づくり・活動支援	64
第5章 地域福祉と一体的に展開する取組	67
5-1 重層的支援体制整備事業の推進（日進市重層的支援体制整備事業実施計画）	67
5-2 自殺防止の推進（第2次日進市自殺対策計画）	72
5-3 成年後見制度の利用促進（第2期日進市成年後見制度利用促進計画）	91
5-4 再犯防止の推進（日進市再犯防止計画）	95
第6章 計画の推進に向けて	99

<u>6-1</u> 連携・協働と各主体の役割 .....	99
<u>6-2</u> 計画の進行管理 .....	100

# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1 地域福祉をめぐる全国的動向

### 1 社会構造の変化に伴う諸課題

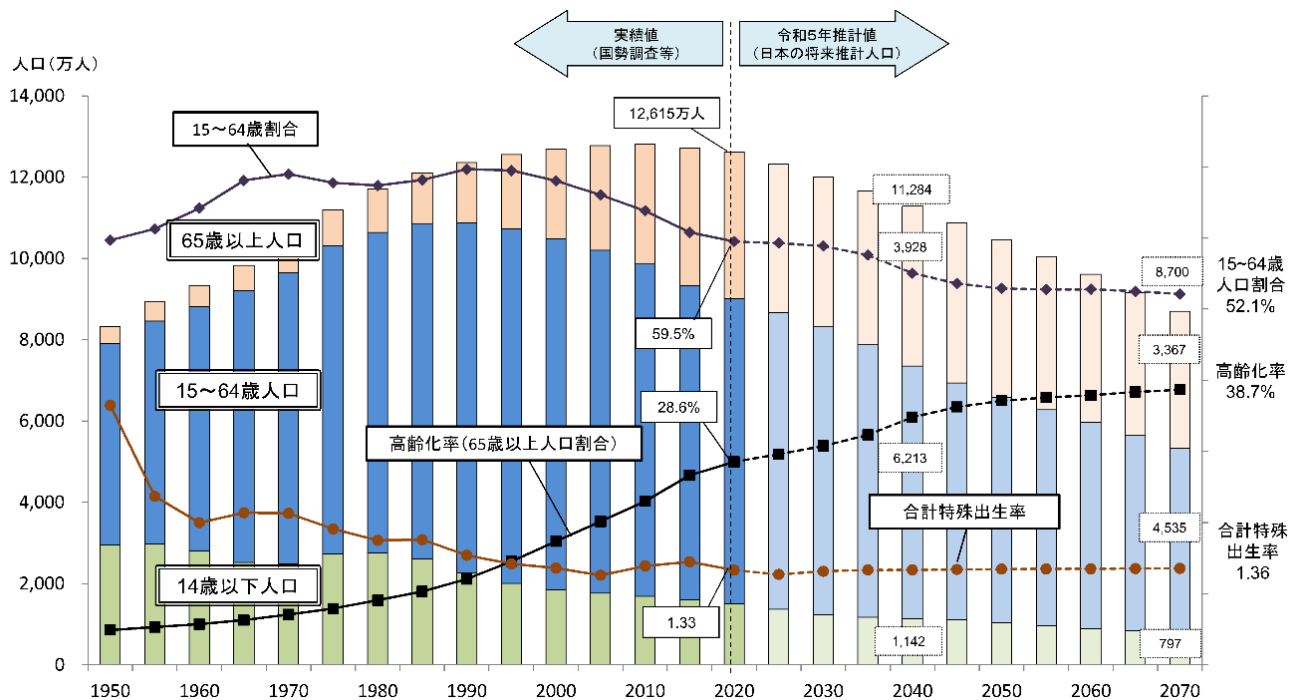
#### (1) 少子高齢化の進行と人口減少（2025年問題・2040年問題）

我が国は2010年を境に人口減少に転じました。2025年には、現在約800万人いる団塊の世代(1947～49年生まれ)の全てが後期高齢者(75歳以上)となることで、国民の5人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えます。

「2025年問題」とは、こうした過去に例のない超高齢社会を迎えることによって生じる諸課題のことで、社会保障費の負担増大、医療・介護体制の維持の困難化、後継者不足にともなう経済活動の縮小などが課題とされています。地域福祉の分野で見れば、要介護者をどう支えていくか、また、地域活動の後継者が不足する中で地域活動をどう維持していくかも課題とされています。

さらに、2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、我が国の総人口に占める高齢者数の割合が過去最大の35%に達すると見込まれています。「2040年問題」とは、高齢者割合がピークを迎える時期に起こり得る諸課題のことを指し、深刻な労働力不足、社会保障制度の危機、経済の縮小化などが指摘されています。

図1-1 国の人口の推移



資料：2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

## (2) 地域社会の変容と社会的孤立

かつて我が国では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支え合いの機能が存在していました。しかし、少子高齢化や人口減少の進行とともに、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤は弱体化してきています。

昨今は、こうした地域社会の変容を背景に、以下に例示するような社会的孤立を要因とした複雑・複合的な課題、制度の狭間にある課題などが顕在化してきています。

### (世帯の複合課題)

- ・ 8050問題……80歳代の高齢の親が、ひきこもりの50歳代の子どもの生活を抱える課題のこと。こうした親子が社会的に孤立し、困窮した生活を送っているケースが少なくありません。
- ・ ダブルケア……一般には(狭義では)、晩婚化や高齢出産化などにより、育児と介護のタイミングが重なる状態をダブルケアと呼んでいます。広義では、家族や親族等との密接な関係における複数のケア関係・複合的課題を指す言葉とされています。
- ・ 子どもの貧困……衣食住などの生きていくために必要最低限な物資、経済力が欠けている絶対的貧困にある、もしくは、その社会で一般的となっている生活水準(その国の貧困線)に達していない相対的貧困にある子どもの存在及び生活状況のことを子どもの貧困と呼んでいます。日本の子どもの7人に1人が貧困、ひとり親家庭の半数が貧困といわれています。
- ・ ヤングケアラー……本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳以下の子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

### (制度の狭間にある課題)

- ・ ひきこもり状態や社会的孤立など従来の対象者別の制度には合致しにくい課題、また、軽度の認知機能の障害や精神障害が疑われ様々な課題を抱えているが制度の狭間に落ち込んでしまっている課題などがあります。

### (支援拒否などの課題)

- ・ セルフ・ネグレクト……医療・介護サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態のことを指します。

このように、現在の社会では様々な課題への対応が必要となっており、社会の活力の維持向上、地域活性化を図りつつ、複合化・複雑化する福祉ニーズの変化に対応していくことが重要課題となっています。



## 2 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の局面では、人と人が互いに距離をとり(ソーシャルディスタンス)、接触する機会を減らすことを求められました。その結果、閉じこもりがちになる高齢者等の孤立化・虚弱化の進行、DV・児童虐待、自殺者の増加につながったとされ、全国的に大きな課題となっています。

また、休職・離職を余儀なくされた方、減収した世帯も増加し、生活困窮者も増加することとなりました。

## 3 関連する福祉分野の国の動向

### (1) 高齢者に関わる国の動向

高齢化社会への対応として、国では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくための包括的な支援体制として「地域包括ケアシステム」を提唱し、市町村等にシステムの構築と深化が求められるようになりました。

令和2年の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正社会福祉法や改正介護保険法では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業の創設や認知症施策の総合的な推進が求められています。

### (2) 障害者に関わる国の動向

国では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしています(第5次障害者基本計画)。

我が国では、平成23年6月に障害者基本法を改正、平成24年4月には障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正が行われました。また、障害のある人の人権に関しては、平成25年4月に障害者差別解消法(平成28年施行)が制定されました。これらの国内法の整備を経て、平成26年1月に国際連合の障害者権利条約が正式に国内で批准されています。

その後も、読書バリアフリー法(令和元年施行)、障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年施行)、医療的ケア児支援法(令和3年施行)など、障害のある人に対する法律・制度の制定・改正が進められています。

### (3) 子ども・子育てに関わる国の動向

国は、平成6年4月、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした国際条約「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に批准しました。

その後、平成15年7月には次世代育成支援対策推進法の制定、平成24年8月には子ども・子育て支援法等の成立、令和元年5月には子ども・子育て支援法の一部改正などを進めてきました。

令和5年4月には、こども家庭庁を発足させるとともに、こども基本法を制定し、「こども

まんなか社会」、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを示しています。

## 4 地域共生社会の実現に向けた国の動向

### (1) 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成27年9月の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」で今後の福祉の方向性が示され、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」では、『地域共生社会』を実現するとされ、その後、『地域共生社会』の実現に向けた具体策の検討が進められてきました。

平成28年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域力強化検討会で、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりの在り方や包括的な相談支援体制の整備の在り方などについて検討が重ねられました。その結果が平成29年社会福祉法の改正につながっています。

### (2) 社会福祉法の改正（平成29年改正）

平成29年5月に、改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）が可決・成立しました。

この中で、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える複雑かつ複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記しました。また、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。

あわせて、市町村の地域福祉計画の策定を努力義務化するとともに、福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけることとなりました。

### (3) 社会福祉法の改正（令和2年改正）

平成29年5月の改正社会福祉法附則の規定を踏まえ、地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）が設置され、具体的な方策・支援内容が検討され、その結果が令和2年社会福祉法の改正につながりました。

令和2年6月に、改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正）が可決・成立しました。

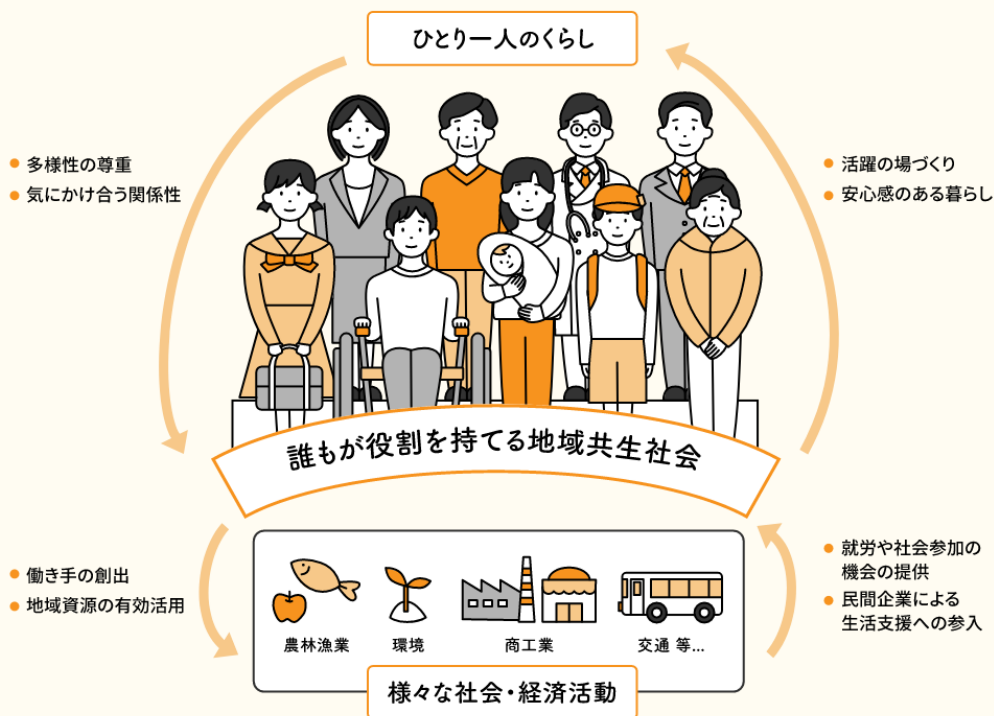
この法改正によって、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を具体化する一手法として、重層的支援体制整備事業が創設され、市町村が実施できることとされました。



## ● 地域共生社会とは ●

### 《地域共生社会とは…》

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



### 《地域共生社会の実現に向けた取組の経緯》

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。



資料：『地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）』より引用

## 1-2 本市における計画策定の経緯

### 1 地域福祉計画（第1次～第2次日進市地域福祉計画）

本市では、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「日進市地域福祉計画(計画期間:平成17～26年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定しました。行政の福祉サービス以外の支援が地域に応じて行われるなど、様々な取組が進められました。

次いで、平成27年には、市民活動をはじめ、行政、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会、社会資源である社会福祉事業者等による重層的な支援体制(=地域包括ケアシステム)を構築し、地域福祉のさらなる発展をめざすため、第2次地域福祉計画と第4次地域福祉活動計画を一体的に策定した「にっしん幸せまちづくりプラン」を策定し、地域福祉を推進してきました。

### 2 地域福祉活動計画（第1次～第4次日進市地域福祉活動計画）

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民に対して実施する地域福祉に関する具体的な活動を定める計画です。

日進市社会福祉協議会の計画としては、平成10年4月に「ふれあいネットワークプラン21」を策定し、平成18年3月に「日進しあわせプラン(第1次日進市地域福祉活動計画)」を策定しています。平成20年度に第2次活動計画、平成23年度に第3次活動計画を策定し、平成27年度からは地域福祉計画と一体的に第4次活動計画を策定しました。

### 3 第2期にっしん幸せまちづくりプラン

#### (第3次日進市地域福祉計画・第5次日進市地域福祉活動計画)

平成27年度から令和6年度を計画期間とする「にっしん幸せまちづくりプラン」の後継計画として本計画(=「第2期にっしん幸せまちづくりプラン」)を策定しました。

計画策定にあたっては、複合化・複雑化する福祉ニーズの変化や法制度の改正等に対応していくための見直しを行い、今後の本市における地域福祉の方向性(基本理念・基本目標)と活動(地域福祉推進のための施策・事業)を示しました。

とりわけ、新たに創設された重層的支援体制整備事業を実施し、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の構築を計画に位置づけました。本計画を羅針盤として、「地域共生社会」の実現に向けた取組を着実に推進していきます。



## ● 地域福祉とは ●

《社会福祉法では…》

社会福祉法によると、「地域における社会福祉」を地域福祉と規定しています。「社会福祉」とは、人々が幸せに暮らせるよりよい社会をめざすことを意味しています。したがって、「地域福祉」とは、地域に暮らす誰もが幸せに暮らせるような社会をつくっていくことと言えます。

《言い換えれば…》

高齢になっても、障害を抱えることになっても、またその他の様々な事情で福祉サービスを必要とすることになっても、自分の周りの家族や友人などとの関係を維持しつつ、経済活動、文化活動などあらゆる分野の活動に参加でき、誰もが自分らしく、誇りを持って、地域の一員として自立した生活が送れるような「地域社会」をつくっていくことです。

《地域福祉活動とは…》

様々な担い手（住民、事業者、社会福祉協議会、行政など）が協働して、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域をつくっていくための活動のことです。

## ● 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」 ●

本計画は、「地域福祉」という市民の日常における生活全般に関わる内容の計画書です。日常生活において、日々の暮らしや様々な市民活動を行っていく中で、あえて「地域福祉」を意識している人は多くはないと思います。

しかしながら、日常の暮らしや日々の市民活動が結果として地域福祉につながっているということ、そして、誰もが少しずつでも「地域福祉」の視点を持ってもらうため、さらに、広く市民に親しまれ、愛着をいただけていただけるようにするため、本計画の名称を「にっしん幸せまちづくりプラン」としました。

## 1-3 計画の位置づけと期間

### 1 法律上の位置づけ

#### (1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法を根拠とする計画で、市町村が行政計画として策定する計画です。同法第107条には、市町村地域福祉計画の策定が市町村の努力義務として規定されています。

#### ● 社会福祉法(抜粋) ●

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### (2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会がその活動計画として策定するものであり、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画となります。

#### ● 社会福祉法(抜粋) ●

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、(中略)、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前(3)号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



## 2 市の他計画との関連と位置づけ

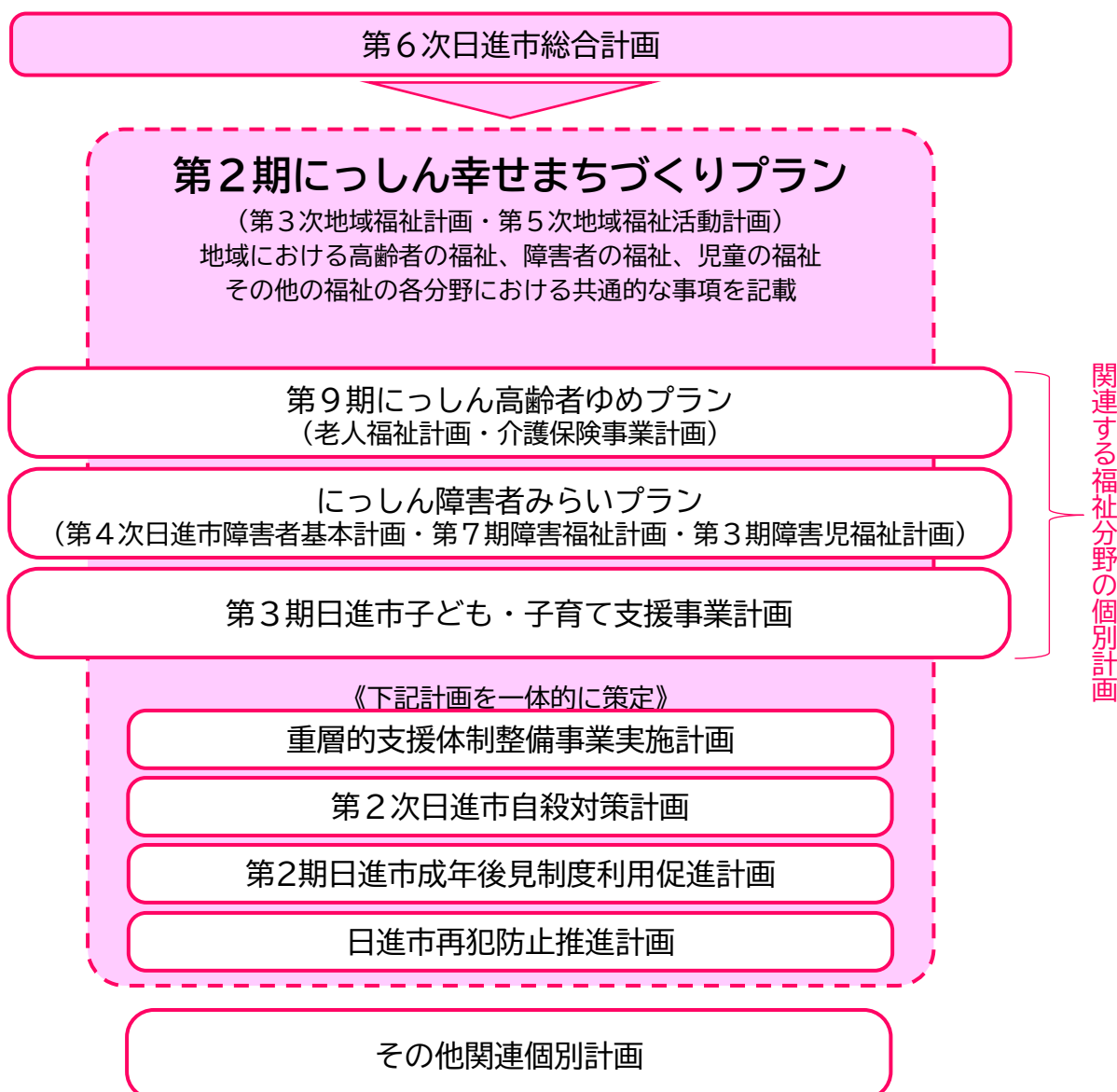
平成29年社会福祉法の改正に伴い、地域福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定める計画として位置づけられています。

本計画は、福祉分野の個別計画(にしん高齢者ゆめプラン、にしん障害者みらいプラン、日進市子ども・子育て支援事業計画)の基本理念・地域福祉推進のための施策や取組を総合的に包括していく計画として策定しました。また、他分野の計画との整合性を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

また、地域福祉を進める上での本市の理念や仕組みを定める計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための社会福祉協議会の行動・取組を定める計画が地域福祉活動計画となります。

なお、本計画では、「重層的支援体制整備事業実施計画」、「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯防止推進計画」も一体的に策定しています。

図1-2 他計画との関連・位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。  
また、計画期間の中間年において必要に応じて見直しを行います。

図1-3 計画の期間

計画	年度	令和														
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
		(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	(2033)	(2034)	
総合計画	基本構想	基本構想 (2021~2030)										第7次総合計画				
	基本計画	基本計画 (5年程度で見直し)					基本計画									
幸せまちづくりプラン		第1期 (2015~2024)			第2期 (2025~2034)											
高齢者ゆめプラン		第8期 (2021~2023)		第9期 (2024~2026)			第10期 (2027~2029)			第11期 (2030~2032)		第12期 (2033~2035)				
障害者みらいプラン		第3次障害者基本計画 (2018~2023)		第4次障害者基本計画 (2024~2029)					第5次障害者基本計画 (2024~2029)							
		第6期障害福祉基本計画 第2期障害児福祉計画 (2021~2023)		第7期障害福祉基本計画 第3期障害児福祉計画 (2024~2026)		第8期障害福祉基本計画 第4期障害児福祉計画 (2027~2029)		第9期障害福祉基本計画 第5期障害児福祉計画 (2030~2032)		第10期障害福祉基本計画 第6期障害児福祉計画 (2033~2035)						
子ども・子育て支援事業計画		第2期 (2020~2024)			第3期 (2025~2029)					第4期 (2030~2034)						



## 4 SDGsとの関係

平成13年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。

SDGsは、193の国連加盟国・地域が2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれ一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本理念に掲げています。この考え方は、本計画がめざすところの『地域共生社会』の実現に相通じるものです。

SDGsは、身近な地域社会においても総合的に取り組む必要があるという共通認識のもとで、行政、事業者、個人等が協調し、目標達成に向けた取組を進めていくことが求められています。

本計画も SDGs の考え方を踏まえて策定しています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 地域福祉との関わりが深いゴール(持続可能な開発目標)

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

## 1-4 福祉圏域と地域範囲の設定

### 1 自助・共助・公助の位置づけ

地域福祉とは、すべての人が高齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになっても、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくり(=地域共生社会づくり)のことです。

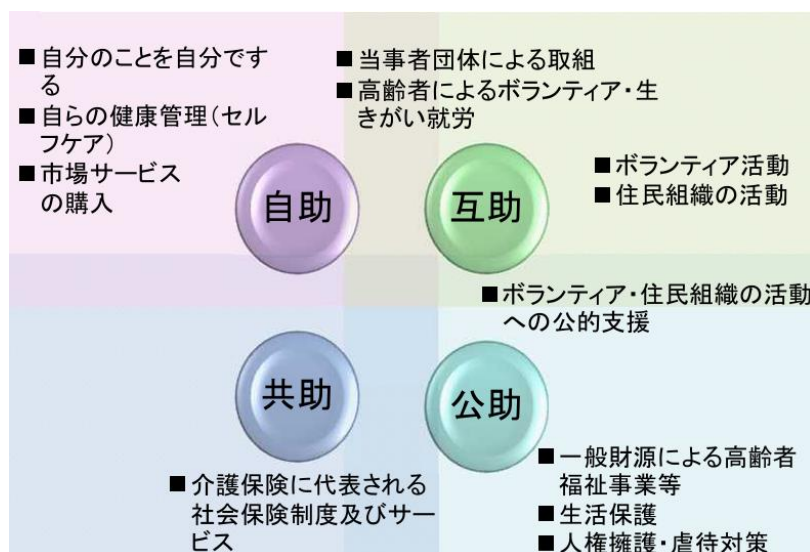
また、地域福祉活動は住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための取組のことです。

こうした地域共生社会を実現していくためには、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」によって解決していく取組が必要不可欠です。

日頃、身の回りで起こる課題は、個人や家庭で解決(自助)し、個人や家庭で解決できない課題は、隣近所やボランティア、NPO法人などの活動(互助)で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度といった社会保障制度などを活用する相互扶助(共助)、地域で解決できない課題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給など、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する(公助)というように、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。

中でも、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助について、地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」が地域福祉の推進上最も重要です。

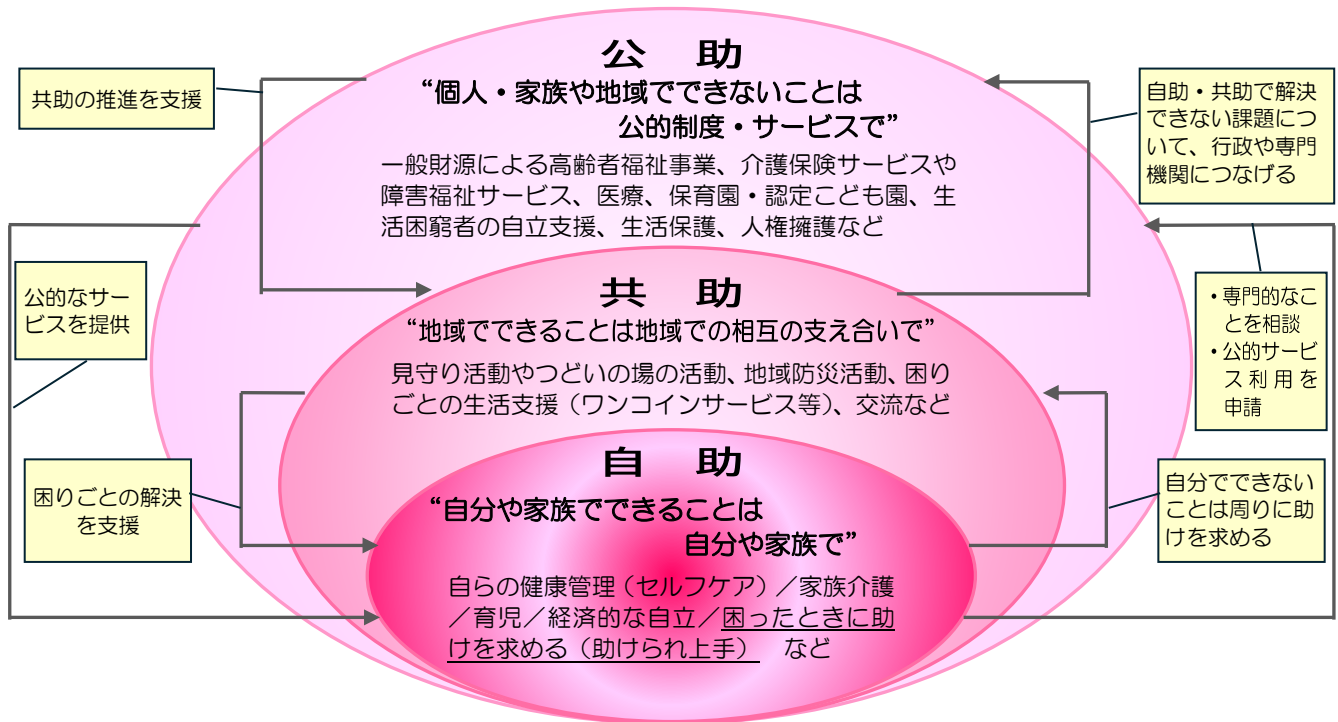
図1-4 自助・互助・共助・公助の領域(平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書)





本計画では、これまでの計画と同様に、「互助」も「共助」という言葉に包含させる形で概念整理しますが、「共助」の言葉の中には、個人の自発的意思によって他の人を思う気持ちの発露として行われ、地域コミュニティのつながり（=絆）の再構築に向けても重要な役割を果たす「互助」を色濃く反映した概念として位置づけ、介護保険制度や医療保険制度等は「公助」に寄せた概念として位置づけるものとします。

図1-5 自助・共助・公助の位置づけ



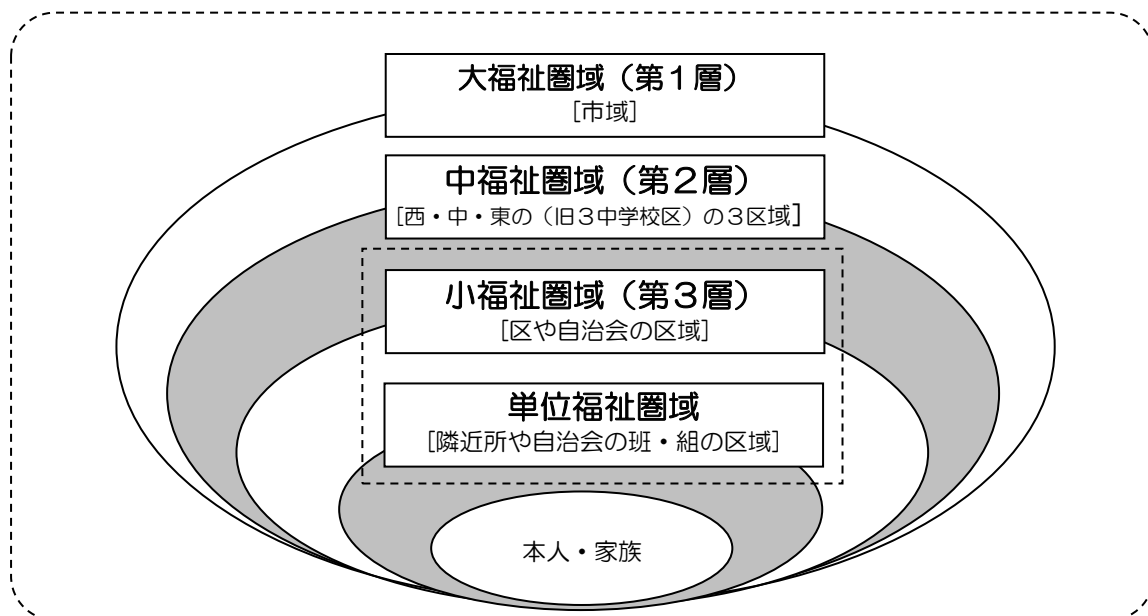
## 2 地域範囲の設定

「地域」と一口で言っても、人によってイメージする概念や捉え方は様々です。自分の家から向こう3軒両隣くらいと考える人もいれば、区・自治会や市の区域の範囲と考えている人もいますが、それらはすべて「地域」であることには変わりはありません。

「地域」とは、そこに住む人の居住環境や交友関係、移動手段の有無などによって様々であるため、「地域」の課題と言っても、その範囲によって課題解決に必要なことは異なります。

本計画では、「地域」の範囲のあり方を整理する中で、地域を以下のように区分し、多段階的かつ重層的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域における役割を位置づけるものとしします。

図1-6 福祉圏域の区分



※ ( ) 内は介護保険制度における地域包括ケアシステムの階層を示しています。

### <本人・家族>

地域を構成する最小の単位です。地域福祉において、本人・家族は自助の主体であり、課題に対して最初に直面することになります。

### <単位福祉圏域> [隣近所や自治会の班・組の区域]

### <小福祉圏域 (第3層)> [区や自治会の区域]

生活の課題を共有する場として考えられる範囲に、隣近所や自治会の班・組、区や自治会があります。この圏域では、属している組織に関係なく、困っている人の顔が見え、互いを支え合える共助の主体となる範囲と考えます。

### <中福祉圏域 (第2層)> [西部・中部・東部の3区域]

本市では、地域福祉推進のため活動を行う民生委員児童委員の体制について、市内



を3圏域に分けて活動を実施しています。また、介護保険制度における地域包括支援センターや、生活支援コーディネーターについても、3圏域に配属し、相談や地域包括ケアの体制づくりをしてきました。本市の地域福祉を推進するにあたって、中福祉圏域を3圏域で設定することは、地域の見守り、専門職との連携を行う体制を整備しやすいという利点があります。

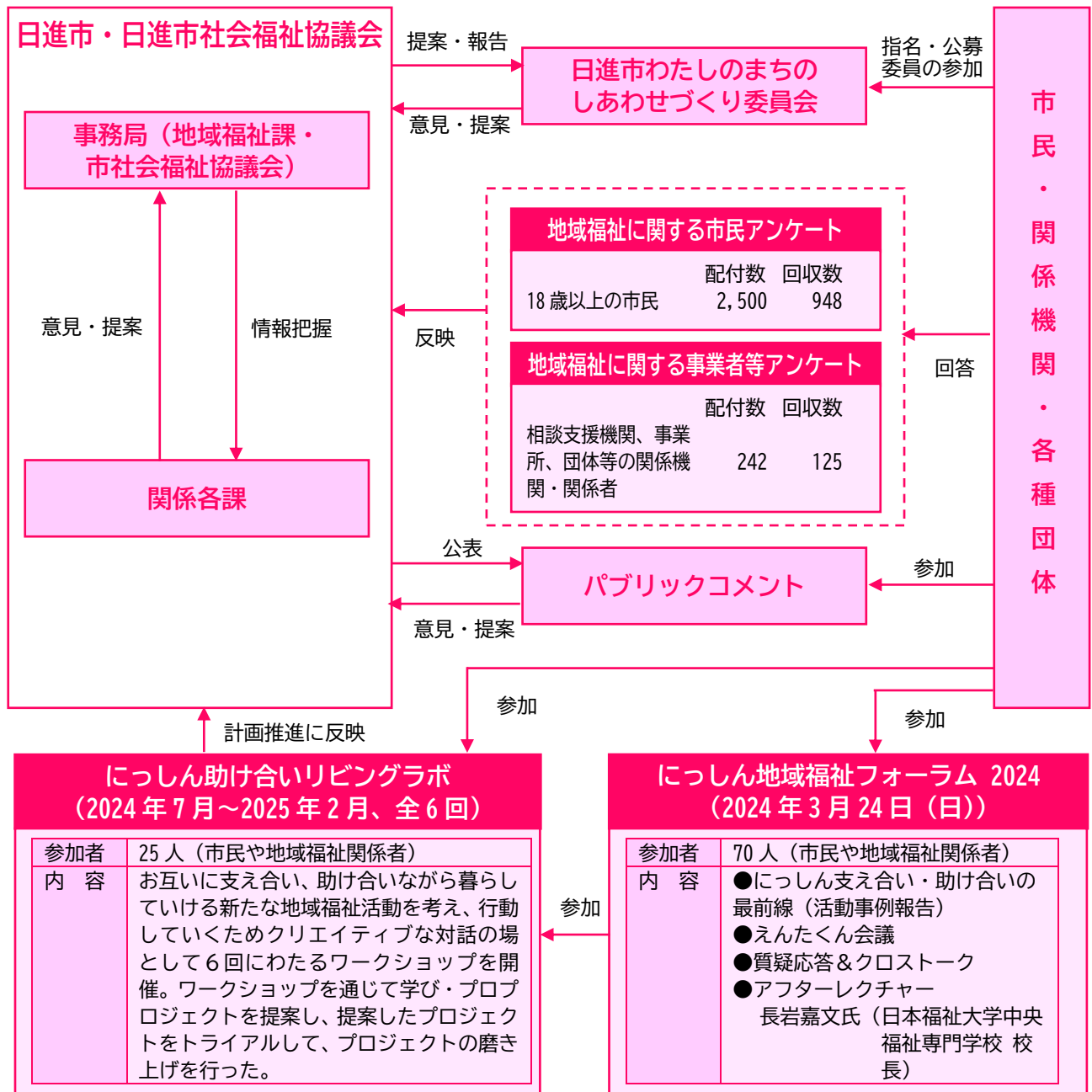
#### <大福祉圏域（第1層）>[市全域]

中福祉圏域を取りまとめ、全市的な活動を行う圏域として、「市全域」があります。市には、数多くの委員会や協議会が存在しているため、分野ごとの情報を共有し、調整機能を持つことで、社会資源の開発や虐待などの困難事例への対応ができると考えています。

## 1-5 計画の策定体制

本計画は、地域福祉推進の主体である市民を対象としたアンケートや相談支援機関・事業所・団体等の関係機関・関係者などを対象としたアンケートを実施し、日進市地域福祉課及び日進市社会福祉協議会が関係課との連携・調整を図りながら本計画の方向性、内容などについて検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、市民代表などで構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」で協議・審議を行い策定しました。

図1-7 計画の策定体制



## 第2章

# 地域福祉をめぐる現状と課題

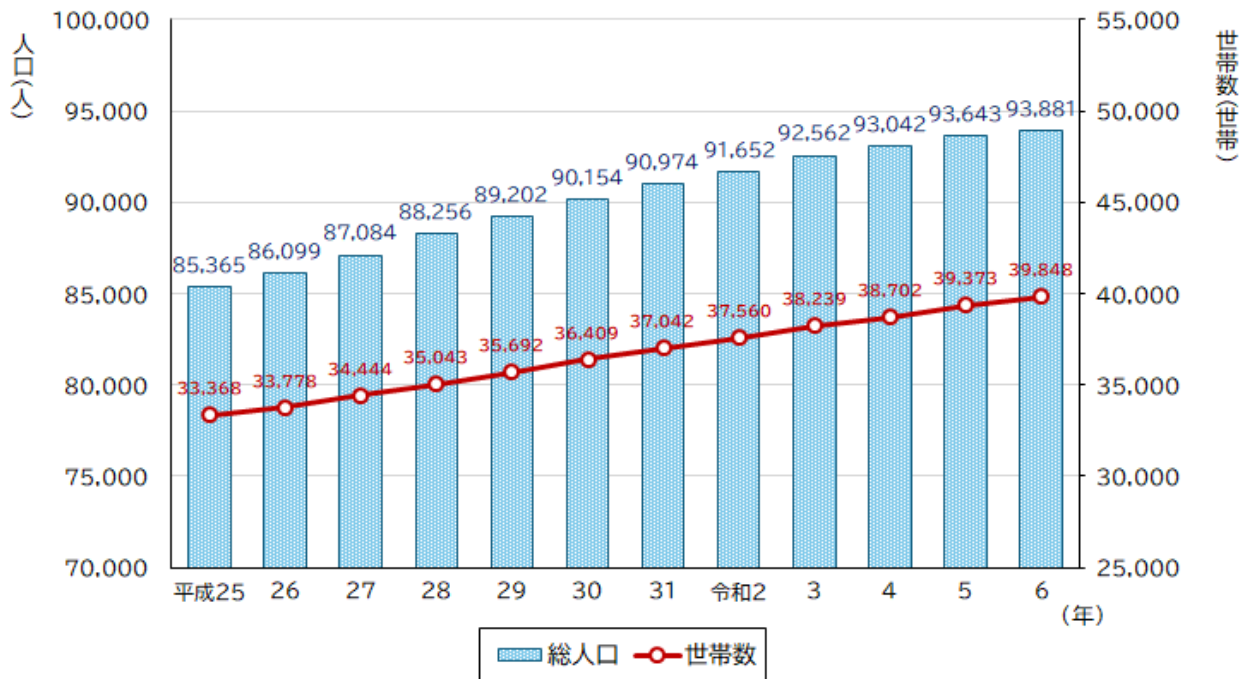
## 2-1 統計からみる本市の現状

### 1 総人口及び世帯数の推移

#### (1) 総人口と世帯数

本市の総人口は増加を続けており、令和6年4月1日現在の人口は93,881人、世帯数は39,848世帯となっています。

図2-1 総人口及び世帯数の推移

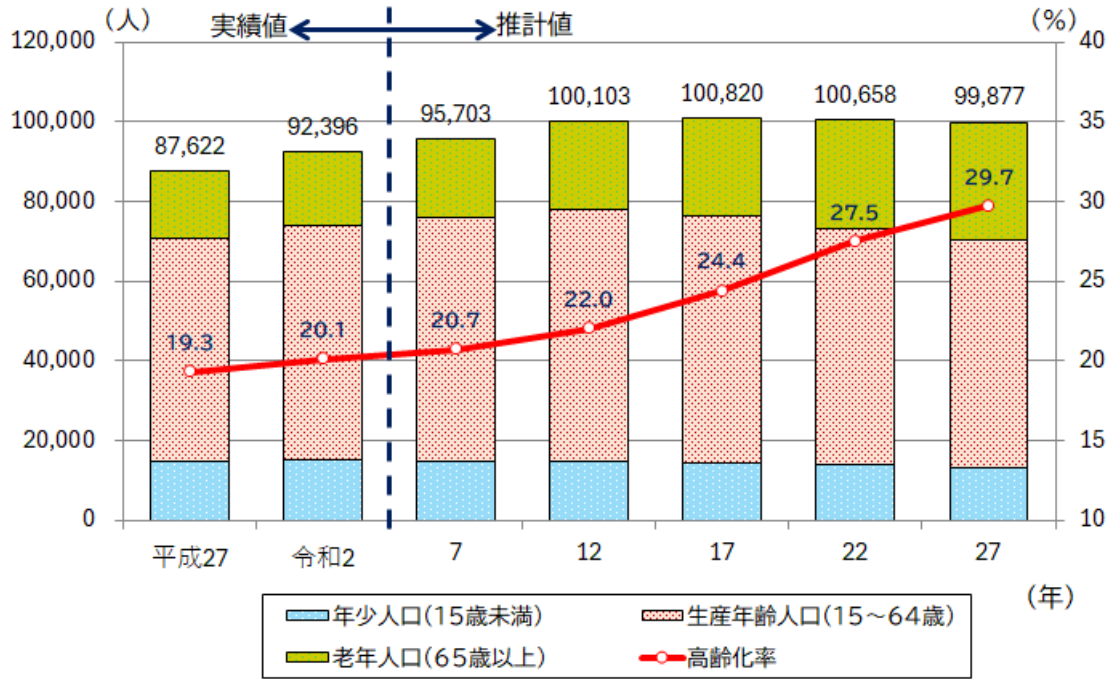


資料 住民基本台帳人口 各年4月1日現在

(2) 将来推計人口

本市の将来推計人口によると、令和17年の100,820人をピークとして、その後は人口が減少していくものと推計されています。高齢化率(65歳以上人口の割合)は上昇を続け、令和27年には29.7%と3割近くにまで上昇すると予想されています。

図2-2 将来推計人口



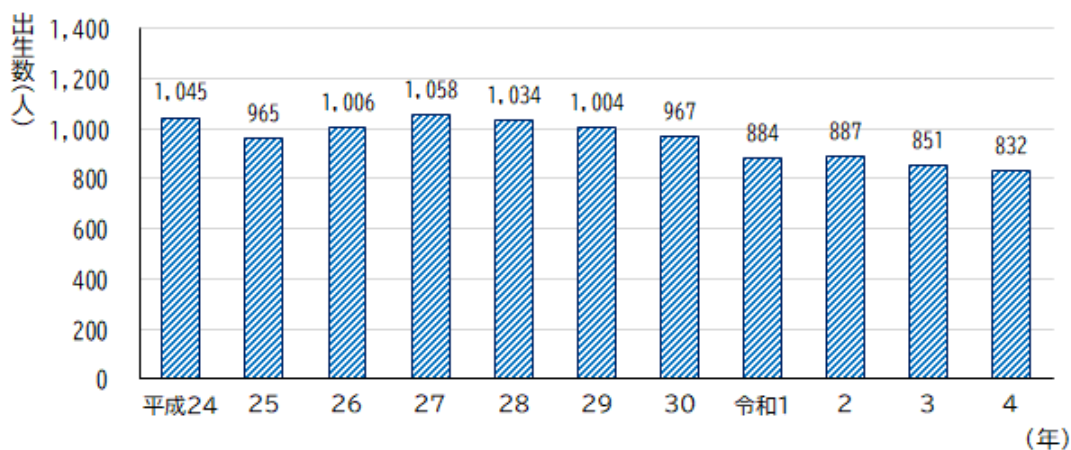
資料:市推計人口(令和5年推計) 各年10月1日現在



### (3) 出生の動向

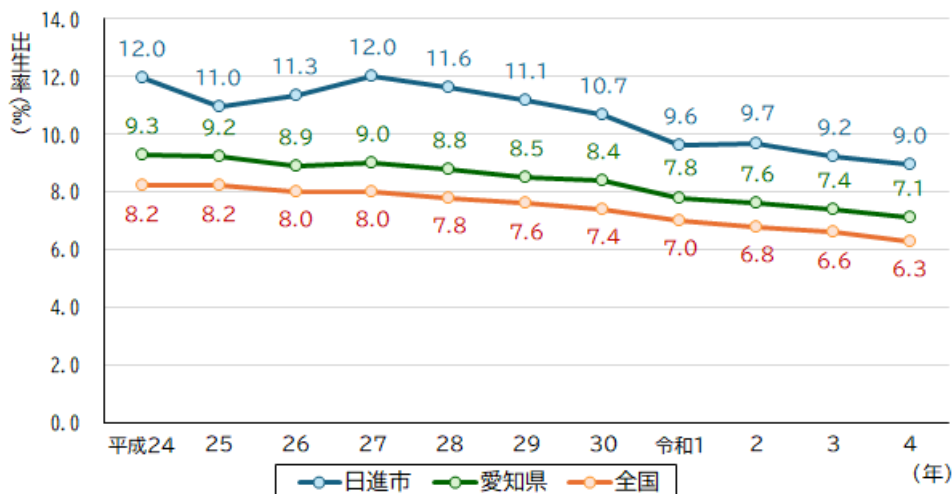
出生数は平成27年をピークに減少に転じており、令和4年は832人になっています。  
出生率は平成25年から27年にかけては増加していましたが、その後は減少基調にあります。令和4年の出生率は9.0%(パーミル(千分率))となっています。

図2-3 出生数の推移



資料:愛知県衛生年報

図2-4 出生率の推移



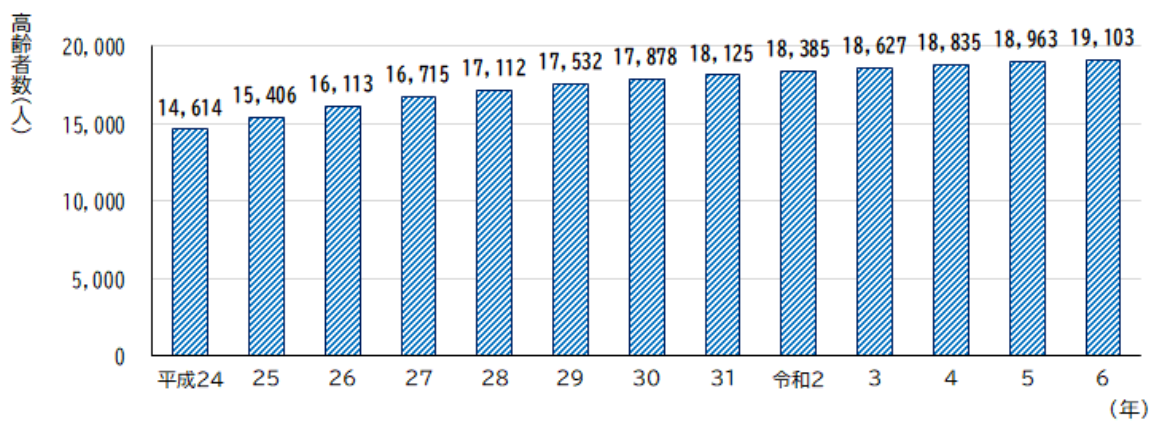
資料:愛知県衛生年報

(4) 高齢者数の状況

本市の高齢者数(65歳以上人口)は年々増加を続けており、令和6年4月現在19,103人です。5年前の平成31年4月現在の18,125人からは978人の増加、率にして5.4%の増加となっています。

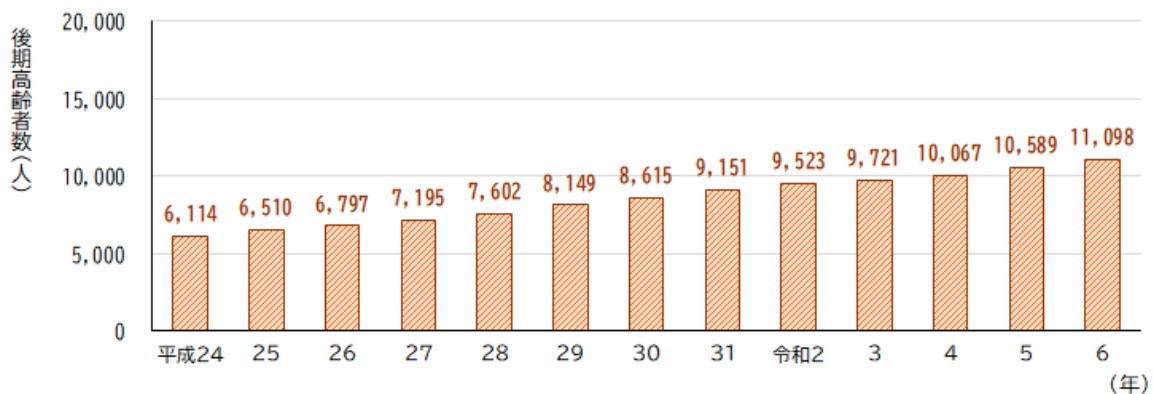
後期高齢者数(75歳以上人口)も同様に増加を続けており、令和6年4月現在11,098人です。5年前の平成31年4月現在の9,151人からは1,947人の増加となっており、率にすると21.3%の増加となっています。高齢者の増加率よりも後期高齢者の増加率の方が高くなっています。

図2-5 高齢者数(65歳以上人口)の推移



資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在

図2-6 後期高齢者数(75歳以上人口)の推移



資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在

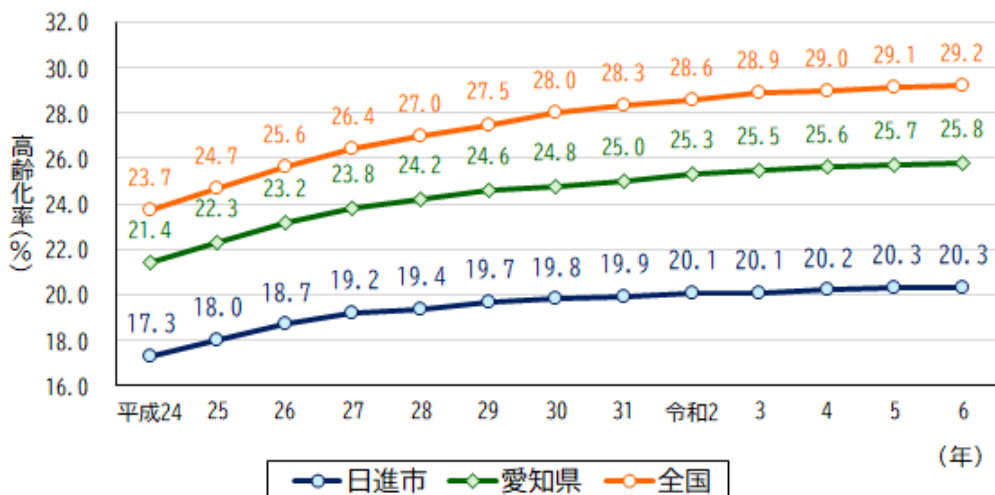


## (5) 高齢化率の状況

本市の高齢化率は愛知県、全国と比べると低い率を維持していますが、平成24年以降一貫して増加を続けています。令和6年の高齢化率は20.3%です。

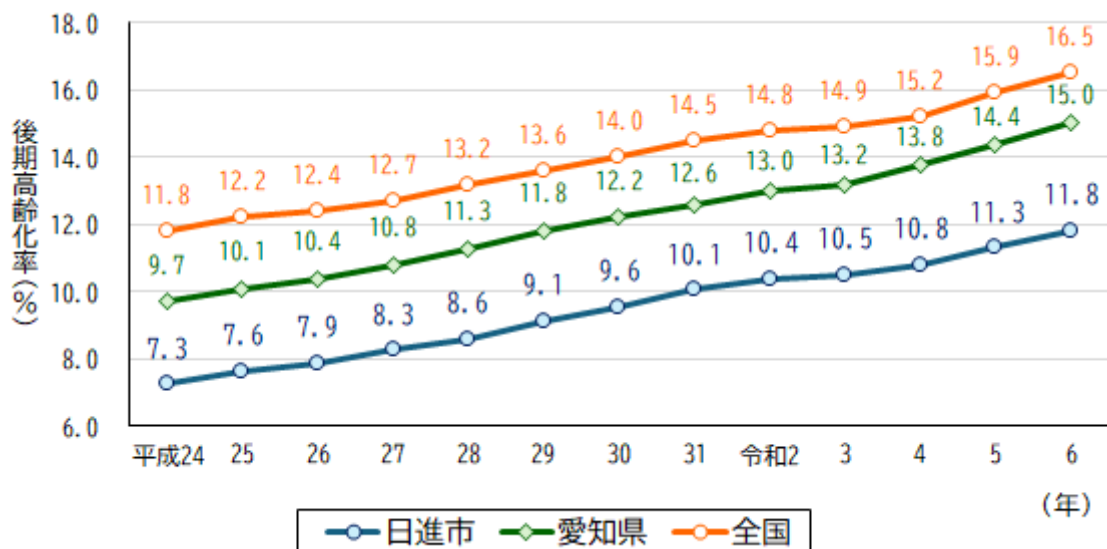
後期高齢化率も同様で、県、国よりも低い水準にあります。増加を続けており令和6年には11.8%に達しています。

図2-7 高齢化率の推移(市、県、全国の比較)



資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在、県:あいちの人口 各年10月1日現在  
 国:人口推計 総務省統計局(各年4月1日現在)

図2-8 後期高齢化率の推移(市、県、全国の比較)

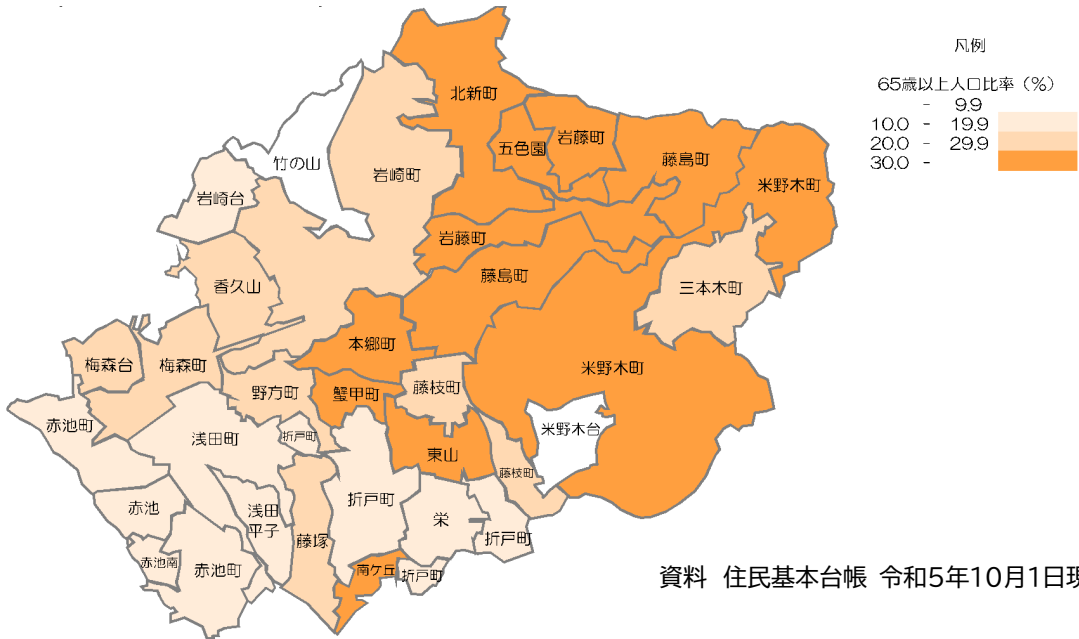


資料 日進市:住民基本台帳人口 各年4月1日現在、県:あいちの人口 各年10月1日現在  
 国:人口推計 総務省統計局(各年4月1日現在)

町別に65歳以上人口比率と75歳以上人口比率を比較すると、地域差が顕著に表れています。65歳以上人口比率では岩藤町(37.3%)、蟹甲町(35.2%)、米野木町(34.9%)、75歳以上人口比率では岩藤町(22.5%)、米野木町(22.2%)、蟹甲町(21.4%)と、この3町の比率が高くなっています。

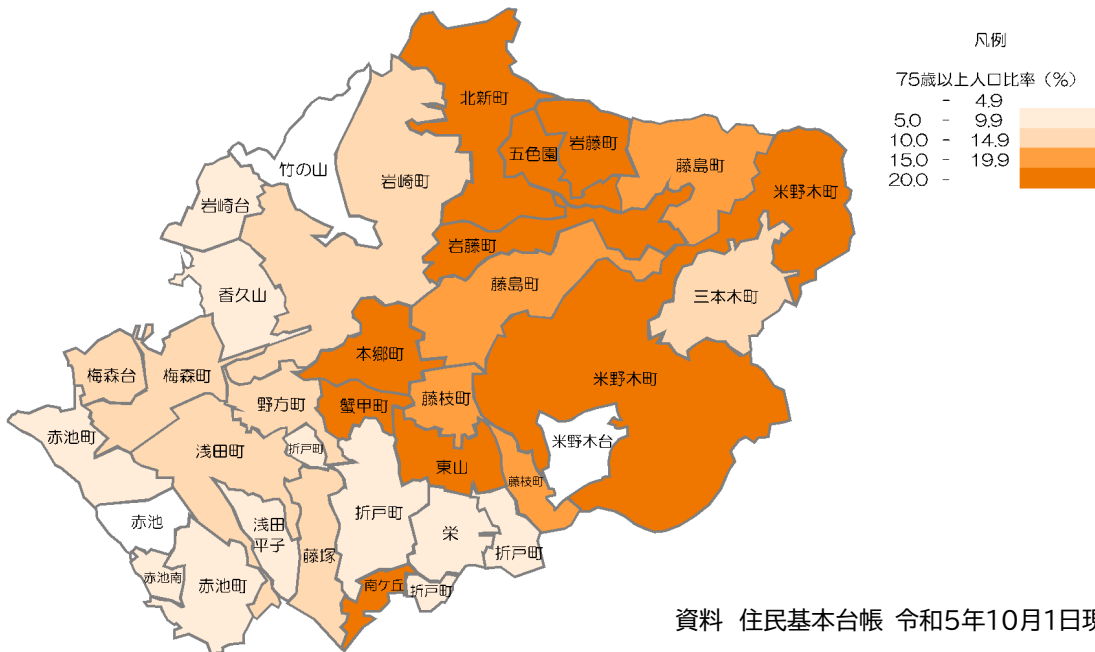
65歳以上人口比率が30%を超えている地域は9地域、75歳以上人口比率が20%を超えている地域は8地域となっています。

図2-9 町別65歳以上人口比率



資料 住民基本台帳 令和5年10月1日現在

図2-10 町別75歳以上人口比率



資料 住民基本台帳 令和5年10月1日現在



## (6) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は令和6年3月31日現在で3,336人となっています。平成31年から令和6年の5年間で571人の増加となっています。

図2-11 要支援・要介護認定者数の推移



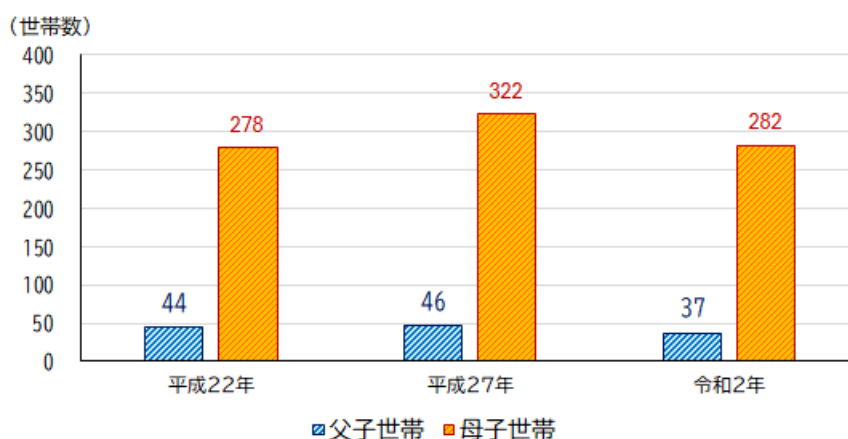
資料 日進市 各年3月31日現在

注 対象は第1号被保険者(65歳以上)。第2号保険者(40歳以上64歳まで)は含まない。

## (7) ひとり親世帯の状況

令和2年時点の父子世帯は37世帯、母子世帯は282世帯となっています。平成27年から令和2年にかけて、父子世帯、母子世帯ともに減少しています。

図2-12 父子・母子世帯数の推移

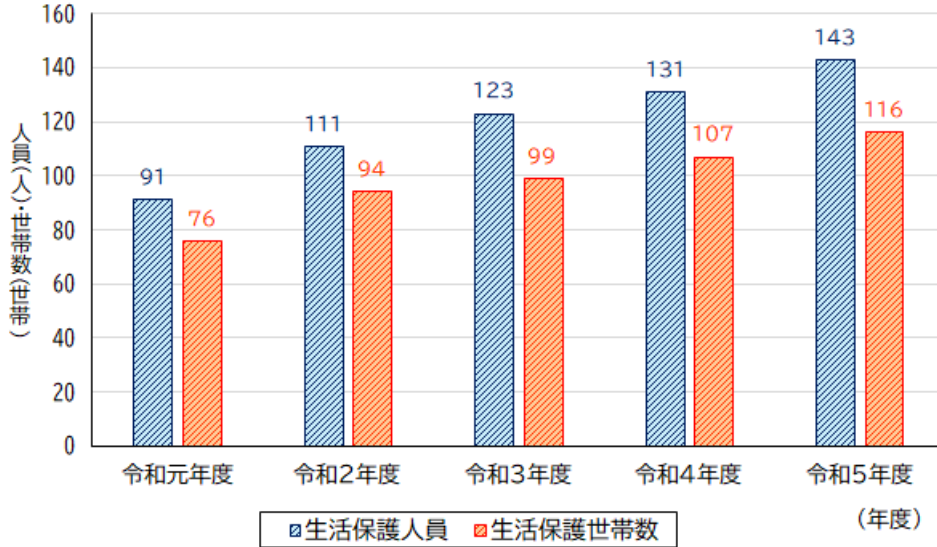


資料:国勢調査 各年10月1日現在

**(8) 生活保護人員、生活保護世帯数の状況**

令和5年度末時点の生活保護人員は143人、生活保護世帯数は116世帯です。令和元年度以降、生活保護人員、生活保護世帯数ともに増加傾向にあります。

図2-13 生活保護人員、生活保護世帯数の推移

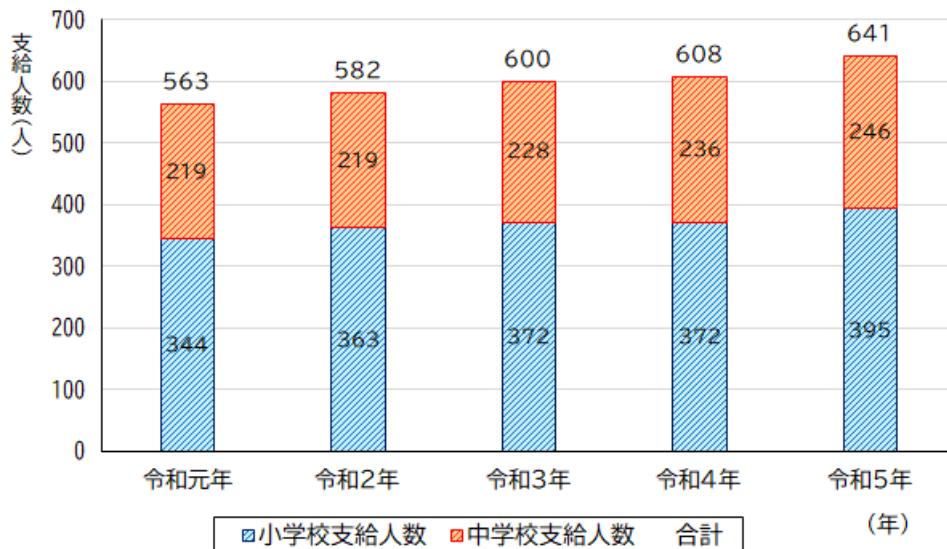


資料:日進市 各年度3月末現在

**(9) 就学援助費支給の状況**

令和5年の就学援助費支給状況は小学生395人、中学生246人、合計641人となっています。令和元年以降、就学援助費支給の人数は増加傾向にあります。

図2-14 就学援助費支給状況の推移



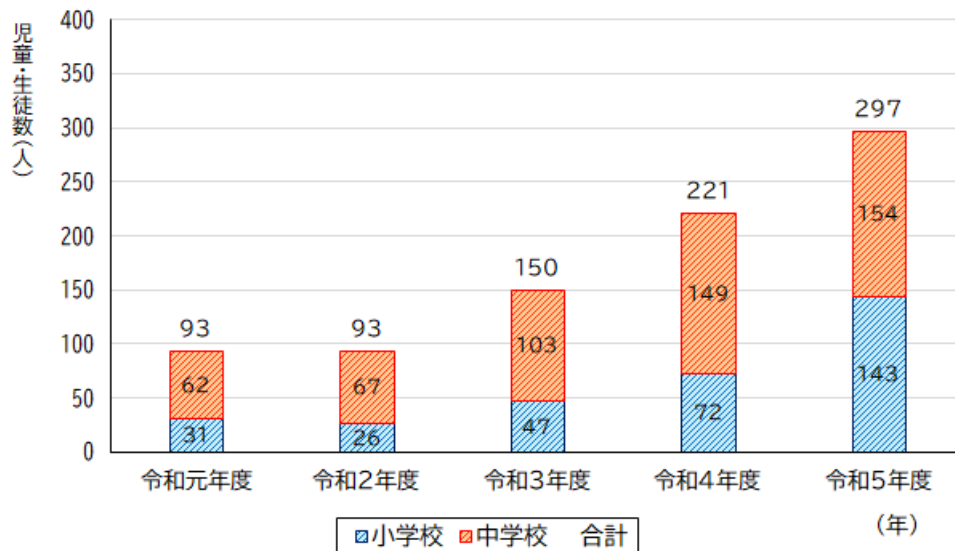
資料:日進市 各年3月末現在



## (10) 不登校児童・生徒数の状況

令和5年度の不登校児童・生徒数は小学校143人、中学校154人で、合計297人となっています。令和5年度の不登校児童・生徒の数は、令和元年度の3倍超となっています。

図2-15 不登校児童・生徒数の推移



資料：日進市 各年度3月末現在

資料 日進市 各年度3月末現在

注 遅刻、早退、保健室登校、ハートフレンド、フリースクール等は出席扱い  
不登校の目安としては年間30日以上欠席した児童生徒数

(11) 外国人住民の推移

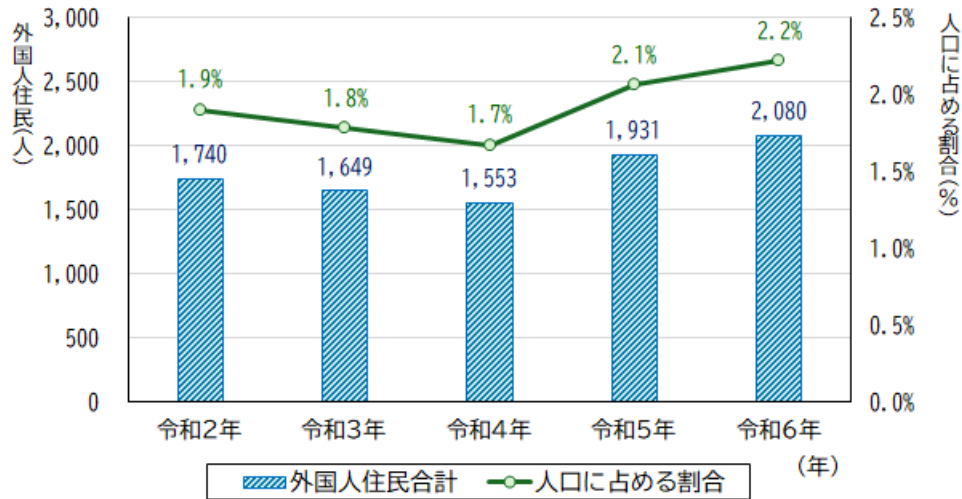
令和6年3月時点の外国人住民は2,080人で、全人口に占める割合は2.2%となっています。令和3年、4年にかけて外国人住民は減少しましたが、令和5年からは再び増加に転じています。世帯数も令和5年から増加しています。

表2-1 外国人住民・世帯数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人口合計(人)	90,974	91,652	92,562	93,042	93,643	93,881
外国人住民合計(人)	1,708	1,740	1,649	1,553	1,931	2,080
人口に占める割合(%)	1.9%	1.9%	1.8%	1.7%	2.1%	2.2%
世帯合計(世帯)	37,042	37,560	38,239	38,702	39,373	39,848
外国人世帯(世帯)	1,043	1,051	941	851	1,164	1,310
世帯に占める割合(%)	2.8%	2.8%	2.5%	2.2%	3.0%	3.3%

資料:日進市 各年3月末現在

図2-16 外国人住民の推移



資料:日進市 各年3月末現在



## (12) 障害のある人の状況

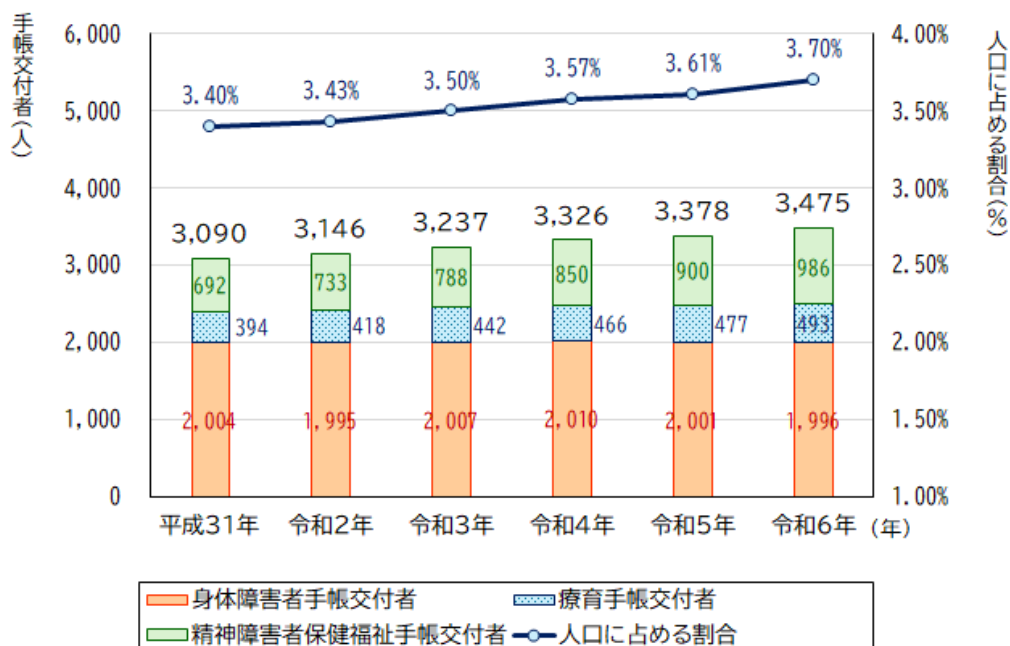
身体障害者手帳交付者数は、平成31年から令和5年までの間、2,000人前後で推移しており、顕著な変動はみられません。

療養手帳交付者数は、平成31年の394人が令和5年には477人となっており、この間徐々に増加しています。この間の増加率は21.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付者は、平成31年の692人が令和5年には900人に増加しています。この間の増加率は30.1%となっています。

障害のある人の合計は令和5年時点で3,378人となっています。これは人口の約3.61%に相当しています。人口に占める割合は平成31年以降徐々に増加しています。

図2-17 障害のある人の推移



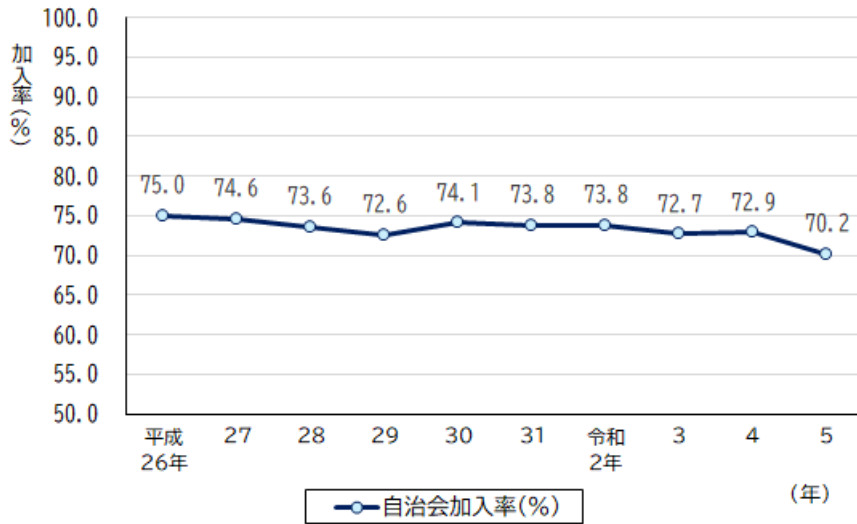
資料:日進市 各年4月1日現在

## 2 地域団体及び市民活動団体等の動向

### (1) 自治会の状況

自治会への加入率は令和5年時点で70.2%となっています。平成26年以降、長期的にみると加入率は徐々に低下する傾向にあります。

図2-18 自治会加入率の推移



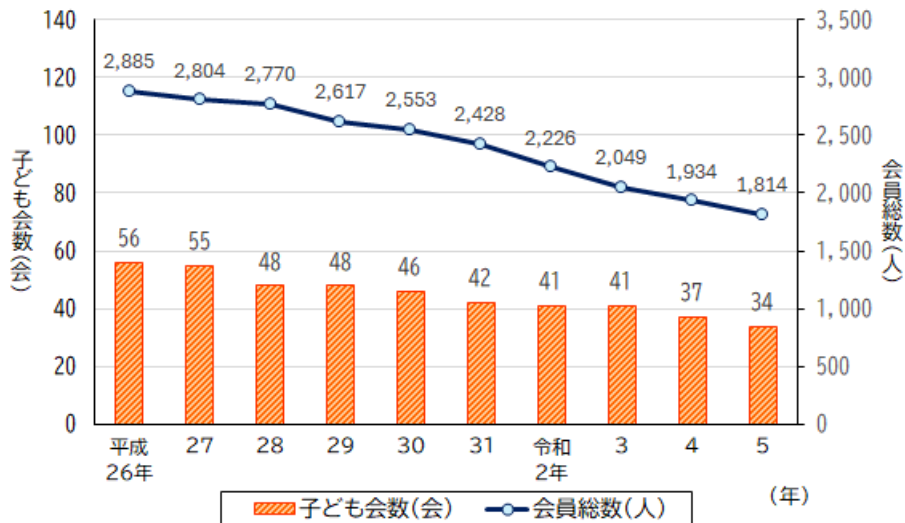
資料:日進市 各年3月末日現在

### (2) 子ども会の状況

子ども会の数(会数)は、平成26年の56会から令和5年には34会まで減少しています。この間に21会がなくなり、約4割が減少したことになります。

子ども会の会員数も、平成26年の2,885人から令和5年には1,814人まで減少しています。この間に1,071人の減少となっています。

図2-19 子ども会数・会員数の推移



資料:日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

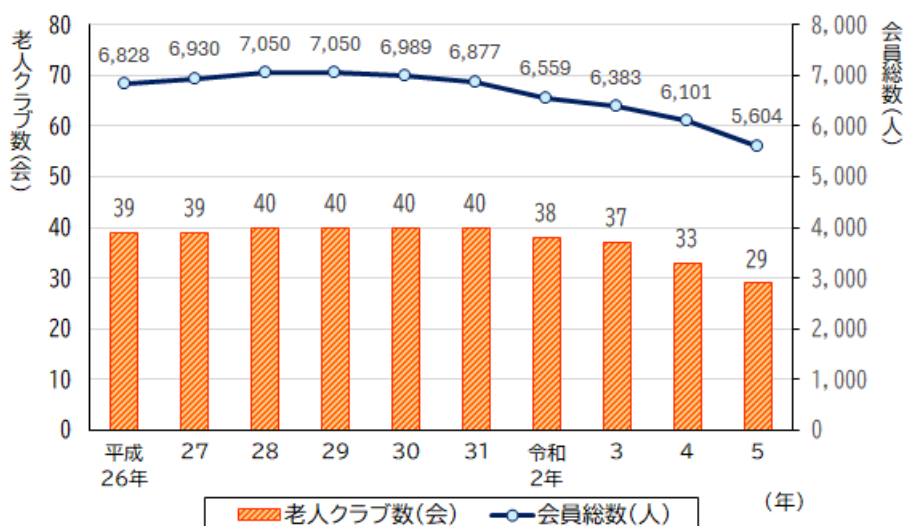


### (3) 老人クラブの状況

老人クラブの数(会数)は、平成26年の39会が平成28年に40会となりました。平成31年以降は徐々に会数が減少しており、令和5年には29会となっています。

老人クラブの会員数も、平成26年の6,828人から平成28年には7,050人まで増加しましたが、平成30年からは減少しています。令和5年には5,604人にまで減少しています。

図2-20 老人クラブ数・会員数の推移

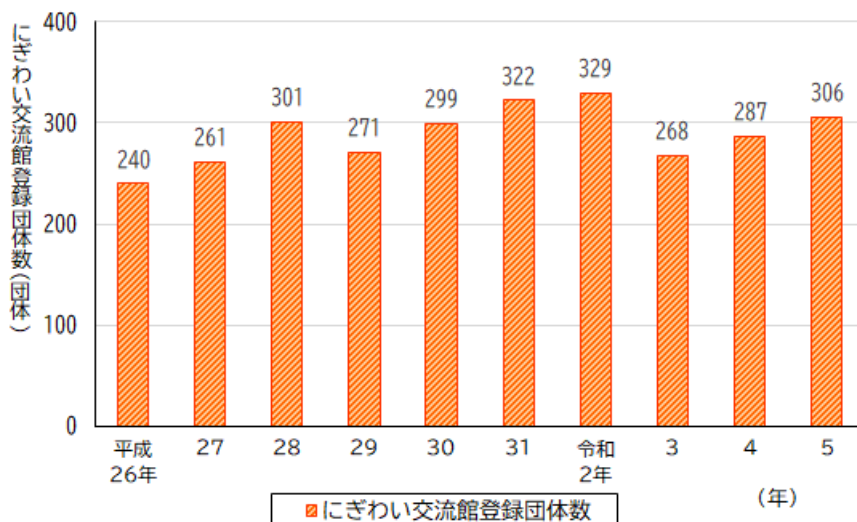


資料：日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

### (4) にぎわい交流館登録団体の状況

にぎわい交流館(市民活動支援センター)に登録のある市民活動団体の数は、令和5年時点で306団体となっています。コロナ禍で令和3年には減少しましたが、ここ2年は再び増加する傾向をみせています。

図2-21 にぎわい交流館登録団体数の推移



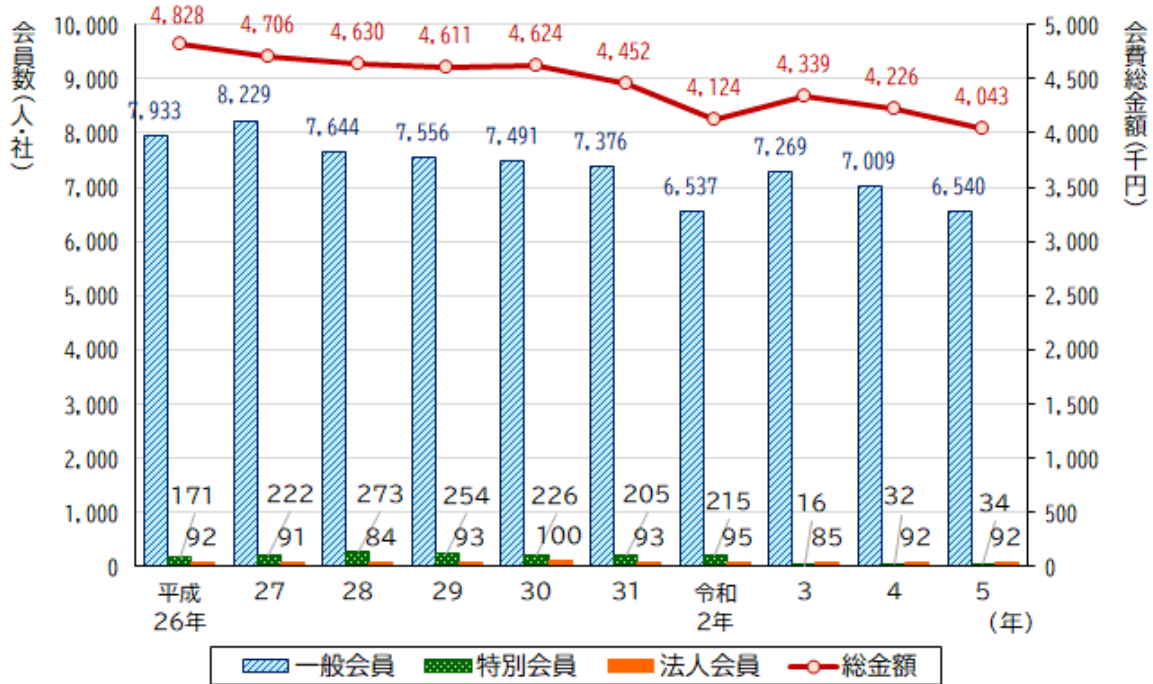
資料：日進市 各年3月末日現在

(5) 日進市社会福祉協議会会員の状況

日進市社会福祉協議会の会員数は、令和5年時点で、一般会員6,540人、特別会員34人、法人会員92社となっています。一般会員については、平成27年の8,229人がピークで、その後は長期的にみれば減少傾向にあります。

なお、会員総金額については、平成26年には482.8万円ありましたが徐々に減少してきており、令和5年には404.3万円となっています。

図2-22 日進市社会福祉協議会会員数等の推移



資料：日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

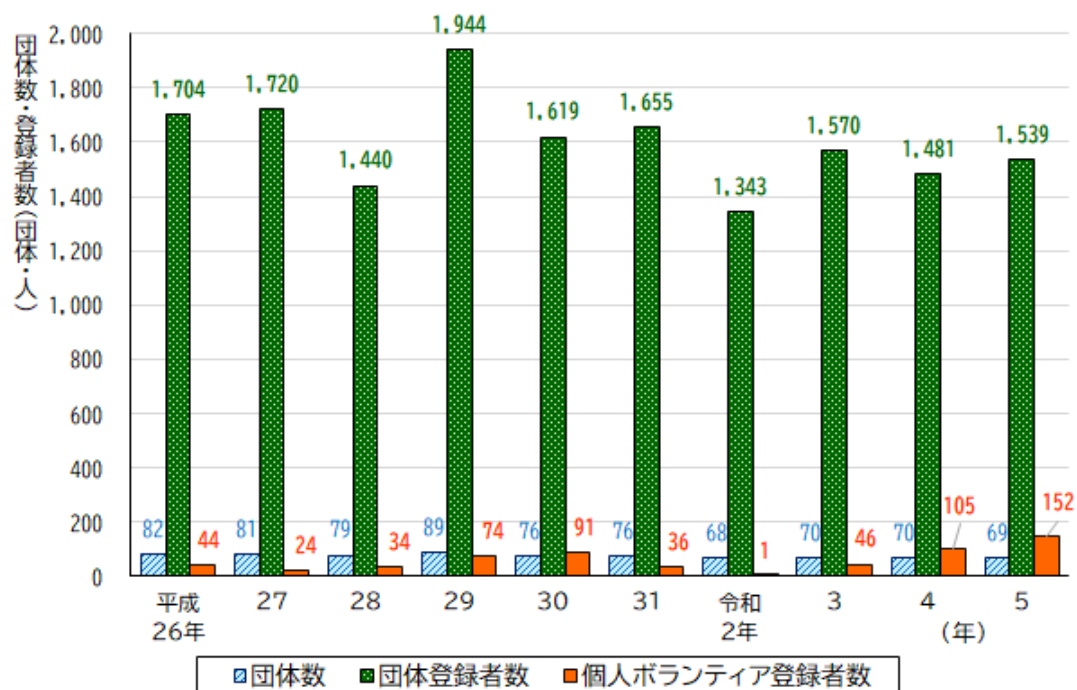


## (6) 日進市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者の状況

日進市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録するボランティア団体の数は、令和5年時点で69団体、団体登録者数は1,539人です。団体数・団体登録者数はいずれも長期的にみるとわずかに減少しています。

また、個人ボランティア登録者数は、令和5年時点で152人となっています。コロナ禍にあった令和2年には1人まで落ち込みましたが、その後は回復してきています。

図2-23 日進市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者等の推移



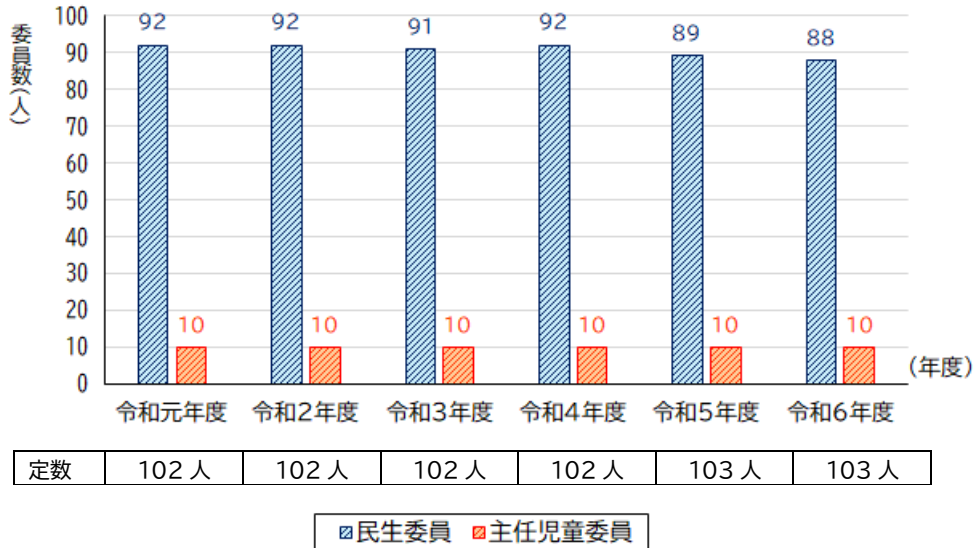
資料：日進市社会福祉協議会 各年3月末日現在

### 3 相談件数等の動向

#### (1) 民生委員・主任児童委員の状況

本市の民生委員・主任児童委員の定数は103人となっていますが、令和6年は民生委員88人、主任児童委員10人の計98人で、現在、5つの地区で欠員が生じています。

図2-24 民生委員、主任児童委員の推移

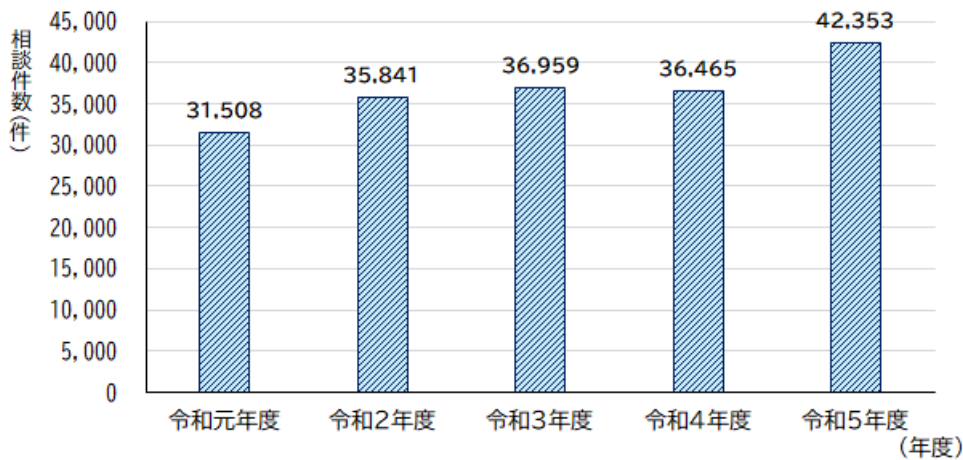


資料:日進市 各年4月1日現在

#### (2) 地域包括支援センター相談件数の状況

高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター(西部・中部・東部)への相談件数は、令和5年度42,353件となっています。相談件数は増加傾向にあります。

図2-25 地域包括支援センター(西部・中部・東部)相談件数の推移



資料:日進市 各年3月末日現在

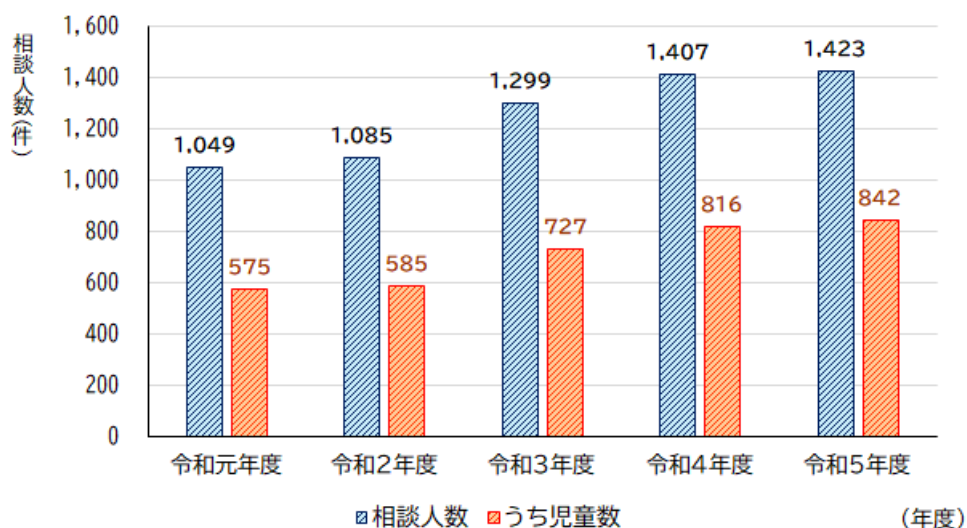


### (3) 地域生活支援センター「たけのやま」相談件数の状況

障害のある方への相談支援業務等を行っている地域生活支援センター「たけのやま」での相談人数は、令和5年度実績で1,423人、うち児童数842人となっています。令和元年度以降、相談人数は増加の傾向にあります。

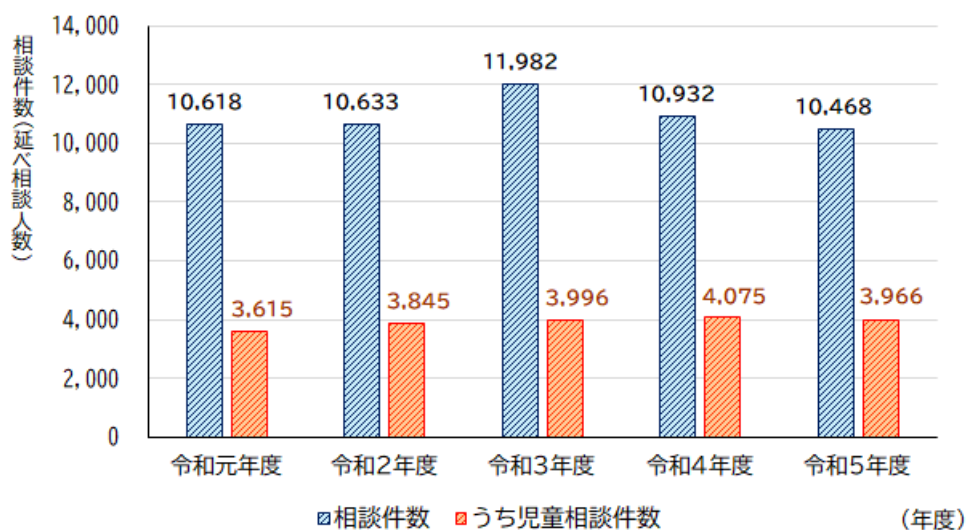
なお、相談件数(延べ相談人数)は令和5年度実績で10,468件、うち児童相談件数は3,966件となっています。

図2-26 地域生活支援センター相談人数の推移



資料:日進市 各年3月末日現在

図2-27 地域生活支援センター相談件数の推移



資料:日進市 各年3月末日現在

**(4) 虐待相談件数の状況**

児童・高齢者・障害者の虐待相談件数は下表の通りです。年により件数に増減はありますが、毎年度、虐待に関する相談は生じています。

表2-2 虐待相談件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童虐待相談件数(件)	80	100	71	28	38	44
高齢者虐待相談件数(件)	12	6	11	28	11	22
障害者虐待相談件数(件)	5	2	3	3	7	7

資料：日進市 各年年度末日実績

**(5) 各種相談件数の状況**

市では下表のような様々な相談に応じています。権利擁護センター相談件数は令和2年度以降増加しています。

表2-3 各種相談件数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法律相談(件)	314	289	263	146	155	208
女性悩みごと相談(件)	112	87	75	81	78	78
DVの相談(件)	34	22	22	17	24	
権利擁護センター相談(件)	920	658	890	1,184	1,356	1,380
行政相談(件)	4	1	2	1	1	5
人権相談(件)	7	3	2	7	10	8
消費生活相談(件)	203	220	259	180	192	193

資料：日進市 各年年度末日実績



## 2-2 第1期計画の主な実施状況・達成状況

第1期につきん幸せまちづくりプラン〔平成27年度～令和6年度〕で掲げられている5つの重点事業の事業について、成果指標（中間見直し以降）と施策・事業の実施状況（平成27年度～令和5年度）からみた主な達成状況を整理すると次のとおりです。

### 重点事業1 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

成果指標名	初期値 (H30 年度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
地域たすけあい相談員(CSW)の配置	3人	3人	3人	4人	◎社協の助成金要綱に沿ったまちづくり協議会の他、同様の機能を有した地域での協議の場にも適宜参加し、情報共有・収集に努め、新たな助け合いの仕組みづくりを支援した。 ◎重層的支援体制整備事業内でのCSWの役割を社協内、市担当課と検討した。
福祉まちづくり協議会設置	3地区	4地区	5地区	5地区	◎社協の助成金要綱に沿ったまちづくり協議会の他、同様の機能を有した地域での協議の場にも適宜参加した。
生活支援コーディネーターの配置人数	5人	5人	5人	5人	○第1層(市全域)2名、第2層(市内3包括圏域)3名を継続配置した。
地域たすけあい会議の設置	0か所	0か所	0か所	3か所	●国の重層的支援体制整備事業についての勉強会等を実施し、体制の構築について検討を行った。
第2層協議体の実施【後期より】	3回	6回	8回	12回	○3圏域で併せて8回実施した。
第1層協議体の実施【後期より】	1回	1回	0回	2回	◎第1層協議体の開催方法を検討した。 ●生活支援体制の整備を進めるため、地域住民、NPO、ボランティア等生活支援サービスの担い手との情報共有・連携強化の場(につきん地域支え合い円卓会議2回)を開催した。

(1) 支援体制の構築～地域の相談窓口を設置します～	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域たすけあい相談員(CSW)を3名設置し、市内2地域(御岳と南ヶ丘)で定期的になんでも相談(出張相談)を実施。</li> <li>●福祉会館において「福祉なんでも相談会」を開催(令和6年10月～)。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重層的支援体制整備事業の実施を通じた高齢、障害、子ども・子育て、学校教育、生活困窮等のすべての相談窓口において“断らない相談”の確立と、地域生活課題を抱えている人・世帯を地域からつないでもらう体制づくりが必要。</li> </ul>
----------------------------	---

<p>(2) わたしの問題はわたしたちの問題 ～地域課題を共有します～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域たすけあい相談員（CSW）を3名設置し、なんでも相談を通じて地域活動の把握を行ってきたが、地域たすけあい相談員のSWとしての役割が明確でなかったことなどから、十分に効果を発揮したとは言えない。</li> <li>●これとは別に、第2層協議体を通じて地域課題の把握と社会資源の発掘を進めてきた。また、地域ケア会議を通じて地域課題の把握を継続してきた。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域課題の集約を行う流れは確立されたが、全市的な課題に対する支援策の検討やそれに基づく地域活動の支援の広がりを持たせることが課題。</li> <li>●分野を超えた地域課題の把握・共有と専門職・専門機関の連携・協働を進めるため、高齢分野で実施してきた「自由参加型地域ケア会議」の他分野への拡大・充実についての検討が必要。</li> </ul>
<p>(3) 協働組織の設置 ～地域に応じた協働組織を設置します～</p> <p>(4) みんなで活動 ～地域の協働組織の運営を支援します～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●南ヶ丘区、岩崎御岳、香久山、岩崎台、日生東山においてまちづくり協議会が設立。このほか、ささえあい藤塚とささえあい岩根がまちづくり協議会と同様の機能を持つ協働組織として設立された。</li> <li>●それぞれ、ワンコインサービスや移動支援など支え合い活動が行われている。市や社協では、各種補助金制度を創設するなど、こうした協働組織による活動の立ち上げや活動の継続支援を進めてきた。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり協議会やそれに準ずる協働組織の設置は7か所にとどまっており、区や自治会へのアプローチ方法を含めた新たな展開・方策検討が必要。</li> <li>●地域たすけあい相談員（CSW）の役割・機能の再構築（地域担当制など）や年間活動目標・進捗管理などを進めつつ、まちづくり協議会やそれに準ずる協働組織の発掘と設立支援、活動支援を計画的に進めていくことが課題。</li> </ul>
<p>(5) 広がる連携 ～3圏域単位のネットワークを構築します～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域課題解決に向けた学びの場である「地域支え合い円卓会議」を第1層協議体に準ずる取組として、移動支援・生活支援をテーマに開催してきた。その結果として市内9地域で住民互助の移動支援事業の実施に至っている。</li> <li>●第2層の協議体の生活支援コーディネーターとの定例会を通じて浮かび上がった課題のうち全市的な対応が必要な課題について検討を進めるよう努めてきた。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域たすけあい会議」の設置には至っていないが、3圏域単位で設置している第2層協議体を基本ベースに高齢者という枠を超えた属性や世代を問わないような課題の発掘と課題解決に必要な社会資源の発掘、単体の活動だけでは解決できないような課題について調整・連携・協働を行う体制づくりを進めていくことが課題。</li> </ul>



## 重点事業2 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(〇市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
支援調整会議 の開催	8回	30回	12回	12回	〇生活困窮者自立支援事業支援調整会議 を12回開催した。
地域たすけあ い相談員(CS W)による何 でも相談件数【後 期より】	204件	319件	462件	400件	◎ボランティア活動の開始に関する相談 や移動支援・販売、休耕地の雑草問題等 の相談があった。
生活困窮者等 に関する研修 会開催回数	5回	0回	1回	5回	◎活動の立ち上げや運営支援について学 ぶ場として「子ども食堂・フードパント リーのはじめかた講座」を開催し、41人 が参加した。 ◎各種団体の主催する研修等で、生活困窮 者等の事業や市民の意識の啓発を行い、 他機関との連携を深め、支援の担い手の 養成を行った。

(1) 組織設置 ～相談窓口の設置とネ ットワークの強化～	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●くらしサポート窓口(生活困窮者自立支援事業)や子育て包括支援センター、尾張東部権利擁護支援センター、こども家庭センター、いくるばにっしん(就労準備支援事業)などの開設やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、未就労者、児童生徒など、各種属性や分野に応じた相談窓口の開設、相談支援の充実を図ってきた。</li> <li>●また、地域ケア会議やケース会議、支援調整会議などの開催を通じて、専門職や専門機関の連携・協働による支援を進めてきた。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●重層的支援体制整備事業を進め、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯を見逃すことなく、相談支援につなげていく「断らない相談支援」が実施できるよう、相談支援機関と庁内の包括化推進員との連携・協働や相談に来た人・世帯へのアセスメント力の強化が必要。</li> </ul>
(2) 意識啓発 ～当事者理解に向けた 啓発活動～	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害に関する理解や支援についての講演会や権利擁護に関する勉強会等を実施し、障害に関する理解を深めるように、広く市民や関係機関等に向けた普及啓発を行ってきた。</li> <li>●いくるばにっしんと協働で「ひきこもり」講演会を令和3年度より実施。支援により就労したひきこもり当事者の登壇により、偏見の払拭・理解につながった。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ヤングケアラーや8050問題などの地域生活課題を抱えている人・世帯に対する理解と課題解決に向けた意識啓発を継続的に行う必要がある。</li> </ul>

<p>(3) 交流活動 ～当事者活動の支援～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護者のつどいや認知症家族交流会、認知症カフェの運営支援のほか、「フリースペースすばる」や「いちばん星の図書室」、「ラポールラボ」、「肢体不自由の方の子育てを支援するためのしゃべり場」など、様々な立場にある当事者のための交流機会や居場所の立ち上げや運営支援を進めてきた。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者の交流の機会や居場所の中にはボランティアスタッフの拡充や手狭になっている会場問題解消などが課題になっているものもある。</li> <li>●参加者が固定化している取組については、参加者の拡大のための企画の工夫が必要。</li> <li>●ひきこもり支援の拠点（居場所）整備が課題。</li> </ul>
<p>(4) 個別支援 ～社会参加に向けた支援の提供～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ禍において特例貸付や住居確保給付金、自立支援金などの金銭的支援事業に係る相談及び支援を進めた。</li> <li>●いくるばにっしんでは、就労準備支援事業として、生活習慣の改善や体力不足の解消等により、長期間のひきこもり状態にあった方の就労、孤立の解消や自己肯定感の向上等につながったような成果もみられた。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●未診断の発達障害者やひきこもり当事者、セルフネグレクトなど、自ら SOS を出すことが困難な方へのアウトリーチの方法や支援方法の確立が必要。</li> <li>●中間的就労や就労体験の場（就労体験を行える企業の開拓と就労訓練事業の創設など）、自律した生活維持のために金銭管理を学ぶ機会の提供など個々の当事者ニーズに応じた支援策の検討が必要。</li> </ul>



### 重点事業3 協働による地域の見守り支援体制の充実

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(〇市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
認知症サポーター養成人数 【後期より】	6,147人	6,622人	8,114人	7,400人	○小中学生や大学生、自治会や各種団体、一般市民向けに認知症サポーター養成講座を開催した。 ○認知症サポーターステップアップ講座を開催した。
まちの守り人 養成人数	617人	1,656人	3,993人	3,117人	◎736人養成し、延べ3,993人を達成。
精神保健ボラン ティア養成 人数	103人	127人	164人	153人	◎精神保健ボランティア養成講座(新規養成)を開催した。 ◎精神保健福祉ステップアップ講座(スキルアップ)10人
こども110 番登録戸数	497戸	480戸	488戸	550戸	○ホームページへの掲載により啓発を行った。
やさしい手ネ ット登録者数	488人	480人	652人	700人	○広報にしんや認知症サポーター養成講座、認知症高齢者等行方不明捜索訓練時等で周知・登録の促進を図った。○地域支援者登録者数：52人(メール配信380人、ファクス配信272人)
避難所開設・ 運営訓練実施 回数	1回	2回	1回	2回	○赤池区、南ヶ丘区、折戸区、東山区の地域住民を対象とした避難所開設運営訓練を赤池小学校、南小学校で実施。 ●要援護者の避難所生活支援者向けサポートブック等を活用し、避難所における要援護者への配慮を学んだ。
地域の自主防 災組織数	38団体	38団体	37団体	37団体	○新たな自主防災組織の設立はないが、既存の自主防災組織への活動支援を行った。
地域の自主防 犯組織数	29団体	28団体	28団体	31団体	○自主防犯団体との合同パトロールや団体へ防犯パトロール用物品の貸与を行い、活動の活性化を図った ○防犯ボランティア養成アカデミーを開催し、知識の習得を図った。
福祉まちづく り協議会設置	3地区			5地区	再掲
災害時要援護 者数	1,051人	1,062人	1,086人	1,370人	○区長、民生委員児童委員、自主防災組織の協力を得ることができた。
高齢者世帯福 祉票登録世帯 数	911世帯	808世帯	773世帯	1,150世帯	○民生委員児童委員定例会において、実態の把握に努めていただくよう啓発を実施した。
民生委員児童 委員による赤 ちゃん訪問の 割合	98%	96.4%	98.0%	100%	○生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんがいる家庭に地域の民生委員と主任児童委員が訪問し、子育て支援情報等をお届けした。

第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
福祉事業者交 流会開催回数	5回	8回	6回	5回	○医療と介護の意見交換会(1回)、歯科 医師との勉強会(1回)、薬剤師会との 交流会(1回) ○介護事業者を中心として、権利擁護に関 する取組などの事例検討及び意見交換 を行う「地域福祉をつなぐ会」(1回) を開催した。 ●生活支援体制の整備を進めるため、地域 住民、NPO、ボランティア等生活支援サ ービスの担い手との情報共有・連携強化 の場(にっしん地域支え合い円卓会議2 回)
ボランティ ア・市民活動 に関する相談 件数	224件	308件	168件	274件	○広報にっしん(3月号)に市民活動啓発 特集記事を掲載するとともに、にぎわい NEWS(vol.26,27)を作成し、公共施設 に設置した。 ○市民活動団体による市民自治活動推進 補助金事業において、庁内から協働事業 を募り、より必要性の高い事業の実施に 努めた。 ○にっしんわいわいフェスティバルにお いては、SDGsをテーマに、展示やブ ース出展など市民活動団体の取組を市民 に啓発した。 ○市民活動団体の周知啓発を目的として、 にぎわい団体帖を作成した。 ◎ボランティア相談件数 168件 ◎にぎわい交流館との情報共有を実施 10 回 ◎研修部会、広報部会、イベント部会を適 宜開催した。 ◎SNSを活用し情報発信・共有を行い、参 加しやすい環境を整備した。 ◎「はじめてみませんかボランティア」ク リアファイルを制作し、幅広い年齢層に 興味を持ってもらえるよう工夫した。



成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
各種ボランティア養成講座 受講者延人数	66人	153人	384人	70人	◎定年後の過ごし方 12人 ◎おたっしやボランティア 5人 ◎災害ボランティアコーディネーター養成講座 14人 (以下再掲) ◎精神保健福祉ボランティア養成講座(新規養成) 7人 ◎精神保健福祉ステップアップ講座(スリ アップ) 10人 ◎要約筆記ボランティア養成講座(長久手市と 共催) 10人(※R5年度は日進市で開催。 長久手市 7人、日進市 3人に修了証発 行) ◎ゲートキーパー養成講座 45人(※市 民向け(18人)、市・社協職員向け(27 人)と内容を分けて開催) ◎視覚に関する支援ボランティア養成講 座 16人

<p>(1) きっかけづくり ～人材育成を進めます～</p> <p>(2) 協力体制 ～見守り活動を啓発し、 理解を広げます～</p> <p>(3) 見守り強化 ～見守り活動を広げて いきます～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーターや精神保健福祉ボランティア、災害ボランティアコーディネーターなど各種養成講座を開催した。</li> <li>●日常生活の無理のない範囲でできる見守りを普及・啓発するため、平成29年度より「まちの守り人養成講座」を主として福祉実践教室や出前講座において開催し、令和5年度までに延べ3,993人が受講。</li> <li>●防犯・交通安全の面では交通指導員の継続的な配置とともに、登下校時のさらなる安全確保のため、令和5年度から各小学校に通学指導ボランティア支援補助金を支給した。また、こども110番の家について、ホームページや広報にしん等を通じて啓発を行った。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「まちの守り人養成講座」については、地域活動団体や区・自治会など多様な関係機関での開催をしていくことが課題。</li> <li>●受講経験を実際の活動に生かしていく機会や場の創出、活動組織の育成など、学んだことを実践に結び付けていくこと、見守り活動を地域全体に広げていくことが課題。</li> <li>●例えば、ごみ屋敷支援ボランティアといった、地域福祉課題に応じた人材育成が求められる。</li> <li>●高齢者や女性の就労者が増加傾向にあり、多忙な人が増える中、すき間時間でボランティア活動や地域福祉活動できるような仕組みづくりが必要。</li> <li>●引き続き、地域住民の協力を得ながら児童生徒の安全確保を図っていく協力体制づくりが必要。</li> </ul>
---	--

<p>(4) 多職種連携 ～活動分野を超えた連絡会や交流会を実施します～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3圏域にそれぞれに生活支援コーディネーターを配置、第2層協議体を適宜開催し、専門職や地域福祉活動実践者等の連携・協働を進めてきた。また第1層生活支援コーディネーターは地域支え合い円卓会議を開催して関係者の交流・連携機会を提供してきた。</li> <li>●障害児通所支援事業所交流会及び相談支援センター事例検討会、地域包括支援センターと協働で居宅介護支援事業所管理者連絡会を開催するなど、多職種連携に努めた。</li> <li>●「つどいの場連絡会」や「自由参加型地域ケア会議」など地域活動実施者や関係機関職員が集まる機会が定期的開催されるようになっている。</li> <li>●高齢者や障害者などの分野ごとの交流・ネットワークにとどまっている面があり、属性・分野や世代を超えた連携・協働は不十分。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●属性・分野や世代を超えた多職種連携・協働、さらには職種連携・協働から多機関連携・協働の発展的展開が課題。</li> </ul>
<p>(5) 活動連携 ～市民活動の支援体制の連携を強化します～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社協のボランティアセンターとにぎわい交流館との定期的な打ち合わせ・情報交換を行い、登録ボランティアと活動ニーズ（ボランティアをして欲しい）のマッチング・コーディネート方法の協議やSNSを活用した活動ニーズの発信を行ってきた。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き、ボランティアセンターやにぎわい交流館などの関係機関との連携を充実し、大学や若者、民間企業などとの連携・協働を含めた多様な活動連携・協働・共創への進展が求められる。</li> </ul>



## 重点事業4 地域福祉活動の継続支援に向けた情報の集約と支援体制の再編

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
地域の人材情 報の集約	実施	実施	実施	実施	○市民活動推進事業及びにぎわい交流館 事業、にしんわいわいフェスティバル 事業、にぎわい交流館登録団体数等相談 支援事業のあらゆる機会をとおして、人 材情報の把握、人材との連携づくりを行 った。にぎわい交流館(市民活動支援セ ンター)と社会福祉協議会(ボランティ アセンター)と定例的な交流を継続し、 人材情報の集約、共有、活用を行った。 ○にぎわい交流館の登録団体、社協ボラ ンティアセンターの登録団体、まちかどネ ットワーク講師登録の web ページにつ いて、相互リンクを張り、人材情報の集 約を図った。
助成金等の情 報の集約	実施	実施	実施	実施	◎各助成制度の情報を収集・ファイリング し、効率的に情報提供できるよう体制を 整えた。
空家バンク登 録件数	0件	0件	1件	25件	○空家バンク登録物件のさらなる掘り起 こしのため、HP、広報にしん等の各 種媒体の活用を継続した。
福祉有償運送 実施事業者数	2事業者	2事業者	1事業者	3事業者	○福祉有償運送運営協議会において、日進 市における福祉有償運送の現状や課題 に係る協議を行った。 ○長久手市との共催により、福祉有償運送 ドライバー認定講習会を開催した(修了 者11人、うち日進市3人)

(1) 人材データベース ～地域人材を紹介～	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種ボランティア講座を開催し、人材の育成・確保と登録に努めた。</li> <li>●市のHPのまちかどネットワーク(生涯学習人材情報)の紹介ページに、にぎわい交流館の登録団体と社協ボランティアセンターの登録団体・個人、まちかどネットワーク講師検索のWebページへのリンクを張り、人材情報の集約を図った。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域のボランティアにお願いしたいという事業所やNPO等からのニーズが多数あることから、まちかどネットワーク登録者やにぎわい交流館の登録団体、社協ボランティアセンターの登録団体・個人の人材情報の充実とわかりやすい情報発信、マッチング・コーディネート機能の充実が必要。</li> </ul>
(2) 資金データベース ～助成金等の情報を 提供～	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民主体の地域福祉活動を資金面で支援するため、社協では、地域たすけあい協力金(社協会費)や赤い羽根共同募金を財源とした助成金事業の情報提供を継続的に実施。また、財団等が実施している助成金制度の情報を集約し、必要に応じて情報を提供している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市では、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金や認知症カフェ推進補助金などを通じて住民主体の活動を資金面から支援している。</li> <li>●このほか地域福祉活動に特化しているものではないが、市では市民自治活動推進事業補助金交付を実施しているほか、日進市にぎわい交流館のHPを通じて、財団等の助成金情報の提供を行っている。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●引き続き、様々な住民主体の地域福祉活動のスタートや活動の継続を資金面から支援するための制度の継続・創設や財団等の助成制度の情報提供が必要。</li> </ul>
<p>(3) 空家データベース ～空家等での拠点づくりを支援～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市では平成 28 年度に空家バンクを創設し、定住促進リフォーム補助金や仲介手数料等補助金といった補助金制度により空家の利活用を促進してきました。</li> <li>●しかしながら、安定的に地域福祉活動を行うための拠点確保を目的とした空家バンクの活用実績はありませんでした。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●歩いて行ける身近なところで「つどいの場」を開設する際の拠点確保の選択肢の一つとして空家や自宅の余裕スペースなどの活用をコーディネートしていく役割を、生活支援コーディネーターの社会資源の発掘の一環で果たしていくことなどの方策検討が必要。</li> </ul>
<p>(4) 移動支援体制の充実 ～福祉有償運送や互助による輸送の支援～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉有償運送の実施事業所は 1 事業所になっている。</li> <li>●要支援・要介護の寝たきり等の高齢者で移動の際に特殊車両が必要な方を対象とした移送サービス費助成や障害者を対象としたタクシー料金助成による移動支援を実施してきた。</li> <li>●自立した生活ができていながらも交通手段がなく買い物や通院に困っている高齢者等が多い状況を踏まえ、地域支え合い円卓会議の開催を経て市内 9 地域において住民主体の高齢者移動支援事業（家事支援一体型タイプ 3 地域、定時路線タイプ 5 地域、ついで支援タイプ 1 地域）が実施されている。</li> <li>●既存のバス路線やくるりんばす路線を補完する移動手段の確保を目的としたタクシーによる少量輸送事業やデマンドタクシーの実証実験を実施してきている。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●令和 5 年度までにボランティアドライバーを 41 人養成。高齢者移動支援ボランティアとして活動しているが、各地域でボランティアドライバー数に偏りがあり、ドライバーが確保できず移動支援活動に支障が出ている地域があり、その解決が課題。</li> <li>●高齢者をはじめとした移動制約者のための買物や通院などに対応する地域コミュニティ交通（少量輸送）の整備が課題。</li> </ul>



**重点事業5 「つどいの場」の開設支援**

成果指標名	初期値 (H30年 度末)	R2年度	R5年度	後期目標 値(R6)	令和5年度実績(○市の実績、◎社協の 実績、●市と社協の実績)
つどいの場の 開設	65 か所	73 か所	77 か所	90 か所	◎つどいの場 ぷらっとホーム 7か所 ほっとカフェ 27か所 ふれあい・いきいきサロン 7か所 にしん体操スポット 32か所 その他 4か所 ◎つどいの場開設に関する相談に対応。 ◎助成金交付実施(つどいの場運営助成 15団体 823,700円)

<p>(1) 出会いの場づくり ～「つどいの場」の開設 を支援します～</p> <p>(5) 継続の場づくり ～運営が継続されるよ う支援します～</p>	<p><b>【主な実施状況・成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●つどいの場の開設支援及び既存の活動の運営支援を行い、ぷらっとホーム7か所、ほっとカフェ27か所、ふれあい・いきいきサロン7か所、にしん体操スポット32か所、その他4か所が活動している。</li> <li>●つどいの場の利用促進や開設促進のため、広報にしんや社協だより、市や社協のHPを通じて周知を進めてきた。</li> <li>●勉強会の実施や助成金制度等の創設によって、新たな動きとしてこども食堂やフードパントリーの実施団体等が増え、市内でフードドライブ活動が活性化され、食料支援を通じた地域づくりと子どもの支援に関わる団体等の連携強化に繋がっている。</li> </ul> <p><b>【主な課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●つどいの場は増えているものの、参加者の固定化やコロナ禍を契機にした活動の停滞がみられる地域もある。また、空白地域もあり、今後とも多様なつどいの場を増やしていくことが課題。</li> <li>●つどいの場の継続的な運営支援や専門職の関わりが継続されるよう支援を行うことが必要。</li> <li>●つどいの場の運営にかかわる人材発掘と養成を継続的に行っていくことが必要。</li> </ul>
---	---

## 2-3 アンケート結果からみた現状と課題

### 1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたって、市民及び福祉サービスを提供している事業者に対してアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

#### (1) 市民アンケート

##### ① 調査の目的

市民の近所づきあいの実態や日常の暮らしの不安や悩みと相談先、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯の実態、地域の助け合い活動や地域福祉活動等の現状などを把握することを目的に実施しました。

##### ② 調査対象及び調査方法

調査対象：住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民2,500人

調査方法：郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期：令和6（2024）年2月1日（木）～2月20日（火）

##### ③ 調査票の回収状況

回収状況は次のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） C=B/A×100
2,500	948	37.9%

#### (2) 相談支援機関、事業所、団体等の関係機関・関係者向けアンケート

##### ① 調査の目的

市内で福祉サービスを提供している事業所等を対象に、サービス利用者及びその世帯が抱えている複雑かつ複合的な地域生活課題の実態と専門機関等との連携・協働の実態、区・自治会、ボランティアやNPO等と連携した地域福祉活動等の実態や今後の意向等を把握することを目的に実施しました。

##### ② 調査対象及び調査方法

調査対象：市内の高齢、障害、子ども・子育て、教育、生活困窮の各分野における相談支援機関や事業所、団体等の関係機関や関係者

調査方法：郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期：令和6（2024）年2月1日（木）～2月20日（火）

##### ③ 調査票の回収状況

回収状況は次のとおりです。

A：配布数	B：有効回収数	C：有効回収率（%） C=B/A×100
242	125	51.6%



## 2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果からわかった現状と主な課題の概要を整理すると次のとおりです。

### (1) 困ったときに助け合う近隣関係づくり

#### 【現状】

- あいさつ程度の軽いご近所づきあいをしている人が 55.3%を占めています。
- 「ほとんど顔も知らない」や「顔は知っているが声をかけることはあまりない」といった近所付き合いが希薄な人は合わせて 15.2%と少なくありません。
- “地域のつながりが弱くなっている”という人は 39.5%と、“地域のつながりが強くなっている”の 3.1%を大きく上回っており、全般的には地域のつながりは脆弱化している状況にあります。
- 困ったときに住民同士で助け合う関係性を望む人は 45.1%いますが、困ったときに助け合うことまではしないという人が 45.2%とほぼ同数を占めています。

#### 【課題】

- 近所づきあいの希薄化への改善策を検討するとともに、困ったときに助け合う近隣関係づくりが求められます。
- あるいは、困ったときに助け合う近隣関係づくりに代わるような比較的身近な地域社会における支え合い・助け合いの取組やその体制づくり（まちづくり協議会の設置等）を模索していく必要があります。

### (2) 地域生活課題を抱えている人の増加とそれに対応するための多様な社会資源との連携の充実

#### 【現状】

- 老老介護・認認介護や近隣住民同士のトラブル、引きこもりや生活に不安のある単身高齢者、8050問題、虐待やDV、ヤングケアラーやダブルケアなど、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯を見聞きした市民は少なくなく、身近な課題になりつつあります。
- 事業所等では、市民以上にこうした複雑かつ複合化した地域生活課題を見聞きしている状況（79.2%）にあります。連携・協働も進められています。

#### 【課題】

- 複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯を見逃すことがないように、複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯に対する理解を深めるとともに、見守りや安否確認等の取組を地域社会で進めていく必要があります。
- 必要に応じて、専門的な相談支援や公的なサービスが受けられるよう、専門機関につないでいくような意識づけや取組を促していく必要があります。
- 公的な相談支援サービスだけでなく、多様な社会資源との連携を進めるなど地域社会の中で複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人や世帯を支えていくことも求められます。

### (3) 福祉に関する情報に容易にアクセスできる環境づくり

#### 【現状】

- 福祉に関する情報に「あまり情報を得ることができていない」と「全く情報を得ることができていない」を合わせた“情報を得られていない”という人は、53.9%となっています。
- 介護・介助を必要とする方のいる世帯や障害のある方のいる世帯など、福祉に関する情報を知る必要がありそうな人・世帯でありながらも必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。

#### 【課題】

- 福祉に関する情報を必要とする人に情報が届くように、情報の提供方法や相談支援体制を充実していく必要があります。

### (4) 介護面や健康面など将来不安への対応

#### 【現状】

- ふだんの暮らしにおける悩みや不安の現在と10年後の結果を比較すると、「介護に関すること」については、現在が23.8%であるのに対して、10年後が45.5%で、現在を21.7ポイントも上回っています。
- 同様に、「自分の健康のこと」については14.9ポイント、「家族の健康に関すること」については12.5ポイント、10年後の不安や悩みの方が現在の不安や悩みを上回っています。

#### 【課題】

- 多くの人抱えている介護の面、自身や家族の健康面の将来不安の解消に努めるべく、介護サービスの充実や健康づくりなどを進めていくことが求められます。

### (5) 日進市社会福祉協議会の認知度の向上と“地域のかなめ役”としての役割発揮

#### 【現状】

- “日進市社会福祉協議会を知っている”という人は52.5%と半数を超えていますが、「社会福祉協議会を知らなかった」という人も45.0%もいます。
- 「災害時における相互協力」や「住民主催のつどいの場への参加、協力」、「高齢者・障害者等の安否確認・見守り活動への協力」、「子育ての支援や子どもの見守り活動」などの活動を、地域の諸団体（区・自治会、ボランティアやNPO等）と協力して関わっていきたいという市内で福祉サービスを提供している事業所等が多くいます。

#### 【課題】

- 日進市社会福祉協議会をより多くの人に知ってもらう必要があります。
- 福祉事業者やNPO、市民活動団体や地縁組織など地域の様々な主体による連携・協働による地域福祉活動を広げていくことが求められます。
- このため、日進市社会福祉協議会が、様々な主体を相互につなぐ「中間支援組織」＝“地域のかなめ役”としての役割を発揮すべく、組織体制づくりを進める必要があります。



## (6) 「手助けして欲しいこと」と「自分が手助けできること」のマッチングの仕組みづくりの普及と双方のニーズの隔たり解消のための支援

### 【現状】

- 「安否確認の声掛け」や「話し相手」、「ごみ出し」、「ちょっとした買い物」、「短時間の子どもの預かり」など、地域で困っている世帯に対して手助けしたいという人が相当数存在しています。
- “困りごとを抱えたときに自分が地域の人たちから手助けして欲しいこと”と、“地域で困っている世帯に対して手助けしたいこと（自分ができること）”との間にはギャップがみられます。

### 【課題】

- 市内にはワンコインサービスを実施している地域もみられますが、“手助けして欲しい”と“手助けや支援をしたい”という相互のニーズをマッチングするような仕組みづくりを拡げていくことが求められます。
- “自分が困ったときに支援して欲しい”という割合が、“地域で困っている世帯に対して手助けしたいこと（自分ができること）”という割合よりも高い取組（災害時等の緊急時の支援、介護や子育て相談などの関係機関の紹介など）については、そのギャップを埋めるような何かしらの支援策を検討する必要があります。

## (7) 地域福祉活動に関わる人材の確保（潜在層の掘り起こし）

### 【現状】

- 健康づくりや防火・防災、高齢者等の見守り・安否確認といった地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人が相当数存在しています。
- ところが、なかなかそういう考えを持っている人が顕在化していないのが実情であり、地域福祉活動の担い手不足が恒常的な課題となっています。
- 「多くの仲間ができた」や「日進市やお住いの地域への愛着が増した」、「生きがいのようになった」など、地域福祉活動等に参加した経験を通じて得られることや自分のためになったという人は少なくありません。

### 【課題】

- こうした地域福祉活動等への潜在的な参加希望者を発掘し、活動への参加に結びつけるため、今後ともまちづくり協議会やボランティアなどの意義やメリットにかかわる啓発を継続していく必要があります。
- 地域福祉活動等に“参加したい”と気持ちを、“参加した”という行動に結びつけるため、すき間時間を利用して気軽に参加できるような活動メニューやそのマッチングの仕組みの開発を進めるなど、“気持ちを行動に結びつけていく方策”を模索していく必要があります。

## 2-4 本市における地域福祉の主要課題

統計からみた本市の現状、第1期計画の主な実施状況・達成状況(中間見直し以降)、ならびにアンケート結果からみた現状と課題を踏まえ、本市における地域福祉の主要課題を次のように再整理しました。

### 課題1 包括的な支援体制の構築による地域共生社会の実現

- ◆課題2で示す多機関協働による支援体制の構築、課題3で示す専門機関に繋ぐ地域社会づくりや課題4で示す共助(互助)による地域福祉活動の展開を軸に、包括的な支援体制の構築、ひいては地域共生社会の実現を図っていくことが最も大切な課題と言えます。

### 課題2 誰一人取り残さない多機関協働による支援体制の構築

- ◆8050問題、子育てと介護のダブルケア、子どもの貧困やヤングケアラー、セルフネグレクトなど複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化しています。
- ◆断らない相談体制の構築、多職種連携から多機関協働への発展による重層的支援体制の整備が必要です。
- ◆アンケート調査結果からもわかるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実状です。
- ◆相談窓口の周知・徹底と、相談支援体制のさらなる充実が必要です。

### 課題3 困っている人・世帯に“気づき、専門機関につなぐ”地域社会づくり

- ◆困っていてもギリギリまで抱え込んでしまう、支援の拒否や地域とのつながりの希薄化により社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなってしまうセルフネグレクトも増加すると思われます。
- ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に気づいて、専門機関につなぐことは地域住民等の重要な役割であり、重層的支援体制を機能させていく上での地域社会づくりが必要です。
- ◆あわせて、地域住民等からの気づきやつなぎを受け、地域生活課題を抱えている潜在的な人・世帯を見つけ、専門機関によるアウトリーチに結びつける必要があります。



#### 課題4

### 多様な地域生活課題を抱える人・世帯に目を向けた共助（互助）による地域福祉活動の展開と“助けられ上手”の生活文化の醸成

- ◆コロナ禍の影響もあって、近所づきあいといった地域のつながりが希薄化し、困ったときに助け合うことまではしないという人が増えています。
- ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対する見守りや安否確認、つどいの場（居場所）への参加促進、生活支援や移動支援といった、身近な地域における住民互助による地域福祉活動をさらに幅広く展開していくことが重要です。
- ◆一方で、住民互助による活動は「無理のない範囲で」が基本であり、例えば災害発生時に医療的ケアが必要な災害時避難行動要支援者への対応については、専門機関や専門職との役割分担が必要になるなど、住民互助の地域福祉活動と専門機関等との連携が必要です。
- ◆同時に、当事者が支援者に上手に働きかけられるようにする（当事者が“助けられ上手”になる）意識・姿勢を、地域社会の生活文化として根付かせていくことも必要です。

#### 課題5

### 継続的な地域福祉活動を支える取組（潜在的な人材の掘り起こしと活動とのマッチング、コロナ禍の影響からの再始動） 誰もが役割を持って社会に関わることができる地域づくり

- ◆地域福祉活動は恒常的に担い手不足となっています。
- ◆コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動が停滞・縮小してしまっている状況がみられます。停滞・縮小してしまった地域福祉活動の再始動とその支援が必要です。
- ◆アンケート結果から明らかなように、地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人は少なくありません。“参加したいという気持ち”を、“行動”に結びつけることが課題です。
- ◆ある側面では福祉サービスや支援の『受け手』である人も、別の側面では役割を持って『支え手』となって活躍できる地域社会づくりも必要です。



## 第3章 基本理念と基本目標

### 3-1 基本理念

本市では、平成17年3月に「第1次日進市地域福祉計画」を策定し、その基本理念として「できることからはじめます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を掲げました。この基本理念は、その後の「にっしん幸せまちづくりプラン(第1期)」にも引き継ぎ、この基本理念に基づいて地域福祉を推進してきました。

この基本理念には、「市民一人ひとりが地域福祉の主役になる」、「お互いを認め合い、共に生きるまちをつくる」、「地域での自立を支援する」、「無理なく楽しく行動し、継続する」という4つの思いが込められています。これらの考え方は、20年近く経った今も重要なものです。特に「お互いを認め合い、共に生きるまちをつくる」という思いは、社会福祉法第3条で規定している福祉サービスの基本的理念「個人の尊厳の保持」にも通じる、大切な価値観です。

近年では、令和3年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化され、令和5年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。これにより、個人の尊厳や基本的人権の保障が以前にも増して重視されています。また、平成29年3月に「障害福祉サービスの利用に関する意思決定支援ガイドライン」が策定されて以降、意思決定支援に関する各種のガイドラインが策定される中で、意思決定支援の考え方が強調されるようになり、本人の意思を最大限に尊重する支援体制の構築がより求められています。

令和3年4月に施行された改正社会福祉法により「重層的支援体制整備事業」が創設され、本市でも令和6年度から事業に着手しました。この事業は、様々な専門支援機関と連携・協働し、属性や世代を問わず誰でも利用できる相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に進めていく事業で、その推進にあたって、市や社協が担う責任と役割はこれまで以上に重要となります。

以上の昨今の背景を踏まえ、これまでの基本理念とそこに込められている思いを尊重し、本計画の基本理念を以下のように設定します。

**気づき・つながり・ともに創る、にっしん幸せ共生社会**

	基本理念に込めた考えや想い
<p>気づき・つなぎ・ともに創る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯や、孤独であったり孤立していたりする人・世帯等に対して、地域社会や事業者等が、まずは“<u>気づき(発見)</u>”、<u>深刻な状態になる前に専門機関等に“つないでいく”</u>ことの大切さを、そして、地域共生社会における多様な個々やグループが役割を持ち、互いに協力し合ってより良い社会を作り上げていくという志向を“<u>ともに創る</u>”という言葉で表現しています。</li> <li>●“気づき”という言葉の中には、地域共生社会では、多様な個々に対して立場や考え方を理解すること、互いの違いを尊重することが求められており、地域住民の福祉のこころを育むことで地域福祉に対する理解を広めることが重要であるという考えも包含しています。</li> <li>●“つなぎ”という言葉の中には、つなぐ側だけでなく、つながれる側の相談支援機関（専門機関）等が責務を自覚し、断らない相談をしっかりと進めていく姿勢・意志の大切さや、多様な専門職・専門機関が連携してつながる・協働することの必要性も包含しています。</li> <li>●“ともに創る”という言葉には、地域の課題を一部の人々だけの課題ではなく、地域全体で取り組む課題ととらえ、すべての地域住民が互いの違いを尊重し合いながらそれぞれの立場で力を合わせて地域をより良くするためのステップを作り出すことを示しており、地域住民一人ひとりが地域福祉の主役であり、その責任と役割を持つという意味が込められています。</li> </ul>
<p>にっしん幸せ共生社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全ての人自分らしく生きることができ、互いに尊重し合って協調して生きていくことができるように、地域共生社会の実現に向けた想いを、「にっしん幸せまちづくりプラン」という地域福祉計画・地域福祉活動計画の愛称と関連させた言葉で表現しています。</li> </ul>



## 3-2 基本目標と施策体系

基本理念の実現に向けて地域福祉を推進していく上で重要な柱として3つの基本目標を設定し、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項を勘案しながら、基本目標ごとに推進すべき施策を位置づけます。

### 基本目標 1

#### 人権の尊重と福祉のこころの醸成

年齢や国籍、出身、性別、障害の有無等で差別されることなく、すべての人の基本的人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会であることが何よりも大切です。

このため、基本的人権が尊重され、誰もが地域で当たり前で暮らせる地域社会をめざし、すべての人が尊厳ある個人として人権が尊重される社会意識と市民一人ひとりの福祉のこころを育みます。

#### 基本目標を実現させるための施策

- 施策1 意思決定支援や権利擁護の推進
- 施策2 福祉への理解・啓発活動の推進

### 基本目標 2

#### 包括的な相談支援体制の構築と福祉サービスの充実

社会的に孤立していたり、生きるうえでの困難や生きづらさを抱えていたりするものの、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」といった個人・世帯が複数の地域生活課題を抱えており、包括的に関わっていくことが必要なケースなど、複雑かつ複合化した地域生活課題に対応していく必要性が高まっています。

このため、支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない・申し出せない人々も含め誰一人取り残すことなく、必要な相談支援や福祉サービスにアクセスできるような包括的な支援体制の構築の実現をめざします。また、多様化・複合化するニーズに対応した分野横断的な断らない相談支援や多機関協働、アウトリーチなどを通じた継続的な支援などの体制づくりや福祉サービスの充実を図ります。

#### 基本目標を実現させるための施策

- 施策3 包括的な相談支援体制の構築
- 施策4 福祉サービスの適切な利用の促進と充実、分野横断的な支援

**基本目標**  
**3**

**地域福祉を支える人づくり・活動支援**

誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会の実現や生活の質の確保を実現するためには、市や社協、福祉関連事業者等が提供する福祉サービスのみならず、地域住民が主体的に関わり合う地域福祉のまちづくりが必要で、その担い手となる人材の育成が大切です。

また、安否確認や見守り活動、身近な生活支援活動、つどいの場活動など、住民による住民のための地域福祉活動が市内各地で多様な展開されているようになっていくことが求められます。さらに、多様な人が参加し役割を担える居場所づくりや属性や世代を超えてあらゆる人々が参加しやすいインクルーシブスペースを確保していくことも大切です。

地域の多様な人々や団体が「支え手」「受け手」という関係を超えて「我が事」として多様な地域福祉活動や居場所づくりに参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて横断的につながる地域社会をめざし、地域社会を支えていく人づくりと地域福祉活動の支援、相互ネットワークの場・機会づくりを進めます。

**基本目標を実現させるための施策**

施策 5 地域福祉を支える担い手の育成

施策 6 地域福祉活動の支援、社会資源のネットワーク・協働

## 第4章 地域福祉推進のための施策・事業

### 基本目標1 人権の尊重と福祉のこころの醸成

#### 施策1 意思決定支援や権利擁護の推進

##### 施策の方針

- ◆ 高齢者や障害者、子どものみならず、すべての人々が基本的人権を持つ個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活が自らの意思が尊重される形で送れるようにするため、その人に関わるすべての人が意思決定支援の重要性について理解が進むよう家族などの身近な人や専門職等の支援者に周知啓発します。
- ◆ 人権侵害の最たるものの一つである高齢者や障害者、子どもなどに対する虐待の防止や差別の解消のため権利擁護の体制を整備するなど個人の尊厳を守ります。

##### 推進施策・事業（例示）

施策 (施策コード)	内容
意思決定支援の推進 (11)	<ul style="list-style-type: none"><li>●自ら意思を決定することや表明することが困難な人にとってのあらゆる日常生活・社会生活の場面における意思決定支援の必要性について、身近な人や支援者等に対して周知啓発します。</li><li>●また、支援者に向けた研修等を通じて意思決定支援についての理解啓発を図り、必要な支援が行われることを推進します。</li></ul>
判断能力に応じた権利 擁護支援 (12)	<ul style="list-style-type: none"><li>●認知症の方、知的障害がある方、精神障害がある方など、判断能力が十分でない方が利用できる「日常生活自立支援事業」のほか、家計が苦しく生活に困窮している方と一緒に経済的な自立と安定を目指す「家計改善支援事業」、経済的搾取などから守るため「貴重品預かり事業」など、判断能力に応じて総合的に活用し、権利や財産を守ります。</li></ul>
虐待の早期発見・早期 対応 (13)	<ul style="list-style-type: none"><li>●日頃から早期に虐待の前兆を察知できるよう、市民への啓発や事業所の職員等のスキルアップを図ります。</li><li>●また、地域包括支援センターは高齢者虐待対応の窓口として、早期の段階で相談が入るよう、地域や関係機関と連携を強化します。</li></ul>

施策 (施策コード)	内容
虐待防止ネットワーク の構築 (14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域包括支援センター、権利擁護支援センター、医師会、警察、保健所、民生委員、介護・障害福祉関係者等による高齢者虐待と連携した虐待防止ネットワーク会議を開催し、早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
尾張東部権利擁護支援 センターによる相談支 援及び成年後見制度等 の利用促進 (15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度の利用に係る相談、普及啓発、利用促進の事業を行い、専門職による認知症の人等の権利擁護を図ります。また、死後事務を含め身寄りのない人に対する必要な支援について、尾張東部権利擁護支援センターを中心に検討します。</li> <li>●必要な人が、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につながるよう周知、啓発を図ると共に、関係機関の連携を図ります。尾張東部6市町により設置した尾張東部権利擁護支援センターにより、成年後見制度の利用に係る相談、普及啓発、利用促進の事業を行い、専門職による認知症の人等の権利擁護を図ります。</li> </ul>



## 施策2 福祉への理解・啓発活動・気づきの推進

### 施策の方針

- ◆ 様々な人が支え合い共に暮らす社会づくりの第1歩として、福祉に関する意識啓発や福祉のこころを育み、福祉に対する市民の理解を広め、深めます。
- ◆ 地域での困りごとや住民の福祉ニーズに気づき、必要な支援につなげられるよう、専門機関への適切なつなぎ役となる住民の意識向上や多様な人材の育成と確保を進めます。

### 推進施策・事業（例示）

施策 (施策コード)	内容
福祉に対する市民の理解 を広め、深める (21)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報にしんやホームページ、チラシやパンフレット等で高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等福祉に関する情報について周知します。</li><li>● 社協機関誌「福祉だより」や社協ホームページ、令和6年度から開始したSNS（公式LINE、Instagram）で情報発信します。</li><li>● 青少年の段階で福祉に触れる機会の増加を図るため、市内の小・中・高等学校を福祉協力校として指定し、福祉実践教室を実施します。</li></ul>
つなぎ役となる住民の意 識向上 (22)	<ul style="list-style-type: none"><li>● ゲートキーパー、精神保健福祉ボランティア、認知症サポーター等の養成講座を開催します。</li><li>● 小学生から高齢者まで幅広い層を対象とした、日常生活に福祉の視点を取り入れ要支援者への早期介入につながることを目的とする「まちの守り人養成講座」を開催します。</li></ul>
民生委員・児童委員活動 (23)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自らも地域住民の一員として、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。</li></ul>

## 基本目標2 包括的な相談支援体制構築と福祉サービスの充実

### 施策3 包括的な相談支援体制の構築

#### 施策の方針

- ◆ 老老介護や認認介護、生活困窮を抱えている世帯、身寄りがない中高年者、高齢者とひきこもりの8050問題、子育てと介護のダブルケア、子どもの貧困やヤングケアラーなど、制度の狭間にある人・世帯や複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対し、生活上の悩みや不安の解消に向けた属性や世代を問わずに対応できる包括的な相談支援体制の構築を進めます。
- ◆ 相談支援機関では、どの相談窓口にも相談があっても相談を受け止め必要に応じて他の専門機関につないだりできる連携・協働のネットワーク体制を整えます。
- ◆ 多様な地域生活課題を早期に発見し、必要な相談支援につなげるため、地域住民等が要支援者等の実態や困りごとを把握し専門機関につなげていけるよう、連携・協働するための体制づくりを強化します。

#### 推進施策・事業（例示）

施策 (施策コード)	内容
身近な場所で相談を包括的に受け止める体制の整備 (31)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮などの各分野の相談窓口では、相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める「断らない相談支援」体制を整備します。</li> <li>【主な相談機関や相談できる機会】 地域包括支援センター、障害者相談支援センター、こども発達支援センター、こども家庭センター、スクールソーシャルワーカー、にっしん子育て総合支援センター、くらしサポート窓口、女性悩みごと相談・DV相談、消費生活相談、福祉なんでも相談会</li> <li>●生活上の悩みや不安、困りごとを抱えている人・世帯が、課題が深刻化する前に相談支援機関の窓口で相談できるよう周知を図ります。</li> </ul>



施策 (施策コード)	内容
多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築 (32)	<ul style="list-style-type: none"><li>●単独の支援機関では解決が難しい複雑かつ複合化した地域生活課題に対しては、複数の支援機関と連携して課題解決を行うことのできる包括的な支援体制を構築します。</li><li>●各相談支援機関内でのスーパーバイズやスキルアップを図ります。</li></ul>
複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯の早期把握 (33)	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の関係者や団体、関係機関等と連携し、相談に来られない、自ら支援を求めることができない人・世帯を早期かつ積極的に把握し、支援につなげることができる体制を構築します。</li></ul>

**施策4 福祉サービスの適切な利用の促進と充実、分野横断的な支援**

施策の方針

- ◆ 福祉サービスを必要としている人が、自分に合ったサービスを自らの意思で選べるよう、各種福祉サービスの提供や充実を図ります。また、福祉サービスへの多様な主体の参入を促進します。
- ◆ 相談支援や福祉サービスが必要な人・世帯が、必要な時に必要な情報へ的確にアクセスできるよう、多様な媒体や方法を活用して情報提供を進めます。
- ◆ 高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者などの世代や属性に関わらず共通する課題について、複数の福祉サービスの組み合わせや専門機関・専門職と地域福祉活動との役割分担などによる分野横断的な支援を進めます。

推進施策・事業（例示）

施策名 (施策コード)	内容
各分野の福祉サービスの充実 (41)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援や介護が必要になっても高齢者本人やその家族などが安心して暮らせるようにするため、にっしん高齢者ゆめプランに基づき、介護保険サービスや高齢福祉サービスを提供します。</li> <li>● 障害のある人の誰もが、差別を受けることなく安心して地域社会の中で暮らせるようにするため、にっしん障害者みらいプランに基づき、障害の種類や状態に応じた障害福祉サービスを提供します。</li> <li>● 子どもの健やかな成長と家庭の安定を図るため、日進市子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育サービスをはじめ、子育て支援や子育てに必要な支援サービスを提供します。</li> <li>● 公的なサービスだけでは対応しきれない多様なニーズに対応するため、社会福祉を目的とする多様な主体によるサービスへの参入を図ります。</li> </ul>
福祉サービスに関する情報発信と利用促進 (42)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉サービスの利用を必要とする人・世帯が適切な福祉サービスを選択、利用ができるよう広報にっしんやホームページ、パンフレット等により周知します。</li> <li>● 適切な福祉サービスの利用を相談支援機関が支援します。</li> </ul>
分野横断的な支援 (43)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の支援、住まいや移動手段の確保など、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者などの世代や属性に関わらず共通する課題について、複数の分野の福祉サービスを組み合わせた支援や、福祉以外の関係部署も含めた支援の体制づくりを図ります。</li> <li>・ 地域BCPの推進 避難行動要支援者登録制度において、要支援者が必要とする支援を把握し、地域の関係者だけでなく、医療・介護・福祉の関係者とも共有できる仕組みを整備します。 また、医療的依存度の高い人等の災害時における医療・ケアの継続について、地域の関係者との役割分担のもと、医療・介護・福祉の関係機関と連携した地域BCPの取組を進めます。</li> <li>・ 住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯、外国人、生活困窮者等）への支援</li> </ul>



施策名 (施策コード)	内容
	<p>民間賃貸住宅への円滑な入居促進のため、居住支援活動の具体的な仕組みづくりに向けて、住宅確保要配慮者の住まいの確保に携わる現場の実務者レベルによる情報共有や意見交換を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・移動制約者（高齢者、障害者等）への支援</li></ul> <p>地域の公共交通を考える場において、移動制約者に関する課題を共有し、バスやタクシー、福祉有償運送や住民主体の移動支援の取り組みに加えて、オンデマンド型の少量輸送や自動運転等の新たな交通手段の導入可能性も含めて、誰もがみんなが利用しやすい持続可能な移動のあり方を検討します。</p>

## 基本目標3 地域福祉を支える人づくり・活動支援

### 施策5 地域福祉を支える担い手の育成

#### 施策の方針

- ◆ 多くの市民が地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、人材の育成を推進します。
- ◆ 地域福祉活動やボランティア活動に「参加したい」という(潜在的な)気持ちを実際の行動に繋げるため、気軽に参加できる活動メニューや、それに適したコーディネーターやマッチングの仕組みを整えます。
- ◆ 障害者や認知症の高齢者、生活困難を抱える若者やひきこもり等の社会的に孤立している人などが地域福祉の担い手や様々な社会・経済活動において役割をもって活躍できる機会・場の創出を図ります。

#### 推進施策・事業（例示）

施策名 (施策コード)	内容
地域福祉活動やボランティア活動に関する情報の収集と発信 (51)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティアセンターのボランティア団体やにぎわい交流館の市民活動団体の活動内容や多様な地域福祉活動やボランティア活動の情報を収集します。</li> <li>● 広報にしんや社協機関誌、パンフレットやマップ、ホームページやSNSでの情報発信を通じて、地域福祉活動やボランティア活動の情報発信や見える化を図ります。</li> </ul>
地域福祉の担い手となる人材の育成・確保 (52)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な分野や活動で地域福祉の担い手となる人材を育成・確保するため、様々な人を対象に多様な内容の養成講座を開催します。 【養成講座の例】 ゲートキーパー、精神保健福祉ボランティア、認知症サポーター、ボランティアドライバー、介護予防サポーター、手話奉仕員、災害ボランティアコーディネーター、まちの守り人 など</li> <li>● ボランティアセンターやにぎわい交流館などで活動に参加したい人と実際の活動とをつなぎます。</li> </ul>
市職員や社協職員、支援機関等の人材の育成 (53)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 包括的な相談支援や多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援など包括的な支援体制を担う市や社協、各種支援機関等の職員を対象に、所属や分野を横断した研修等を実施します。</li> </ul>



## 施策6 地域福祉活動の支援、社会資源のネットワーク・協働

### 施策の方針

- ◆ 既存の地域福祉活動の継続と、新たな地域福祉活動の立ち上げやその体制づくりを支援します。
- ◆ 高齢者、障害のある人、子どもや親子、学校や職場などに通いづらいと感じている方、外国人など、多様な人に向けた居場所づくりや交流の場・機会づくりを進めます。
- ◆ 複雑かつ複合的な地域生活課題の解決や多様な支援ニーズに応えるため、属性や世代を問わない協議の場を既存の仕組みを基に設置します。
- ◆ 協議の場において、地域福祉課題の把握と多様な社会資源の発掘・創出のきっかけとなり、地域福祉活動関連団体同士や様々な社会資源相互の連携・ネットワークによる多様な取組が生まれるよう支援します。

### 推進施策・事業（例示）

施策名 (施策コード)	内容
福祉まちづくり協議会 や同等の活動の活動を行 う組織・団体等の設置と 運営支援 (61)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規の活動について検討する際、福祉まちづくり協議会の意義や目的、既存の協議会や先進事例の取組を伝え、設置支援を行います。</li> <li>●助成金制度の紹介や定例会への参加、活動内容の情報発信など、福祉まちづくり協議会等の活性化や継続を支援します。</li> </ul>
潜在的な地域福祉活動 ニーズの顕在化 (62)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もが気軽に話し合える居場所づくりを進め、「豊かな暮らし・住みやすい地域」を目指したまちづくりのために、地域住民が「得意なこと」「できること」を持ち寄って、一緒に考え、共に支え合うための仕組みづくりを行います。</li> <li>●支援機関から個別の相談が挙がった際、個々のニーズを地域のニーズとしてとらえ、SCやCSWが培ってきた地域のネットワークを生かし、地域福祉活動とのマッチングや住民と関係機関とが協働して新たな仕組みを作ります。</li> </ul>
多様な地域住民が集う 場づくりと支援 (63)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世代や属性、分野、目的や興味関心、悩みごとなどに応じて、多様な地域住民が集う場づくりを進めます。また、既存の場に対しては、これまでの枠にとらわれない参加者の受け入れや活動内容の広がりを支援します。</li> <li>【多様な住民が集う場の例】 つどいの場（ほっとカフェ、ぷらっとホーム、ふれあい・いきいきサロン、にっしん体操スポット）、老人クラブ、認知症カフェ、しゃべり場、フリースペースすばる、放課後児童クラブ・放課後子ども教室、ハートフレンドにっしん、子ども食堂、学習支援、フードパントリー、いくるばにっしん など</li> <li>●当事者団体の情報発信や活動場所の提供、参加者を増やす取組、助成金などによる支援を行います。</li> <li>●活動場所の提供や補助金による活動を支援します。</li> </ul>

施策名 (施策コード)	内容
	<p>&lt;提供する活動場所の例&gt; にぎわい交流館、中央福祉センター、福祉会館、空き家 など</p> <p>【補助金の例】 市民自治活動推進補助金、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金、認知症カフェ補助金、障害者等レクリエーション文化活動等支援事業補助金、つどいの場補助金 など</p>
活動同士がつながる場の開催 (64)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動団体等の出会いの場でもあるにっしんわいわいフェスティバルを開催します。</li> <li>●住民主体による様々な地域福祉活動間で互いの活動状況を共有し、団体どうしのつながり(ネットワーク化)や情報交換できる機会を構築します。</li> </ul>
支援機関と地域福祉活動との協働 (65)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援機関と地域福祉活動との情報共有や関係性を構築し、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯への支援にあたって、公的な専門的な支援だけでなく、支援ニーズに合った地域福祉活動との協働も含めた包括的な支援を行います。</li> </ul>

# 第5章 地域福祉と一体的に展開する取組

## 5-1 重層的支援体制整備事業の推進(日進市重層的支援体制整備事業実施計画)

### 1 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしつつ、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援事業」「地域づくり事業」に加えて「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」を併せて実施し、それぞれの事業を一体的に展開するものです。

包括的相談支援事業	・ 世代や属性を問わず、包括的に相談を受け止める
地域づくり事業	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
多機関協働事業	・ 市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 支援関係機関の役割分担やマネジメントを図る ・ 各相談支援機関内でのスーパーバイザーとしての役割を果たす
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・ 支援が届いていない人や世帯に支援を届ける ・ 支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける
参加支援事業	・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえたマッチングを行う ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

### 2 計画の位置づけ等

#### (1) 計画の位置づけ

社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を推進するにあたり、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項等を定めるものです。

**(2) 計画期間**

計画の期間は、第2期にっしん幸せまちづくりプランの計画期間と同様の令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

また、計画期間の中間年において必要に応じて見直しを行います。

**3 基本方針**

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、世代や属性を問わず、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮などの各分野に関わる支援関係機関や地域住民が一体となり、「誰ひとり取り残さない」社会の構築を目指します。

重層的支援体制整備事業の基本的な理念は次のとおりとします。

重層的支援体制整備事業の基本的な理念
●アウトリーチなどによる潜在的な支援対象者の早期発見や早期対応
●地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援
●信頼関係を基盤とした本人や世帯の力を引き出す継続的な支援
●地域住民とのつながりや関係性づくり

**4 基本施策**

**(1) 包括的相談支援事業**

高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮などの各分野で実施されている既存の相談支援を一体として実施し、相談者の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める体制を整備します。

設置形態:基本型(既存の体制を活用)

事業	実施機関	実施形態	設置数 <sup>※</sup>
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター	委託	3か所
障害者相談支援事業	障害者相談支援センター(障害者相談支援事業・基幹相談支援センター)	指定管理	1か所
利用者支援事業	こども家庭センター	直営	1か所
	にっしん子育て総合支援センター	指定管理	1か所
生活困窮者自立相談支援事業	くらしサポート窓口	委託	1か所

※設置数は令和7年3月現在



## (2) 地域づくり事業

高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮などの各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を生かしながら、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。また、交流、参加、学びの機会を生み出すための意識醸成や個別の活動と人をコーディネートします。

事業・実施機関等		実施形態	実施数等※
地域介護予防活動支援事業	介護支援ボランティア事業	委託	1か所
	介護予防サポーター養成事業	委託	1事業
	住民主体介護予防・生活支援サービス事業補助金（通所型）	補助	3か所
	ぱらっとホーム事業	委託	7か所
生活支援体制整備事業	第1層・第2層生活支援コーディネーター事業	委託	第1層：3人 第2層：3人
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	登録	2か所（市内）
地域子育て支援拠点事業	にっしん子育て総合支援センター	指定管理	1か所
	子育て支援センター	委託	2か所
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	重層的支援体制整備事業における地域づくり事業	委託	1事業

※実施数等は令和7年3月現在

## (3) 多機関協働事業

複数の支援関係機関が、地域住民の複雑かつ複合化した地域生活課題を解決するために、市全体で包括的な相談支援体制を構築します。また、相談支援包括化推進員を置き、支援関係機関の役割分担やマネジメントを図るとともに、各相談支援機関内でのスーパーバイザーとしての役割を果たします。

必要に応じて重層的支援会議を開催し、役割分担や支援の方向性の決定や支援プランを作成し、適切な支援につなげます。

また、支援につながっていない地域住民については、支援会議の開催により必要な情報共有や検討を行います。

事業	実施形態	配置人数等※
相談支援包括化推進員	直営	2人
地域共生連携ネットワークシステム	直営	1か所
福祉なんでも相談会	直営	6か所

※配置人数等は令和7年3月現在

重層的支援会議…支援関係機関等との情報共有について本人同意を得たケースに関して、支援関係機関等との連携や支援プランの作成、支援終結要件等について検討する会議

支援会議…社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議で、守秘義務を設けることで、潜在的な支援対象者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有や支援の検討が可能な会議

#### (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

必要な支援が届いていない地域住民や支援につながることに拒否的な地域住民に対し、状況を把握し、信頼関係を構築しながら必要な支援を届けます。また、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりから情報を幅広く収集し、潜在的な支援対象者を見つけます。

事業	実施形態	実施数等※
まちの守り人養成事業	委託	7か所

※実施数等は令和7年3月現在

#### (5) 参加支援事業

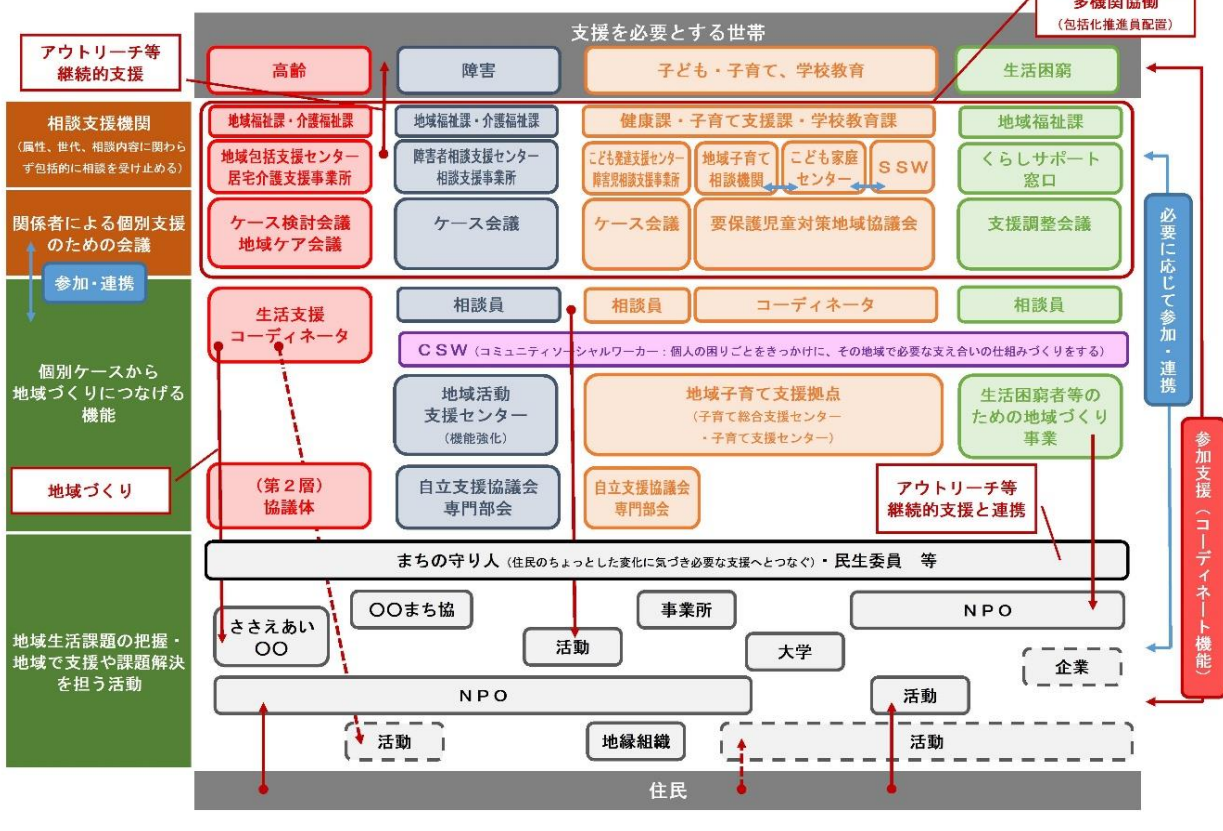
地域住民のニーズを踏まえたマッチングや定着支援、受け入れ先の支援を通じて社会とのつながりを作るための支援を行います。

事業	実施形態	実施数等
重層的支援体制整備<社会参加支援事業>	委託	1か所

※実施数等は令和7年3月現在



## 日進市における重層的支援体制整備事業の全体イメージ



## 5-2 自殺防止の推進(第2次日進市自殺対策計画)

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景・趣旨

わが国の自殺者数は、バブル崩壊後に相次いだ金融機関破綻等を背景として平成10年に急増し、年間自殺者数が3万人を超え、以降、しばらく年間自殺者数が3万人を超える年が続きました。

このため、国では平成18年10月に自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図る「自殺対策基本法」を施行し、これに基づき、平成19年6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定され、これまで「個人的な問題」とされてきた自殺を「社会的な問題」と捉え、社会全体で自殺対策が進められたことにより、平成22年以降は自殺者数が減少傾向にあります。ところが、いまだに年間2万人を超える人々が自殺により亡くなっており、看過できない状況にあると言えます。

このような状況にある中、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、都道府県と市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。また、翌年には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、自殺総合対策の基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とし、平成38年(令和8年)までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることが目標とされました。

また、愛知県では、「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指します」という基本理念を掲げた「第3期あいち自殺対策総合計画」を平成30年3月に策定し、国と同様に自殺死亡率の減少目標を掲げています。

こうした動向を踏まえ、本市においても自殺対策基本法第13条第2項に基づき、「自殺総合対策大綱」及び「第3期あいち自殺対策総合計画」を踏まえつつ、「気づく、つなぐ、いきるを支え合うまち・にっしん」の実現を図るため、令和2年度から令和6年度を計画期間とした日進市自殺対策計画を福祉分野の総合かつ横断的な計画である地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定しました。

そして、この間に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に、平成21年以降令和元年まで一貫して減り続け2万人に迫るほど減少したわが国の自殺者数は、増加基調に転じ、令和4年21,881人、令和5年21,837人となっています。

自殺総合対策大綱の策定から5年が経過した令和4年10月には、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化などが追加されました。

また、この新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、愛知県では、「第4期愛知県自殺対策推進計画」を策定しました。

このような国や県の動向を踏まえ、本市においも、このたび計画の最終年度である令和6年度を迎えたことから、第2次日進市自殺対策計画を策定します。



## (2) 計画の期間

計画の期間は、第2期にっしん幸せまちづくりプランの計画期間と同様の令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

また、計画期間の中間年において必要に応じて見直しを行います。

## 2 日進市における現状と課題

### (1) 統計でみる自殺の状況

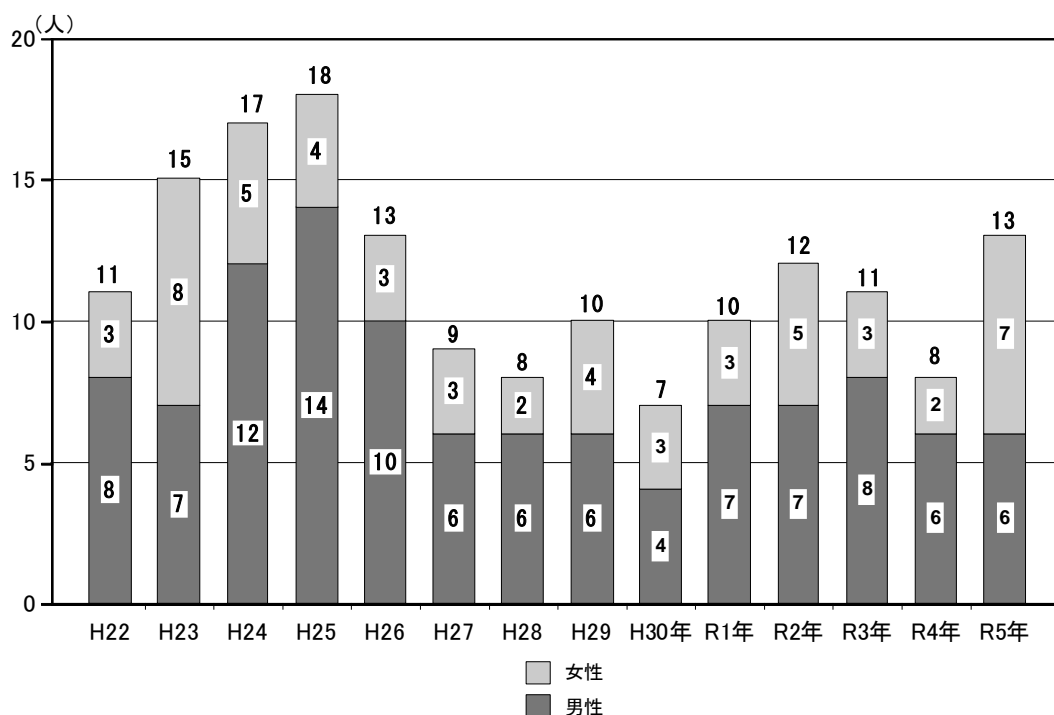
#### ① 自殺者数の推移と性別にみた自殺の状況

自殺者数の推移をみると、自殺者数が最も多いのは平成25年の18人となっており、それ以降は10人前後で推移しています。平成23年と令和5年を除く全ての年で男性が女性を上回っています(図5-1)。

自殺者の性別構成割合をみると、男性が63.0%を占めています。全国、愛知県と比べて、男性の割合が若干低くなっています(図5-2)。

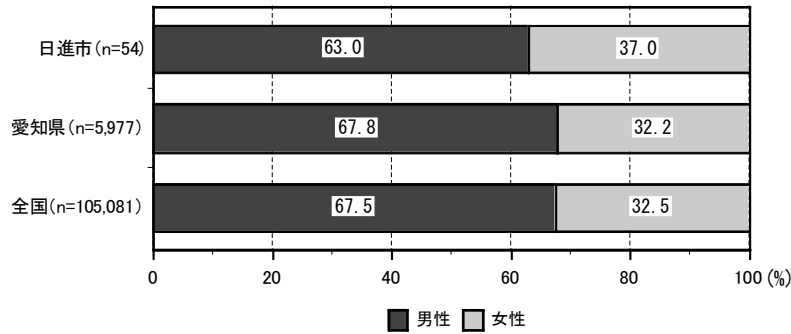
性別で自殺死亡率(10万人当りの人数)をみると、男性が14.0、女性が7.0となっています。男女ともに全国、愛知県より低くなっています(表5-1)。

図5-1 自殺者数の推移(性別)



資料:地域における自殺の基礎資料

図5-2 自殺者の性別構成割合（令和元年～令和5年合計）



資料:地域における自殺の基礎資料

表5-1 自殺死亡率（平成30年～令和4年平均）

単位:10万対

区分	日進市	愛知県	全国
男性の死亡率	14.0	20.8	22.7
女性の死亡率	7.0	10.1	10.4

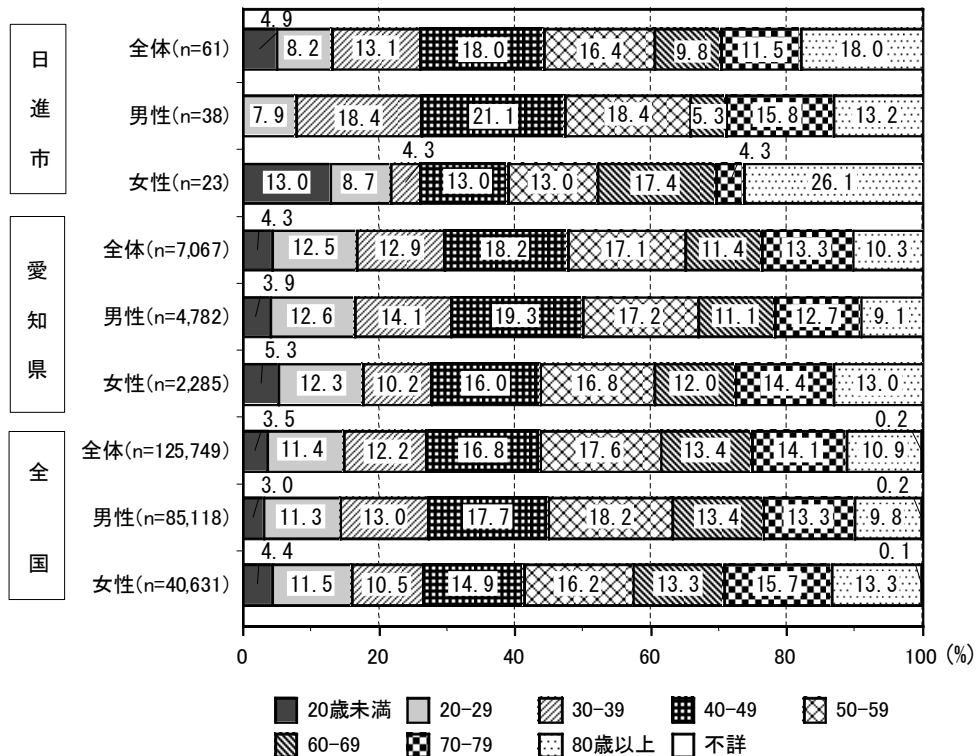
資料:地域自殺実態プロファイル(2023 更新版)

②自殺者の年齢構成割合

自殺者の年齢構成割合をみると、40歳代と80歳以上が18.0%と最も多くなっており、全国や愛知県と比べて80歳以上の割合が多くなっています。

性別でみると、80歳以上の割合は、特に女性で26.1%も占めていることが本市の特徴としてみられます(図5-3)。

図5-3 自殺者の年齢構成割合（平成30年～令和5年合計）



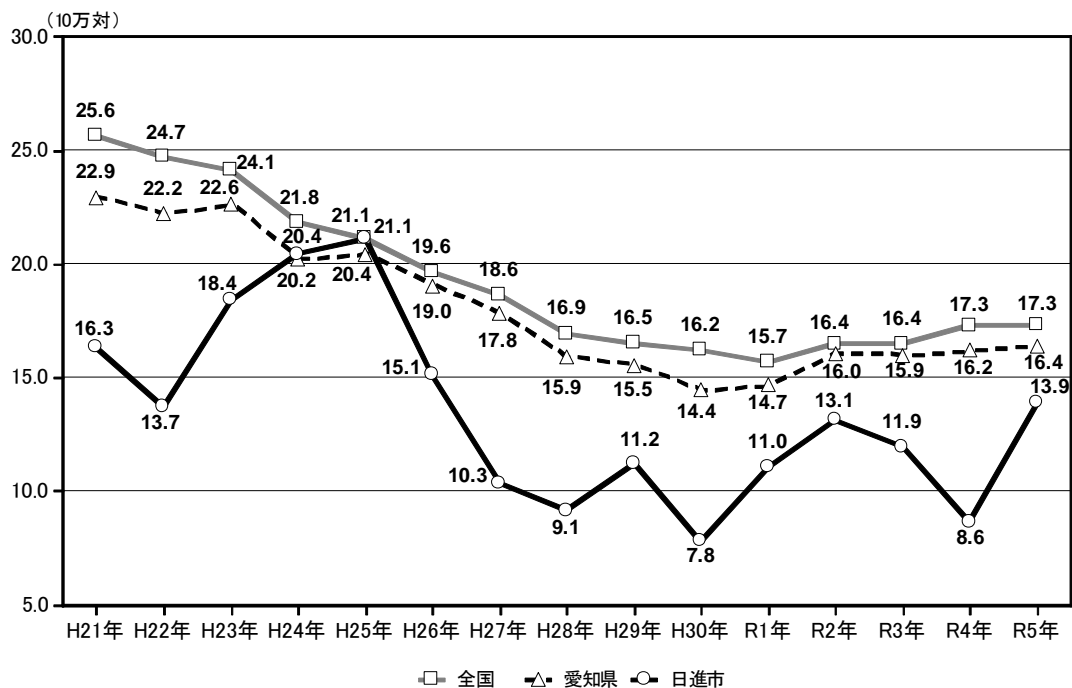
資料:地域における自殺の基礎資料



### ③自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率は、ピークである平成25年は愛知県を上回り、全国と同じ水準でしたが、この年を除くとそれ以降は一貫して全国や愛知県の水準を大きく下回っています。また、平成25年をピークに減少傾向にありましたが、平成29年には一旦増加に転じ、その後は上下を繰り返しています(図5-4)。

図5-4 自殺率の推移

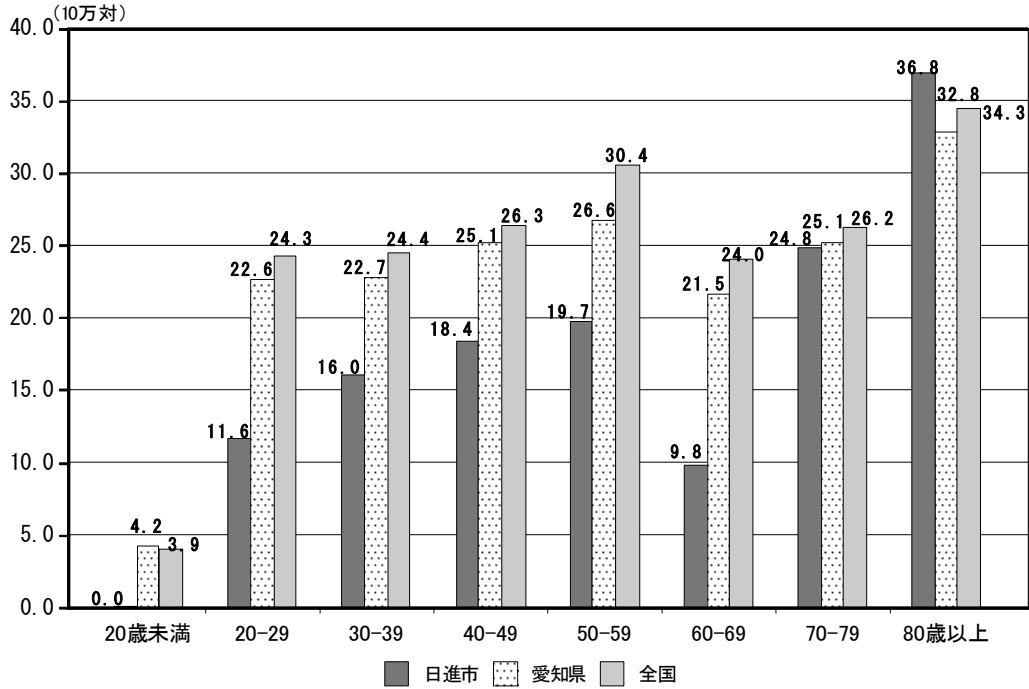


資料:地域における自殺の基礎資料

④性・年齢別にみた自殺死亡率

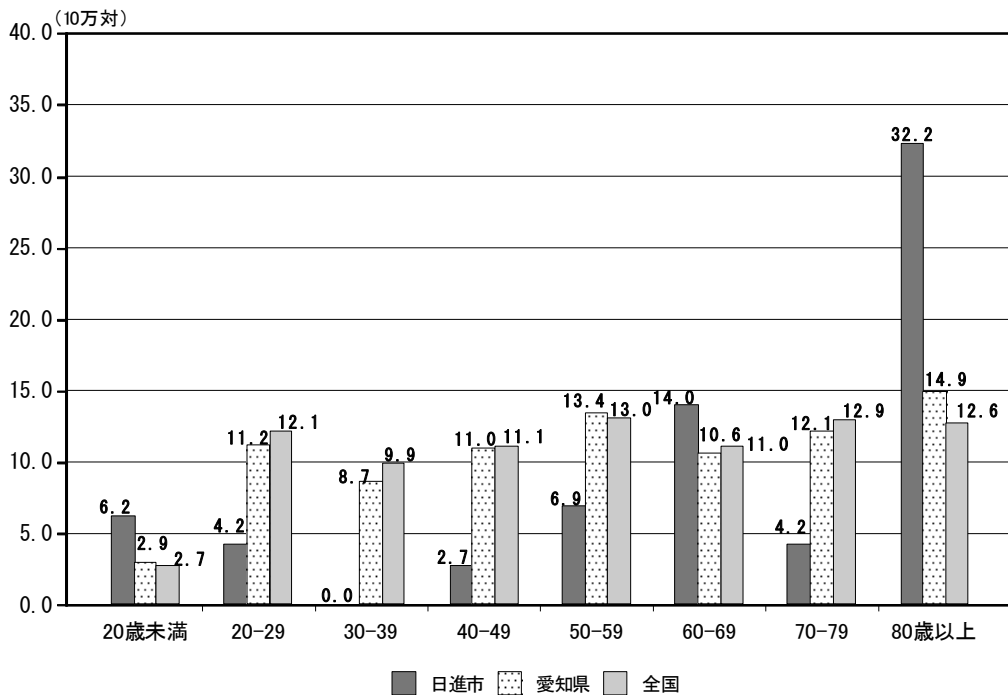
性・年齢別に自殺死亡率をみると、男性は80歳以上が36.8人/10万人で、全国や愛知県を上回っています(図5-5)。一方、女性は20歳未満と60歳代、80歳以上において国や愛知県の水準を上回っていますが、中でも80歳以上が32.2%で全国や愛知県水準を大きく上回っていることが特徴としてみられます(図5-6)。

図5-5 年齢別死亡率(男性：平成30年～令和4年平均)



資料：地域自殺実態プロフィール(2023 更新版)

図5-6 年齢別死亡率(女性：平成30年～令和4年平均)



資料：地域自殺実態プロフィール(2023 更新版)



### ⑤60歳以上の自殺者の同居人の有無率

60歳以上の自殺者の同居人の有無をみると、本市では男性の「同居人あり」が9人、「同居人なし」が2人、女性の「同居人あり」が7人、「同居人なし」が2人となっています。全般的に男女ともに全国や愛知県と比べて「同居人あり」の割合が多くなっています。(表5-2)

表5-2 60歳以上の自殺者の同居人の有無（平成30年～令和4年合計）

性別	年齢階級	同居人の有無（人）		日進市		愛知県		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	2	0	10.0%	0.0%	12.6%	9.2%	13.4%	10.0%
	70歳代	4	1	20.0%	5.0%	16.6%	7.9%	14.9%	8.4%
	80歳以上	3	1	15.0%	5.0%	11.8%	5.1%	11.9%	5.2%
女性	60歳代	2	1	10.0%	5.0%	8.3%	2.7%	8.5%	2.8%
	70歳代	1	0	5.0%	0.0%	9.2%	4.3%	9.1%	4.3%
	80歳以上	4	1	20.0%	5.0%	7.5%	4.9%	7.0%	4.3%
合計		20		100.0%		100.0%		100.0%	

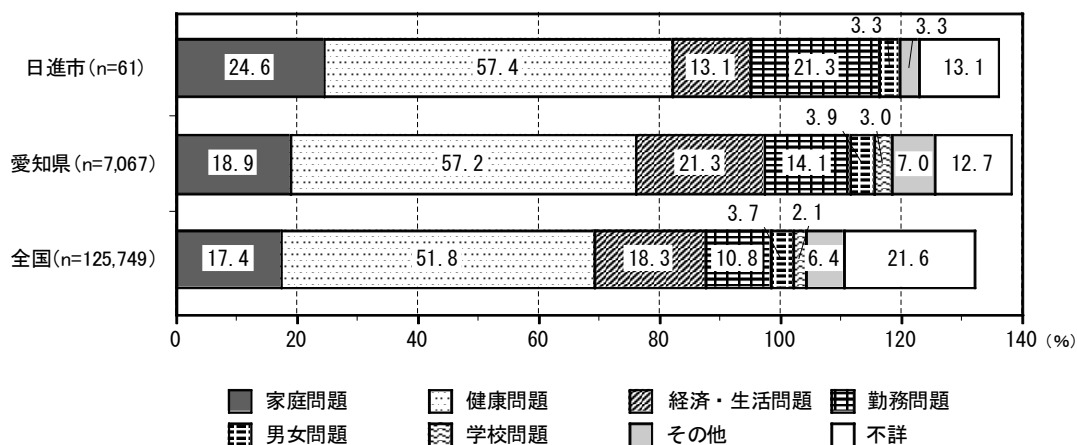
資料：地域自殺実態プロフィール(2023 更新版)

### ⑥原因・動機別にみた自殺者の割合

原因・動機別にみた自殺割合は、「健康問題」が57.4%と最も高く、次いで「家庭問題」が24.6%、「勤務問題」が21.3%、「経済・生活問題」が13.1%となっています。全国や愛知県と比べて「健康問題」、「家庭問題」や「勤務問題」の割合が多く、「経済・生活問題」の割合が少なくなっていることが特徴としてみられます。

自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている状況がうかがえます。(図5-7)。

図5-7 自殺者の原因・動機別割合※（平成30年～令和4年合計）



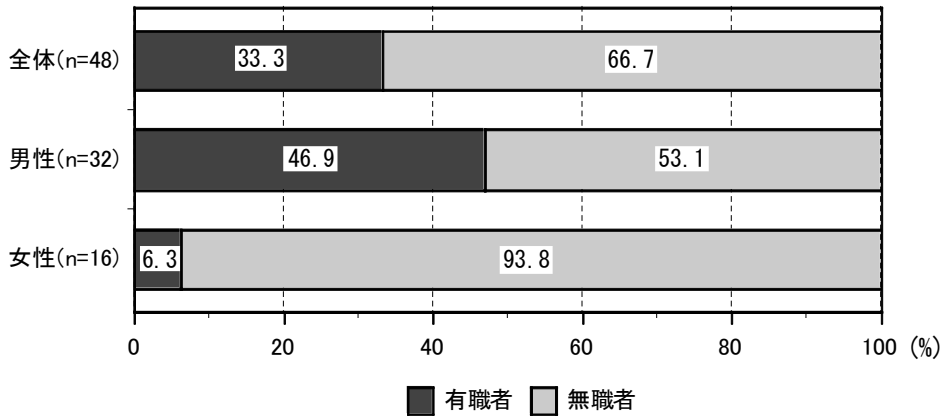
資料：地域自殺実態プロフィール(2023 更新版)

⑦自殺者の就業状況別構成割合

自殺者の就業状況別構成割合をみると、無職者が66.7%と有職者を上回っています。性別でみると、女性は有職者が6.3%とかなり少ないことが特徴としてみられます(図5-8)。

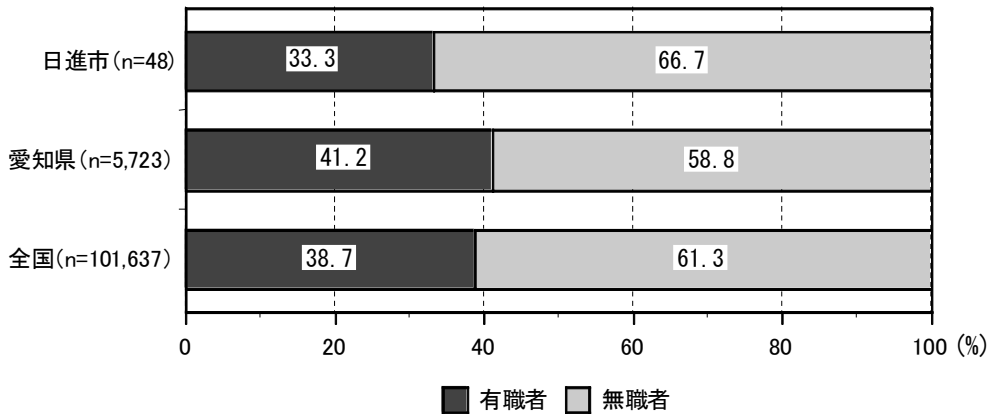
全国や愛知県と比べて有職者の割合が少し低くなっています(図5-9)。

図5-8 自殺者の性別就業状況構成割合(平成30年~令和4年合計)



資料:地域自殺実態プロフィール(2023 更新版)

図5-9 国・県との比較でみる自殺者の就業状況構成割合(平成30年~令和4年合計)



資料:地域自殺実態プロフィール(2023 更新版)



### ⑧性・年齢階級・就業状況・同居人の有無別にみた自殺死亡率

本市は男性の40～59歳の「無職者同居」と「無職者独居」、20～39歳の「無職者独居」、60歳以上の「無職者独居」が比較的高くなっています。このうち、40～59歳の「無職者同居」以外は、全国や愛知県の水準より低くなっています。

一方、女性については、20～39歳の「有職者独居」と60歳以上の「無職者独居」が比較的多く、特にと比べると、20～39歳の「有職者独居」については、全国や愛知県の水準より高くなっています。

表5-3 性・年齢階級・就業状況・同居人の有無別の自殺死亡率  
(平成30年～令和4年合計)

単位：10万対

性別	年齢	就業状況	同居人の有無	日進市	愛知県	全国
男性	20～39歳	有職者	同居	6.3	13.7	15.7
			独居	24.3	29.1	27.9
		無職者	同居	50.3	52.3	50.9
			独居	76.1	98.4	90.0
	40～59歳	有職者	同居	17.4	14.7	15.9
			独居	17.2	37.3	36.1
		無職者	同居	95.1	91.5	95.6
			独居	219.7	236.8	233.6
	60歳以上	有職者	同居	5.3	10.6	12.0
			独居	0.0	22.5	30.3
		無職者	同居	32.4	26.8	28.1
			独居	68.1	83.5	83.1
女性	20～39歳	有職者	同居	0.0	5.6	6.3
			独居	31.6	16.4	12.7
		無職者	同居	0.0	12.4	15.8
			独居	0.0	34.3	35.9
	40～59歳	有職者	同居	0.0	6.9	6.3
			独居	0.0	21.2	13.0
		無職者	同居	9.8	14.3	16.5
			独居	0.0	42.0	43.6
	60歳以上	有職者	同居	0.0	5.5	5.5
			独居	0.0	6.9	7.7
		無職者	同居	17.7	12.1	12.6
			独居	22.7	23.6	20.2

資料：地域自殺実態プロファイル(2023 更新版)

(2) 日進市における特徴と課題

本市の主な自殺の特徴を整理すると、下表のとおり、いわゆる壮年者層にあたる 40～59 歳の有職同居の男性や 60 歳以上の無職同居の男性、60 歳以上の無職同居の女性の自殺者が多いことが特徴となっています。また、上位のいずれも同居であることが特徴としてみられます(表5-4)。

このことから、働く壮年者のメンタルケアや過労防止等の健康対策、無職者・失業対策、介護支援、若者の引きこもり対策など、全世代を対象にした多面的・多角的アプローチによる対策が求められます。

また、ストレス・悩みについて相談できる人が「いない」という人も特に中高年者層で少なくないことから、ストレスや悩みを感じた時に相談できるような機会を提供していくことが課題です。

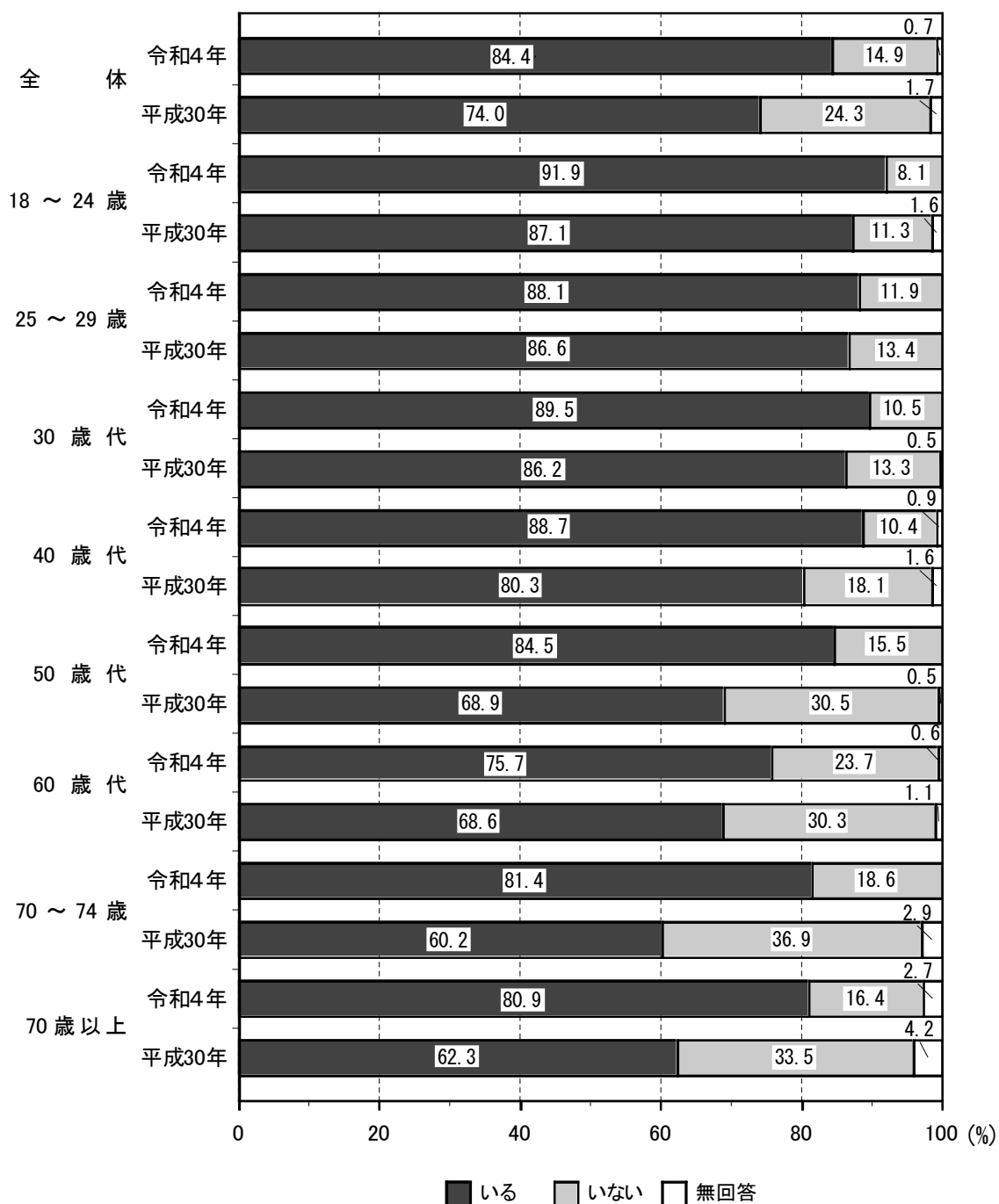
表5-4 日進市の主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数	割合	自殺死亡率	背景にある主な自殺の危機経路
	(5年計)		(人口10万対)	
1位:男性40～59歳有職同居	9	18.80%	17.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位:男性60歳以上無職同居	8	16.70%	32.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位:女性60歳以上無職同居	7	14.60%	17.7	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位:男性20～39歳無職同居	3	6.30%	50.3	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
5位:女性40～59歳無職同居	3	6.30%	9.8	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

資料:地域自殺実態プロファイル(2023 更新版)



図5-10 年齢別「ストレス・悩みについて相談できる人の有無」  
(平成30年と令和4年の比較)



資料：日進市市民意識調査(平成30年度、令和4年度)

### 3 計画の目指す姿

#### (1) 基本理念

国の「自殺総合対策大綱」では、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。また、「第4期あいち自殺対策総合計画」では、『「気づきと見守りにより生きやすい社会の実現」を目指します』を基本理念としています。

こうしたことを踏まえつつ、本計画では、市民の誰もが、お互いに人格と個性を尊重し、何よりも一人ひとりのかけがえのない尊いいのちを大切にするという共通認識を持つなかで、自分や周りの人のこころの痛みを「気づき」、思いやり、地域全体でさりげなく見守り、助け合い、必要な相談や支援に“つなぐ”とともに、生物学的な意味でのいのちのみならず、一人ひとりの精神的な意味でのいのちを尊重しつつ、“お互いのいきるを支え合うまち”を目指して、引き続き、基本理念を以下のように掲げます。

**気づく、つなぐ、いきるを支え合うまち・にっしん**

#### (2) 数値目標

前回計画では、国が示している「令和8年までに、自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少」(=11 年間で30%以上減少させ、令和 8 年には 13.0 以下)という目標を踏まえ、令和2年度から計画最終年度の令和6年度までの5か年の自殺者数の平均値が、平成 25 年から平成 29 年の自殺者数の平均値(11.6 人)に比べて 20%減にあたる 10 人未満にまで減少させることを目標として設定しました。

本市の令和2年から最新データの得られる令和5年までの4か年の自殺者数の平均値は 11.0 人と目標の 10 人未満に及びませんが減少しました。

本計画では、自殺者ゼロを目指しつつも、前回の目標値を概ね踏襲し、計画期間中は自殺者数が常に年間あたり 10 人未満とすることを目標として設定します。

指標名	参考実績値 令和元年～令和5年	目標数値
自殺者数(1年間あたり)	10.8 人/年	常に毎年10 人/年 未満

#### 【参考:国・県の目標】

指標名	基準値	目標値	考え方
	2015 年 (平成 27 年)	2026 年 (令和8年)	
国(自殺総合対策大綱) 自殺死亡率(人口 10 万人対)	18.5	13.0 以下	当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026 年までに、自殺死亡率を 2015 年と比べて 30%以上減少させる
愛知県(第4期愛知県自殺対策推進計画) 自殺死亡率(人口 10 万人対)	17.5	13.0 以下	自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ推計値を算出



## 4 推進施策

地方自治体における自殺対策を推進し、地域自殺対策計画の策定を支援するために、厚生労働大臣指定調査研究等法人・一般社団法人いのちを支える自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺対策政策パッケージ(令和5年度版)では、ナショナル・ミニマムとして全国的に実施されることが望ましい基本施策(基本パッケージ)として次の6つをあげています。

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④自殺未遂者等への支援の充実
- ⑤自死遺族等への支援の充実
- ⑥児童生徒のSOSの出し方に関する教育

また、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル(2023 更新版)」の分析に基づき、地域において優先的な課題となり得る施策である「推奨される重点パッケージ」として、「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」が示されています。

これらの施策パッケージや日進市における自殺の現状と課題を踏まえ、本市では以下のような施策構成のもとで自殺対策を推進します。

### 日進市自殺対策計画の施策構成

#### 施策1 地域におけるネットワークの構築・強化

- (1) 庁内等での分野を超えたネットワークの構築
- (2) 関係機関とのネットワーク体制による計画の進行管理

#### 施策2 いのちを支える人材の育成

#### 施策3 市民への啓発と周知

- (1) 自殺に対する正しい認識や自殺対策の普及啓発
- (2) 生きづらさを感じている人向けの相談窓口の周知
- (3) メンタルヘルスの推進

#### 施策4 自殺未遂者等への支援の充実

#### 施策5 自死遺族等への支援の充実

#### 施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

**施策 1**

**地域におけるネットワークの構築・強化**

**～つなげる先の体制づくり～**

「生きることの包括的な支援」を受けられるようにするためには、リスクのある人の早期発見のための体制と発見後につなげていく先である相談支援体制を構築していくことが必要です。

このため、「生きることの包括的な支援」に関連する関係団体等との連携、情報交換に努め、地域におけるネットワークの強化を図るとともに、既存の会議体等を活用し、さまざまな分野による全庁的な施策の展開を図ることで、総合的、効果的な自殺対策を推進します。

**(1) 庁内等での分野を超えたネットワークの構築**

**【主な取組】**

取組	内容
断らない相談支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健・医療・福祉の関係窓口や機関はもとより、他の窓口等を通じて発見された自殺リスクのある複雑多岐にわたる地域生活課題を抱える人や世帯を専門機関・専門職が連携しながら丸ごと相談していく体制づくりとして、市民の相談を断らず受けとめる体制の構築を図ります。</li> <li>●必要に応じて重層的支援会議を開催し、役割分担や支援の方向性の決定や支援プランを作成し、適切な支援につなげます。</li> </ul>
既存の各種会議等を活用した関係機関・専門職の連携（いのちを支えるネットワークの構築）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、保健、医療、福祉、教育、法律、警察等の行政機関、関係団体の連携の強化を図ります。</li> <li>●関係機関の連絡・調整・検討を行う既存の各種会議を活用した情報共有・事案調整及び個別支援を行います。</li> </ul>

**(2) 関係機関とのネットワーク体制による計画の進行管理**

**【主な取組】**

取組	内容
「わたしのまちのしあわせづくり委員会」を通じた本計画の進行管理	自殺対策進捗確認シートにより、年度ごとの実施内容、達成度等を把握するとともに、専門職や市民団体等で構成される「わたしのまちのしあわせづくり委員会」を通じて、本計画の進行管理を進めます。



## 施策2 いのちを支える人材の育成 ～気づき、つなぐ人づくり～

生きることの阻害要因となり得る悩みや生活上の困難を抱えた人など、自殺のリスクを抱えた人に対する早期の「気づき」が重要であり、できるだけ多くの人々が「気づき」に対応できるような地域社会にしていく必要があります。また、必要な相談支援に着実につなげていくためには、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。

このため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人材であるゲートキーパーの養成を推進します。

### 【主な取組】

取組	内容
職員等を対象にしたゲートキーパー研修の実施	●支援の対象のゲートになり得る各種窓口担当職員を対象に、自殺や自殺対策について理解を深め、適切な対応を行うことができる意識とスキルを身につけるための研修を行います。
市民や民間事業者に対するゲートキーパー研修の機会の提供	●様々な生活課題を抱える市民と接することの多い民生委員児童委員や各種福祉サービスの事業者などに対してゲートキーパー研修の受講を推奨します。 ●また、一般市民を対象にしたゲートキーパー研修を開催します。
教職員に対するSOSの出し方教育研修の実施	●児童生徒への自殺予防教育を推進し、児童生徒が発するSOSの受け皿となるため、市内小中学校教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに対して、SOSの出し方に関する教育や実践的な知識やスキルを身につけられるような研修実施を促進します。

**施策3**

**市民への啓発と周知**

**～本人や周りの人が気づける機会とメンタルヘルス～**

困りごとや悩みごとに周りの人が気づかないばかりか、本人すらも自覚しないようなケースや自覚していてもSOSを出せずに抱え込んでしまっているようなケースもあります。自殺が一部の人や他人事の問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて理解促進を図り、本人や周りの人がリスクに気づけるような地域社会としていく必要があります。また、誰もが、心が軽く穏やかな気持ち、やる気が湧いてくるような気持ちでいられる、こころが健康づくりが求められます。

このため、自殺に対する誤った認識や偏見を取り払うとともに、住民が自分や周りの人のこころの不調に気づき、話を聴く、見守る、専門家につなぐなど、自殺対策における住民の役割等についての理解が深まるよう、教育活動、広報啓発活動を推進していきます。

また、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かにSOSを出して援助を求めることは決して恥ずかしいことではないという意識と相談する術、日ごろからストレスを抱えないようにする術(メンタルヘルス等)など、誰もが持ち得るようにするための啓発事業と各種相談窓口の周知を進めます。

**(1) 自殺に対する正しい認識や自殺対策の普及啓発**

**【主な取組】**

取組	内容
自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動	●自殺対策基本法で定める自殺予防週間や国が取り組む自殺対策強化月間を通じたキャンペーン、啓発活動を行います。
ホームページ等による自殺対策に関する情報提供や啓発	●自殺及びその要因に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺の予防・防止につながる情報を市のホームページで提供します。また、必要に応じて広報にっしんでの特集記事等による啓発を進めます。
自殺防止リーフレット等による啓発	●国や県等が作成しているリーフレット類を各種相談窓口や市内の公共施設等に配架します。

**(2) 生きづらさを感じている人向けの相談窓口の周知**

**【主な取組】**

取組	内容
広報にっしんやチラシ等を活用した各種相談窓口の紹介	●広報にっしんやホームページ、チラシ、にっしんココロの支援ガイドブック等を通じ、市の相談窓口、愛知県や国等の相談機関、SNS・チャット相談など、相談できる各種機関等を周知します。



### (3) メンタルヘルスの推進

#### 【主な取組】

取組	内容
メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知	●働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の周知を図ります。
こころの健康啓発事業	●保健センター封筒への掲載による「こころがホッとする言葉」の周知やこころの講演会の開催、母子健康手帳発行時にメンタルヘルスケアの啓発などこころの健康の啓発を行います。
高齢者うつ予防事業	●高齢者のうつに関する相談や正しい知識の普及啓発のための研修会や相談等を関係部署と連携・協力して実施します。
相談支援事業	●心の健康や障害のある方の福祉に関する相談支援を行っている障害者相談支援センターを通じて、精神面でのケアを進めます。

**施策4 自殺未遂者等への支援の充実 ～孤立を防ぐ居場所づくり～**

自殺対策は、孤独やストレスなどの生きることの阻害要因となっていること(自殺リスク要因)を減らしていくのと同時に、自己肯定感の形成や信頼できる良好な人間関係といった生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)を増やしていく取組も重要です。

このため、生きづらさを抱えた人や配偶者と離別・死別した高齢者、退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域社会とつながりを持ち、必要な時に必要な支援につながれるよう、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進します。

**【主な取組】**

取組	内容
多様な地域住民が集う場づくりと支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●世代や属性、分野、目的や興味関心、悩みごとなどに応じて、多様な地域住民が集う場づくりを進めます。また、既存の場に対しては、これまでの枠にとらわれない参加者の受け入れや活動内容の広がりを支援します。</li> <li>【多様な住民が集う場の例】 つどいの場（ほっとカフェ、ぷらっとホーム、ふれあい・いきいきサロン、にっしん体操スポット）、老人クラブ、認知症カフェ、しゃべり場、フリースペースすばる、放課後児童クラブ・放課後子ども教室、ハートフレンドにっしん、子ども食堂、学習支援、フードパントリー、いくるばにっしん など</li> <li>●当事者団体の情報発信や活動場所の提供、参加者を増やす取組、助成金などによる支援を行います。</li> <li>●活動場所の提供や補助金による活動を支援します。 &lt;提供する活動場所の例&gt; にぎわい交流館、中央福祉センター、福祉会館、空き家 など</li> <li>【補助金の例】 市民自治活動推進補助金、住民主体による介護予防・生活支援サービス事業補助金、認知症カフェ補助金、障害者等レクリエーション文化活動等支援事業補助金、つどいの場補助金 など</li> </ul>
当事者等の交流活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な悩みを抱えた方が、それぞれの悩みに応じて参加できる交流活動やピアカウンセリングの機会づくりを支援します。</li> </ul>



## 施策5 自死遺族等への支援の充実 ～心情に寄り添う支援につなげる～

身近な人を自死により亡くされた遺族等は、深い悲嘆などから精神的不調のみならず、身体面や生活面等で様々な支障が生じてしまうようなことも少なくありません。また、周りの振る舞いが、心ならずも自死遺族の方々を心理的に傷つけてしまうことがあるので、専門的な支援や経験に裏打ちされた支援が求められます。

このため、自死遺族が必要な支援が受けられるよう、大切な人を亡くした人の支援を行っている機関等の紹介に努めます。

### 【主な取組】

取組	内容
大切な人を亡くした人の支援を行っている機関等の紹介	●愛知県精神保健福祉センターや民間団体（NPO法人全国自死遺族総合支援センター、～こころの居場所～ AICHI 自死遺族支援室など）や家族会（自死遺族の集い等）など自死で大切な人を亡くされた人の総合相談窓口、専門相談室、ピアカウンセリングを行っている団体の周知に努めます。

**施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進と相談実施**

自殺に追い込まれる人の中には、地域の相談機関や抱えている課題の解決方法を知らないために適切な支援を受けられないケースが少なくないといわれています。これを防ぐためには、いのちや暮らしの危機に直面した際の助けの求め方や、苦しいときには助けを求めてもよいということを、学校教育の段階から学べる機会があることが重要です。

このため、小中学校において、児童生徒たちが困りごとや悩みごとを抱え、生きづらさや強いストレスを感じてしまい自死が頭をよぎるような状況に陥った際の対処方法を理解し、実際にそうした対応を取れるようになるため、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進します。また、児童生徒がSOSを出せる環境を教職員や地域の関係者など周囲の大人たちが整えていくとともに、児童生徒から発せられたSOSを適切に受け止め、必要な支援につなげていくことが不可欠あることから、児童生徒を対象にした授業の実施のみならず、周囲の大人たちを対象に研修を行います。

**【主な取組】**

取組	内容
SOSの出し方に関する教育の推進	●いじめ問題対策連絡協議会等と連携しながら、市内の小中学校において、いじめを始め、社会で直面する可能性のあるさまざまな困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。
教職員に対するSOSの出し方教育研修の実施 【再掲】	
児童生徒に対するこころの相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●養護教諭等の行う健康相談、スクールカウンセラー、心の教室相談員やスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒がいつでも不安や悩みを打ち明けられるよう相談体制の充実に努めます。</li> <li>●令和4年度より開始した、児童生徒が学校で使用している学習用端末（iPad）を活用した「いじめ相談SOSフォーム」による相談を継続的に進めます。</li> <li>●Q-U検査の結果を利用し、いじめや不登校など児童の抱えるこころの問題の把握に努めます。</li> </ul>



## 5-3 成年後見制度の利用促進(第2期日進市成年後見制度利用促進計画)

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

国においては、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

令和3年度の基本計画最終年度に向けて令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始し、専門家会議6回の検討を経て、令和3年12月に「最終とりまとめ」を実施しました。その後、パブリックコメントの実施を経て、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

第二期基本計画においては、成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方として、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めるとされています。

本市においては、尾張東部圏域6市町(瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町)で共同設置した「尾張東部権利擁護支援センター」を中核機関として、成年後見制度の相談や制度の普及啓発、市民後見人の養成といった利用促進の取り組みを行ってきました。また、尾張東部圏域における広域的な成年後見制度の利用促進を図るため、平成31年3月に「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」を策定しています。

尾張東部権利擁護支援センターでは、国の第二期基本計画を踏まえ、①一部市町による牽引を含めた「地域連携ネットワークの構築」、②中核機関に限定されない尾張東部権利擁護支援センターの機能の強化、③進行管理委員会での県・県社協との連携による推進、の3つをねらいとした「尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画」を令和5年3月に策定しました。

このような背景の中、本市における成年後見制度の利用促進を図り、認知症や障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるまちづくりを進めるため、「第2期日進市成年後見制度利用促進計画」を策定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

本計画は、地域福祉計画である「にっしん幸せまちづくりプラン」と一体的に策定し、尾張東部圏域の広域的な計画である「尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画」と整合性を図るものとしてします。

## (3) 計画の期間

本計画の期間は、第2期にっしん幸せまちづくりプランの計画期間と同様の令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

ただし、国の基本計画や尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画の見直しに合わせて、必要に応じて見直しを実施します。

# 2 日進市における現状と課題

## (1) 対象者の状況

認知症、知的障害、精神障害のある人は、下表のとおり増加傾向にあります。今後、高齢者人口の増加が見込まれることから、対象者数についても増加が見込まれます。

表5-5 対象者数

(単位：人)

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
推定認知症※1	3,171	3,217	3,259	3,296	3,318
知的障害※2	394	418	442	466	477
精神障害※2	692	733	788	850	900

※1 推定認知症は「厚生労働省老健局 2015年1月27日公表「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」による65歳以上人口に対する有病率(2020年で17.5%)に各年4月1日現在の65歳以上人口を乗じた数値

※2 知的障害及び精神障害は手帳所持者数(各年4月1日現在)

## (2) 成年後見制度の利用状況

本市では後見類型が全体の6割を大きく超えています。

表5-6 類型別成年後見制度の利用状況

(単位：件、%)

区分	日進市	尾張東部圏域	(参考)全国平均
後見類型	67 (68.4)	408 (66.3)	177,244 (73.9)
保佐類型	22 (22.4)	151 (24.6)	46,200 (19.3)
補助類型	8 (8.1)	50 (8.1)	13,826 (5.8)
任意後見	1 (1.0)	6 (1.0)	2,663 (1.1)
合計	98	615	239,933

※令和3年末現在。( )内は、構成比

出典：尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画、成年後見関係事件の概況



また、成年後見制度利用支援事業については、尾張東部圏域で統一の要件を定め、共通の事業として整備しています。

表5-7 成年後見制度利用支援事業利用状況

(単位：件、円)

区分	平成31年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	12	12	8	12	15
助成金額	2,605,822	2,802,000	2,052,000	2,813,603	3,399,848

出典：自治行政の実績、決算書

### 3 計画の基本的な考え方・基本方針

#### (1) 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

本計画は、自己決定の尊重とノーマライゼーションに根差し、本人の意思を尊重しつつ、「ゆたかに生きる権利をまもる」まちをつくることを目指します。

#### (2) 基本方針

本市の成年後見制度の利用促進にあたっては、本市の属する尾張東部圏域6市町で策定した「尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画」に基づき進めていくものとします。

### 4 施策体系

本市の成年後見制度の利用促進にあたっては、本市の属する尾張東部圏域6市町で策定した「尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画」に基づき進めていくものとします。

#### (1) 権利擁護支援を支える地域連携ネットワークの計画的推進

中核機関<sup>※1</sup>である尾張東部権利擁護支援センターとともに地域連携ネットワーク<sup>※2</sup>の重層的な組織づくりに取り組みます。

- 地域連携ネットワークの計画的推進に構成6市町が一体で取り組む
- 執行錯誤的なプロジェクトに取り組み、その結果を構成6市町で共有する

※1 専門職による助言などの支援の確保、協議会の事務局など、地域における連携や対応強化を推進する役割を持つ機関

※2 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみ

#### (2) 中核機関の機能展開を担うセンターの安定的運営の確保

中核機関の機能強化や安定的なセンター運営のための職員体制の整備に努めます。

- 新たなプロジェクトへ参加し、推進を図る
- 計画遂行（進行管理推進委員会、適正運営委員会）に関する会議へ参加する

#### (3) 重層的支援体制整備事業と権利擁護支援との連携の推進

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、センターと連携し、専門的な知見を活用します。

- 権利擁護支援や意思決定支援が必要な支援ケースにおいては、センターと連携し、重層的支援会議への参加を求める
- 個別支援において、センターが培ってきた専門的な知見や実践知を活用する

## 5 計画の推進体制

尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画の進捗管理については、尾張東部権利擁護支援センターに設置した成年後見制度利用促進進行管理推進委員会及び適正運営委員会にて行うとともに、わたしのまちの幸せづくり委員会にも報告します。



## 5-4 再犯防止の推進(日進市再犯防止計画)

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 計画策定の背景・趣旨

国は、平成28年12月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、引き続き、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画を策定しました。同法において、地方公共団体は再犯の防止などに関し、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが定められました。

県では、刑法犯認知件数は年々減少傾向にありますが、再犯者率(刑法犯検挙者に占める再犯者の割合)は約5割で推移しています。こうした状況を踏まえ、国や市町村、民間団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に地域社会に復帰でき、安全安心なまちづくりを促進することを目指し令和3年3月に「愛知県再犯防止推進計画」を策定しています。

これを受け、本市においても、こうした国・県の趣旨を踏まえ、犯罪や非行から立ち直ろうとする人を含めたすべての地域住民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の構築を位置づけている第2期につしん幸せまちづくりプランと一体的に作成し、再犯防止推進施策の方向性を示します。

なお、この日進市再犯防止推進計画は、「再犯防止推進法」第8条第1項に規定される「地方再犯防止推進計画」に位置づけます。

#### ● 再犯の防止等の推進に関する法律 ●

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

#### (2) 計画の期間

本計画の期間は第2期につしん幸せまちづくりプランの計画期間と同様の令和7年度～令和16年度とします。

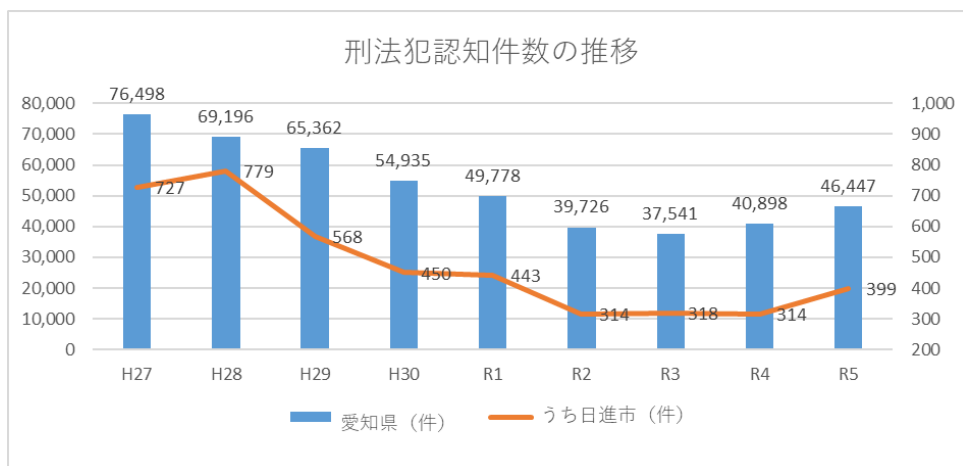
2 現状と課題

本市の令和5年度刑法犯認知件数は、399件であり前年の314件から85件(27%)増加しています。コロナ直前である令和元年度の443件より減少しているものの増加傾向がみられます。なお愛知県全体においても同様に令和3年度以降3年間にわたり増加傾向となっています。

また、平成27年から令和5年の愛知県内刑法犯検挙者中の再犯者の割合は横ばい傾向です。

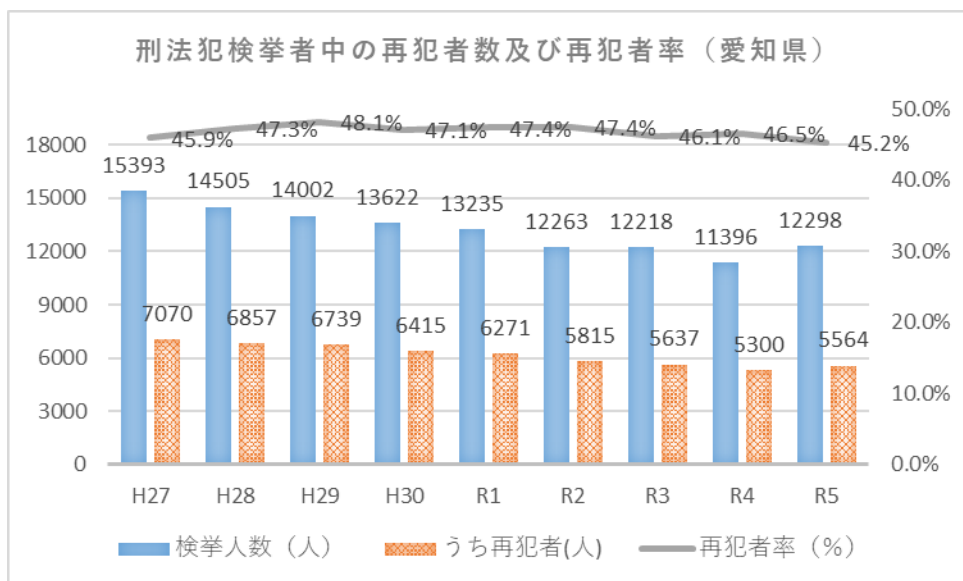
今後、刑法犯認知件数の減少と、安全に安心して暮らせる地域の実現のためにも、再犯防止の取組を地域の関係者が連携しながら一層進めていくことが必要となっています。

図5-● 愛知県内の刑法犯認知件数の推移



資料:愛知県警察「犯罪統計書」

図5-● 愛知県内の犯罪件数及び再犯者数の推移



資料:愛知県警察「犯罪統計書」



● 愛知県再犯防止への理解を深めるためのハンドブックより抜粋 ●

犯罪や非行の背景には、罪を犯した人が抱える「困難」「生きづらさ」があり、この「困難」「生きづらさ」を社会から取り除く必要がありますが、そのためには、国、県、市町村、関係機関及び民間団体などの多機関連携による、地域社会における「息の長い」支援が必要です。

**3 日進市の基本施策**

	基本施策	内容
1	犯罪をした人の人権についての啓発	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくし、社会復帰に資するよう人権啓発活動や人権相談に取り組みます。
2	犯罪をした人等への社会復帰支援	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立相談支援窓口（通称「くらしサポート窓口」）において、くらしに関する様々な相談支援を実施します。犯罪をした人の社会復帰には、住まいと就労の確保こそ最優先課題と捉え、居住支援法人や民間企業との連携を活用した支援を実施します。 また、その人それぞれが持つ課題を分析し、必要な支援が受けられるよう関係機関との調整を図るといった、包括的な相談支援の実施に取り組みます。
3	保護司や更生保護女性会等への支援	更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動及び関連事業に対する補助金の交付、広報活動、そして周知に取り組みます。
4	社会を明るくする運動の実施	「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。
5	市による広報等を通じた理解促進	市のホームページや広報にっしんにおいて、保護司、更生保護女性会等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民の理解促進を図ります。
6	薬物乱用防止に向けた取組の実施	啓発物の配布等、薬物乱用の危険性を市民へ周知するための取組みを行います。

● 再犯防止計画についてのアンケートより ●

愛知保護区保護司会日進部会 保護司 13 名、日進市更生保護女性会 会員 8 名の方からの再犯防止計画についてのアンケートを実施しました。  
(アンケート取りまとめ中のため後日追記予定)

# 第6章 計画の推進に向けて

## 6-1 連携・協働と各主体の役割

### 1 関係機関等の連携・協働

地域に暮らす人々のニーズや生活課題が多様化・複雑化する中、こうした地域生活課題に対応し、地域福祉を推進していくため、一人ひとりの市民、区や自治会等の地域コミュニティ、NPO等の市民活動団体、市内の福祉関係事業者や医療機関、民間企業、市や社会福祉協議会など多様な主体それぞれが、地域福祉の重要な担い手であることを認識するとともに、それぞれが役割を果たしながら、互いに連携・協働していくことが重要です。

このため、多様な主体が集まり、情報共有したり、個別支援を検討する機会を充実しながら、計画の推進に努めます。

### 2 計画の主な推進主体と役割

本計画を推進する主な主体の基本的な役割は以下のとおりです。

主体	期待される基本的な役割
市民(住民)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 日々の生活の中で生じる困りごとについて、自身や家族での解決が難しい場合は、抱え込み過ぎる前に「助けられ上手」になり、周囲の人たちに助けを求めたり、相談支援窓口等で相談したりする。</li><li>② 日頃から隣近所の人との交流を図り、困りごとが生じた時や緊急時にお互いに協力しあえる関係を築く、暮らしやすい地域づくりを心がけるとともに、地域の一員として地域福祉を「我が事」と意識し、主体的に地域福祉活動に関わっていく。(例えば、日ごろから声をかけあう、見守りあう、地域の行事や助け合い活動に参加する、など)</li><li>③ 地域生活課題を抱えている、または抱えていそうな人・世帯を見かけた場合は、状況をそっと見守りながら、必要に応じて地域の民生委員・児童委員や主任児童委員、市や社会福祉協議会などの相談支援機関に適切につなげていく。</li></ul>

主 体	期待される基本的な役割
<p>区や自治会等の 地域コミュニティ (福祉まちづくり協 議会等も含む)</p>	<p>① 日常のあいさつや回覧等の際の声掛け、見守り、異変があった際の通報などの活動やほっとカフェ等のつどいの場、移動支援やワンコインサービスといった支え合い活動など、地域住民の日常的生活を支える地域福祉活動を推進する。</p> <p>② 地域生活課題を抱えている、または抱えていそうな人・世帯を見かけた場合は、状況をそっと見守りながら、必要に応じて地域の民生委員・児童委員や主任児童委員、市や社会福祉協議会などの相談支援機関に適切につなげていく。</p> <p>③ 支援機関からの求めに応じて、地域生活課題を抱えている人・世帯の支援に必要な、又は役割が持てる新たな地域福祉活動の創出に協力する。</p>
<p>NPO等の 市民活動団体</p>	<p>① 地域の課題解決に主体的に取り組む担い手として、活動内容の充実に努め、地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会、市等と連携・協働し、地域福祉活動を実践・推進していく。</p> <p>② 地域生活課題を抱えている、または抱えていそうな人・世帯を見かけた場合は、状況をそっと見守りながら、必要に応じて地域の民生委員・児童委員や主任児童委員、市や社会福祉協議会などの相談支援機関に適切につなげていく。</p> <p>③ 支援機関からの求めに応じて、地域生活課題を抱えている人・世帯の支援に必要な、又は役割が持てる新たな地域福祉活動の創出に協力する。</p>
<p>福祉関係事業者 医療機関</p>	<p>① 本人・世帯を中心とした包括的な支援に努める。それぞれが有する専門性を活かして、利用者の立場に立った質の高いサービス提供を推進するとともに、地域に必要な新たなサービスの創出に努める。</p> <p>② 複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている、または抱えていそうな人・世帯の支援を自ら行うことが困難な場合は、必要に応じて他の支援関係機関につなぎ、地域生活課題の解決に資する支援を求める。</p> <p>③ 地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会や市等と連携・協働しながら地域福祉活動との連携や支援に努める。</p>
<p>民間企業</p>	<p>① 社会・経済活動の主体として、地域生活課題を抱えている人・世帯の支援に必要な、又は役割が持てる就労や社会参加の機会・手段の提供や支援に努める。</p> <p>② 地域住民や地域のさまざまな活動者・活動団体、関係機関、社会福祉協議会や市等と連携・協働しながら地域福祉活動の実践や連携、支援に努める。</p> <p>③ 日常業務を通じて地域の住民とかかわる中で、地域生活課題を抱えている、または抱えていそうな人・世帯に気づいた際には、必要に応じて市や社会福祉協議会などの相談支援機関に適切につなげていく。</p>



主 体	期待される基本的な役割
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会福祉法109条に位置付けられた地域福祉の推進を図ることを目的とし「ともに暮らす 安心な地域社会」(地域共生社会)を実現していくための“かなめ役”として、市と共に本計画の理念を共有しつつ、地域共生社会の実現に向けた協働を行う。</li> <li>② 住民の地域福祉に対する関心や意識を高め、住民主体の活動を促進するとともに、地域のニーズや課題を明らかにし、地域の住民や団体、福祉事業者などの参加・協力のもと、その解決にむけた住民同士の助け合い活動やサービス事業を企画・開発し、実施する。</li> <li>③ 小地域における支え合い・助け合いの地域福祉活動の仕組みづくりを支援する「コミュニティーワーク機能」、高齢者をはじめ、障害者や子ども、生活困窮者等も包含した総合的かつ断らない相談支援等を行う中核的役割「ソーシャルワーク機能」、多様な地域資源(区や自治会、地域住民、民生委員・児童委員、NPO、福祉事業者等)の連携・協働のための調整を担う「コミュニティーソーシャルワーク機能」の3つの機能を発揮する。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域共生社会の実現を目指し、社会・経済活動への参加や活躍の場の確保等を目的に、福祉以外の様々な分野(商工、農業、観光、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携を図る。</li> <li>② 市民の福祉向上を担う主体として、様々な施策を効果的・効率的かつ総合的に推進し、高齢者福祉や障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援その他福祉の各分野における共通事項を適切に実施する役割を発揮する。</li> <li>③ 市民等が地域福祉活動を積極的に推進できる基盤の整備や、地域福祉の推進を担う各主体が連携・協働していくためのしくみづくりなどを担う。</li> <li>④ 複雑かつ複合的な地域生活課題を抱える人・世帯に対し、社会福祉協議会をはじめとする関係機関や市民等と連携し、包括的な支援体制を構築し、“世代や属性を問わない断らない包括的相談支援”と“地域づくり”を大きな2本の柱とした「誰ひとり取り残さない」社会の構築を目指す。</li> </ul>

## 6-2 計画の進行管理

1

### PDCAサイクルと日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会からの助言・提言にもとづく計画の進行管理

本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するためには、関係機関や各主体の連携・協働が必要であると同時に、市と社会福祉協議会の一体的な推進体制のもとで、市の関係各課が部局横断で取り組み、各事業の進捗状況を定期的に確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理が必要です。

このため、「年度ごとの施策・事業の方針や手順等の立案(Plan)」⇒「計画に基づいた施策・事業の実行(Do)」⇒「施策・事業の進捗状況について点検(Check)」⇒「点検結果を踏まえた施策・事業の見直し(Action)」⇒「新たな方針や手順等の立案(Plan)」といった一連の流れに沿ったPDCAサイクルによる進行管理を行い、施策・事業の継続的な改善を進めていくものとします。

具体的には、毎年度の計画の進捗状況の実施状況を把握、評価し、その結果を「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」に報告し、助言・提言を受け、施策・事業の改善を図っていきます。

2

### VUCA時代にふさわしい臨機応変な施策・事業のアップデート

新型コロナウイルス感染症拡大、地球温暖化に伴う気候変動や異常気象、大規模自然災害、目まぐるしい社会経済状況の変化、急速な科学技術の発展など私たちが暮らす地域社会を取り巻く先行きが不透明で複雑性・不確実性が高い昨今のような状況は、“VUCA<sup>\*</sup>(ブーカ)時代”と呼ばれています。

また、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の各分野の基本となる法律や計画・施策大綱・各種制度の改正や見直しだけでなく、認知症、子どもの貧困やヤングケアラー、困難な問題を抱える女性への支援など複雑かつ複合的な課題に対応するための新たな法律の制定や改正、新たな計画等の策定も行われています。

このように目まぐるしくアップデートされる法制度や施策・制度も含め、先行きが不透明なVUCA時代にある中では、PDCAサイクルによるマネジメントに加えて、観察と状況判断から始めることを重視した「OODA(ウーダ)ループ<sup>\*\*2</sup>」の考え方も取り入れ、現場に近いところで状況を的確に判断し、柔軟に対応していくスピード感とトライ&エラーを細かく繰り返す取組が求められていくと考えられます。

本計画は、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を中心に記載することとしており、第4章では施策ごとに取り組むべき方向性のみを示し、より詳細で具体的な事業内容については、各担当部署の創意工夫に委ねることとしています。

以上のことを踏まえ、年度を単位として計画の進捗状況や改善を図っていくPDCAサイ



クルと、常に社会情勢等を観察して状況を判断し、その時々によりふさわしい方策が新たに考えられる場合には、年度途中であっても既存の事業内容にとらわれることなく、臨機応変にアップデートしていくOODA(ウーダ)ループとの両輪により計画を推進していくものとします。

図6-1 計画の進行管理の概念図 (PDCAサイクル)

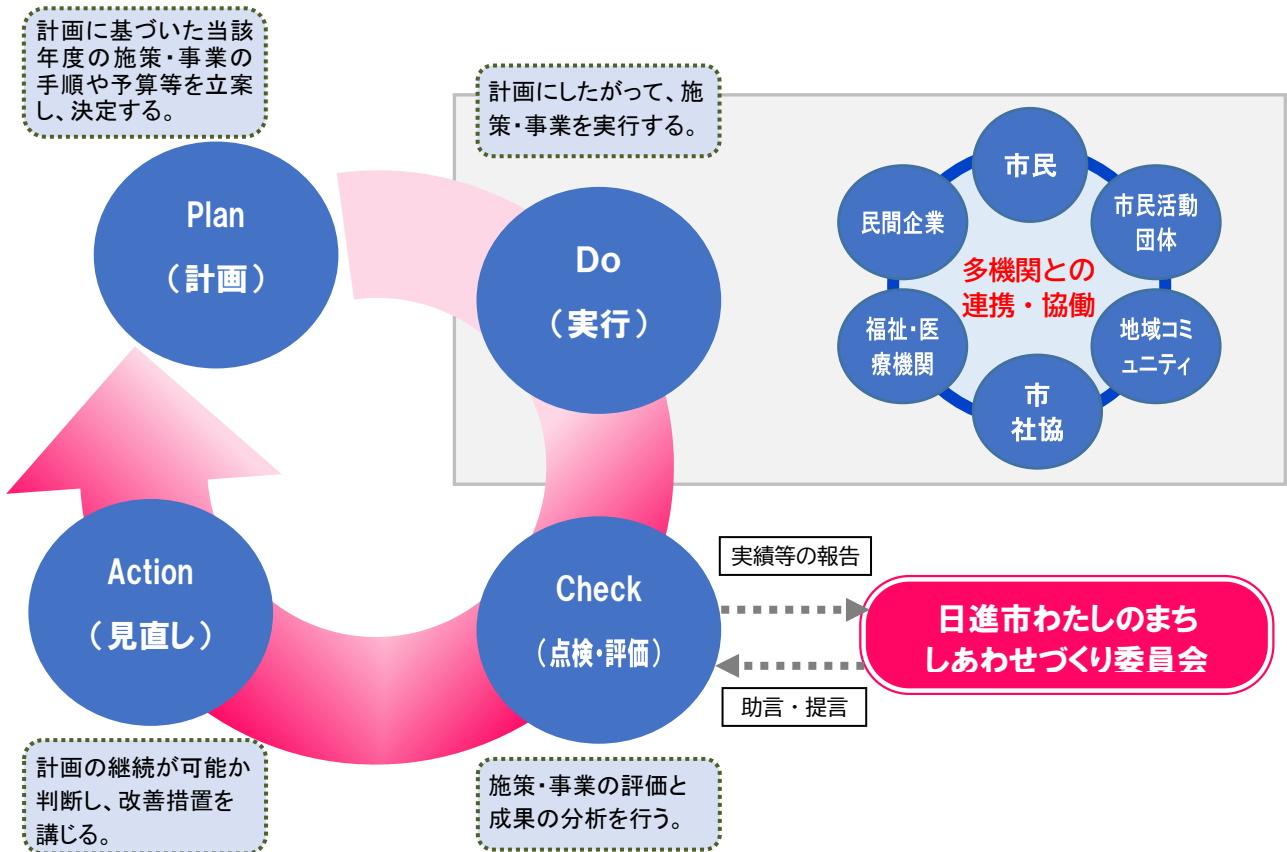


図6-2 OODA(ウーダ)ループとは

